

包括外部監査結果報告書

令和5年度

新潟市

新潟市包括外部監査人

公認会計士 植木謙治

目次

I.	包括外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
①	監査テーマ	1
②	監査対象年度	1
③	監査対象範囲	1
3.	特定の事件を選定した理由	1
4.	監査の着眼点	2
5.	包括外部監査の手法	2
6.	包括外部監査の実施期間	2
7.	包括外部監査人並びに補助者の氏名及び資格	2
8.	利害関係	3
9.	その他	3
II.	監査対象の概要	3
1.	新潟市における外郭団体の状況	3
①	外郭団体の概要	3
②	新潟市の外郭団体の一覧	3
2.	新潟市における外郭団体見直しの取組	6
①	平成17年度「外郭団体見直し方針」及び「外郭団体経営改善計画」の策定	6
②	平成22年度「外郭団体経営改善計画実施報告書」による総括	7
③	外郭団体評価システムによる評価の開始	9
3.	外郭団体評価システム	10
III.	包括外部監査の結果及び意見	12
1.	結果及び意見の概要	12
①	結果及び意見に関する総論	12
②	指摘及び意見の要約	13
2.	総務部行政経営課	39
①	概要	39
②	個別検出事項	40
3.	(公財)新潟市芸術文化振興財団	42
①	外郭団体の概要	42
②	個別検出事項	46
4.	(公財)新潟市海洋河川文化財団	66
①	外郭団体の概要	66

②	個別検出事項.....	69
5.	(公財)新潟観光コンベンション協会.....	83
①	外郭団体の概要.....	83
②	個別検出事項.....	86
6.	(株)新潟市環境事業公社.....	109
①	外郭団体の概要.....	109
②	個別検出事項.....	112
7.	(公財)新潟ミートプラント.....	124
①	外郭団体の概要.....	124
②	個別検出事項.....	127
8.	新潟市土地開発公社.....	138
①	外郭団体の概要.....	138
②	個別検出事項.....	141
9.	(公財)新潟水道サービス.....	150
①	外郭団体の概要.....	150
②	個別検出事項.....	153

I. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

① 監査テーマ

外郭団体の財務に関する事務の執行及び管理状況について

② 監査対象年度

原則として令和 4 年度を対象として、必要に応じて他の年度も対象とした。

③ 監査対象範囲

新潟市の出資比率、新潟市からの財政的関与の規模、外郭団体の規模、及び過去の包括外部監査の対象年度を勘案し、下記の外郭団体及び所管課を監査対象範囲とした。

対象外郭団体	所管課
—	総務部行政経営課
(公財)新潟市芸術文化振興財団	文化スポーツ部文化政策課
(公財)新潟市海洋河川文化財団	文化スポーツ部文化政策課
(公財)新潟観光コンベンション協会	観光・国際交流部観光政策課
(株)新潟市環境事業公社	環境部循環社会推進課
(公財)新潟ミートプラント	農林水産部食と花の推進課
新潟市土地開発公社	財務部用地対策課
(公財)新潟水道サービス	水道局総務部総務課

3. 特定の事件を選定した理由

新潟市には、行政活動の代行的、補完的機能を果たすことを目的として、市が出資（出捐）して設立された地方公社や財団法人、株式会社、その他継続的に市が人的・財政的支援を行っている団体など、様々な形態の団体が存在する。本市では、これらの団体の中で、本市の出資又は出捐の比率（25 パーセント以上）を基本に、本市からの財政支出及び人的支援の状況等、本市と団体との関係から判断して本市が主体的に指導監督する必要のある団体を外郭団体として位置づけており、2023 年 4 月 1 日現在において、地方公社 1、公益法人 13、株式会社 4、社会福祉法人 1 の合計 19 団体が外郭団体として存在している。

これらの外郭団体が市の出資等の目的に沿った形で、事業が効率性、有効性、経済性の観点から適切に遂行されるとともに、市から独立して一定の自立性をも

って事業運営を行っているかについて、包括外部監査のテーマとすることに意義があると判断した。

また、本市は「新潟市外郭団体評価実施要綱」（平成25年4月1日最終改訂）及び「新潟市外郭団体経営改善検討会議設置要綱」（平成25年4月1日最終改訂）に基づき、外郭団体の評価・指導調整を行っており、市として適切な指導及び関与がなされているかについて、包括外部監査のテーマとすることに意義があると判断した。

さらには、外郭団体については、他の自治体における包括外部監査のテーマとして数多く取り上げられており市民の関心も高いと考えられる。そのため、外郭団体の財務事務の執行について包括外部監査のテーマとすることに意義があると判断した。

以上の理由で「外郭団体の財務に関する事務の執行及び管理状況について」を特定の事件として選定した。

4. 監査の着眼点

以下の項目について、外郭団体に係る財務事務の執行及び管理が法令、規則及び要綱等に準拠しているか、経済性、効率性及び有効性が確保されているかを監査する。

- 外郭団体の見直しに係る体制が適切に構築されているか。
- 各外郭団体の経営状況の評価は適切に実施されているか。
- 各外郭団体に対する市の指導監督は適切に実施されているか。
- 各外郭団体のガバナンスは有効に機能しているか。
- 各外郭団体において財務事務は適正に執行されているか。
- その他

5. 包括外部監査の手法

外郭団体及び所管課の責任者及び担当者に対してヒアリングを行うとともに、関連文書を閲覧した。また、必要に応じて運用現場の視察を行った。

6. 包括外部監査の実施期間

令和5年6月1日から令和6年1月31日まで

7. 包括外部監査人並びに補助者の氏名及び資格

包括外部監査人	植木 謙治	公認会計士
補助者	赤塚 弘晃	公認会計士
補助者	渡部 政記	公認会計士

補助者

川嶋 哲朗

公認会計士

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9. その他

● 端数の処理

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

● 元号の表記

一部の元号について、以下のとおり略称を使用している箇所がある。

略称	元号	凡例
S	昭和	S60=昭和 60 年
H	平成	H30=平成 30 年
R	令和	R4=令和 4 年

● 法人の種類

一部の法人の種類について、以下のとおり略称を使用している箇所がある。

略称	法人の種類
(公財)	公益財団法人
(株)	株式会社

II. 監査対象の概要

1. 新潟市における外郭団体の状況

① 外郭団体の概要

一般的に外郭団体は、民間の資金や人材、経営ノウハウを活用し、行政活動の代行的・補完的機能を、安定的かつ効率的・弾力的に果たすことを目的として自治体の出資により設立される。

新潟市では、本市の出資又は出捐の比率（25 パーセント以上）を基本に、本市からの財政支出及び人的支援の状況等、本市と団体との関係から判断して本市が主体的に指導監督する必要がある団体を外郭団体として位置づけている。

② 新潟市の外郭団体の一覧

令和 5 年 4 月 1 日現在

No.	外郭団体の名称	設立目的
1	公益財団法人 會津八一記念館	會津八一の遺墨・遺品・著書をはじめ會津八一に関する資料を調査研究し、文学・芸術など学芸に残した業績を伝え、広く後学の研究と鑑賞に供し、郷土新潟の文化振興とともに、わが国の教育・学術の興隆に寄与することを目的とする。
2	公益財団法人 新潟市芸術文化振興財団	新潟市民の芸術文化及び歴史文化の振興を図り、もって、自主的自発的な市民文化の創造に寄与することを目的とする。
3	公益財団法人 新潟市海洋河川文化財団	新潟市を中心とする海洋・河川文化（海、河川をはじめとする水辺環境とそこに生息する生物などの影響を受けて発展してきた、人々の暮らし、生活様式、価値観等）の現況把握、歴史的背景及び保護継承を通して、社会における海洋・河川文化の重要性・関係性を啓発し、もって新潟市の文化醸成に寄与するとともに、地域社会の持続的発展に寄与することを目的とする。
4	公益財団法人 新潟市スポーツ協会	新潟市及びその周辺地域におけるスポーツの普及振興に関する事業を行い、市民の体力向上を図り、スポーツ精神を養うことに寄与することを目的とする。
5	公益財団法人 新潟市国際交流協会	新潟の地理的及び歴史的特性を活かし、市民の諸外国との交流及び協力活動並びに在住外国人への支援を推進することにより、多様な文化を相互に認め尊重し、ともに生きる豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。
6	公益財団法人 新潟観光コンベンション協会	新潟市及びその周辺地域に有する文化的、社会的、経済的特性を生かし、観光客及びコンベンションの誘致等を行うことにより、新潟市及びその周辺地域における観光及びコンベンションの振興を図り、もって国際相互理解の増進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に資することを目的とする。
7	株式会社 新潟市環境事業公社	市内に中小の汲取り業者が点在し、適正な原価の算出が難しい・サービスが均一でないな

		どの弊害が生じていた。その解決策として、市は新潟市清掃審議会の答申を受け、汲取り業者に対し企業合同に関する行政指導を行い、16社の参加を得て新潟市環境事業公社が設立された。
8	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会	社会福祉法第109条により、社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
9	公益社団法人 新潟市シルバー人材センター	高齢者が希望に応じた臨時的かつ短期的就業で、生きがいの充実及び社会参加の推進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。
10	公益財団法人 新潟市産業振興財団	新潟市及びその近隣市町村の中小企業等に対し、販路拡大や市場開拓、新製品・新技術に係る研究・開発、人材の確保・育成、経営基盤の強化等を総合的に支援することにより、地域産業の振興と活性化を図り、もって活力ある地域経済社会の構築並びに地域住民の生活の向上及び福祉の増大に寄与することを目的とする。
11	新潟地下開発株式会社	自動車保有台数の急増への対応と古町西堀地区の活性化のため、駐車場及び商業施設の管理運営を行うことを目的とする。
12	公益財団法人 新潟市勤労者福祉サービスセンター	新潟市内の中小企業に勤務する勤労者及びその事業主並びに新潟市に居住し新潟市外の中小企業に勤務する勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者等の福利厚生充実を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。
13	公益財団法人 新潟ミートプラント	食肉の生産、流通、利用等に関する知識の普及や安心・安全な食肉の確保に関する啓発を推進するとともに食用に供される獣畜のと殺解体等に関する事業を行い、もって地域の公衆衛生の向上及び増進並びに一般消費者に対

		する安心・安全な食肉の安定供給に寄与することを目的とする。
14	公益財団法人 新潟市開発公社	健康増進とスポーツ振興の事業、地域固有の自然環境を活用した先導的事業、公衆衛生の向上及び公共の福祉増進事業を行うことにより、新潟市の都市機能増進と潤いのある地域社会の形成を図り、もって新潟市の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。
15	新潟市土地開発公社	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。
16	株式会社まちづくり豊栄	事業者や市民、新潟市などの出資による第三セクター特定会社による事業推進により、中心市街地及びまちづくりの活性化を図る。
17	株式会社エフエム新津	旧郵政省の「中央と地方との情報格差是正・地域の活性化促進を目的とした1市町村1波の周波数割当許可」という指針のもと、住民参加による地域に密着した情報を提供することにより、「地域の振興」「公共の福祉増進」「地域の防災」に寄与する。とりわけ、「地域の防災」機能に重点を置き、住民生活の安全性の確保に役立てることを第一の目的とする。
18	公益社団法人 新潟市南区農業振興公社	南区地域農業の経営構造の改善、経営体及び担い手の確保育成、農産物のブランド化、環境保全型農業の実践等を推進し、もって南区地域の活性化及び地域農業の持続的発展に寄与することを目的とする。
19	公益財団法人 新潟水道サービス	市民が安心して水道を使えるよう支援することを通し、文化的な市民生活の維持向上に寄与することを目的とする。

2. 新潟市における外郭団体見直しの取組

① 平成17年度「外郭団体見直し方針」及び「外郭団体経営改善計画」の策定

新潟市は、指定管理者制度の創設等の外部環境の変化や、包括外部監査（平成16年度「新潟市の外郭団体等の財務、事業の執行、法人の運営について」）による指摘を契機として、所管課による個々の外郭団体の見直しのみならず、市全体

として統一的に外郭団体の事業やそのあり方を検討することを目的として、平成18年3月に「外郭団体見直し方針」を策定し、この見直し方針を受けて、各団体及び市による具体的な取組事項を、同年同月に「外郭団体経営改善計画」として策定した。

② 平成22年度「外郭団体経営改善計画実施報告書」による総括

新潟市は、平成17年度から平成21年度にかけて「外郭団体経営改善計画」に基づいて外郭団体の見直しを進め、平成22年12月に「外郭団体経営改善計画実施報告書」として取り纏めている。5年間にわたる見直しの結果、外郭団体数は27団体から18団体へと減少した。その他の見直しの成果の概要は、下記のとおりである。

<「外郭団体経営改善計画実施報告書」より抜粋>

【改善計画による見直し成果】

見直し項目 [単位]		16 年度末	21 年度末 (計画)	対 16 年度増減 (対計画比)
見直し対象団体数の推移		27	18* (-)	▲ 9 (-)
市派遣職員(役員・職員)の推移 [人]		87	33 (36)	▲ 54 (▲ 3)
市OB役員の推移 [人]		27	17 (18)	▲ 10 (▲ 1)
補助金, 負担金, 交付金の推移 [千円]		1,281,514	1,172,239 (1,087,677)	▲ 109,275 (+ 84,562)
中長期計画等の策定団体		0	9 (4)	+ 9 (+ 5)
役員数の推移 [人]		322	246 (270)	▲ 76 (▲ 24)
職員数の推移(常勤) [人]		699	628 (640)	▲ 71 (▲ 12)
職員数の推移(非常勤/嘱託・臨時等) [人]		1,104	1,511 (1,437)	+ 407 (+ 74)
情報提供体制の推移	情報公開に関する規程を整備する団体の割合 [%]	66.7	93.8 (100)	+ 27.1 (▲ 6.2)
	市政情報案内室に閲覧資料を設置する団体の割合 [%]	61.9	100 (100)	+ 38.1 (0)
	インターネットを利用した情報提供を行う団体の割合 [%]	57.1	100 (100)	+ 42.9 (0)

注) *見直し対象団体数は, 平成 22 年 4 月 1 日現在の数値。

【見直しの方向性別外郭団体一覧】		(出資等比率は平成 21 年 4 月 1 日現在)		
基本的な方向性	具体的な方向性	団 体 名	現況(出資等比率)	
1 存在意義が薄れた団体は廃止する。	① 廃止を検討する団体	(財)新津文化振興財団	17 年度廃止	
		新津地域振興(株)	18 年度廃止	
		(財)新潟テレトピア振興協会	18 年度廃止	
2 一定の期限ごとに事業内容・効果などの不断の見直しを行う。	② 抜本的な改革を行う団体	新潟地下開発(株)	52.6%	
		(財)新潟市開発公社	23.1%	
		(財)新潟市都市緑化推進協会	19 年度廃止*3	
		新潟土地開発公社	100.0%	
		(財)新潟地域産業振興センター	21 年度廃止*4	
		(財)新潟勤労者福祉振興協会	21 年度廃止*5	
		(財)會津八一記念館	50.4%	
	③ 統合も含め、組織及び事業を見直す団体	(社福)新潟市社会福祉協議会	—	
		④ 市の関与を見直す団体	(財)新潟市体育協会	100.0%
			(財)新潟水道サービス	100.0%
			(財)新潟市勤労者福祉サービスセンター	98.0%
		(財)新潟ミートプラント	40.0%	
		(株)新潟市環境事業公社	34.6%	
		(社福)とよさか福祉会	19 年度関与廃止	
⑤ 出資者の立場から経営改善を働きかける団体	(社福)豊聖福祉会	18 年度関与廃止		
	(株)エフエム新津	57.4%		
	(株)まちづくり豊栄	50.0%		
3 本市の戦略や市民のニーズに対応する団体は経営体質の改善を図ることを前提とし、積極的に拡大・再編を行う。	⑥ 組織の活性化、機能の拡充を図る団体	新潟バイオリサーチパーク(株)*1	17 年度出資率減	
		(財)新潟市国際交流協会	100.0%	
		(財)新潟市芸術文化振興財団	100.0%	
		(財)新潟観光コンベンション協会	71.4%	
		(財)新潟インダストリアルプロモーションセンター	55.9%	
		(社)新潟市南区農業振興公社*2	46.2%	
		(社)新潟市シルバー人材センタ	—	

注) *1 平成 17 年 6 月 1 日よりバイオリサーチパーク推進機構から名称変更。
*2 平成 21 年 4 月 1 日より(社)しろね農業振興公社から名称変更。
*3 基本財産等は開発公社へ寄付。事業及び職員は開発公社が承継。
*4 基本財産等は IPC へ寄付。事業及び職員は開発公社が承継。
*5 基本財産等は県・市へ寄付。事業及び職員は開発公社が承継。

外郭団体経営改善計画による見直しの中で、外郭団体評価システムを確立したことに伴い、平成 17 年度に策定した「外郭団体見直し方針」及び「外郭団体経営改善計画」による見直しは終了している。

③ 外郭団体評価システムによる評価の開始

平成 19 年度から、後述する外郭団体評価システムにより、外郭団体の経営状況及び市の関与の妥当性に関する評価を実施し、不断の見直しを行うこととしており、令和 5 年度現在においても継続して実施している。

3. 外郭団体評価システム

外郭団体評価システムは、①外郭団体による自己評価、②所管課による評価、③外部評価アドバイザーによる評価、④新潟市としての総合評価、と大きく4つの段階を踏まえて実施される。外郭団体及び所管課といった当事者だけではなく、外部評価アドバイザーや、外郭団体全体を取り纏める行政経営課も加わることにより、第三者的な視点や新潟市全体としての視点を踏まえた評価が行われるようになっており、新潟市における外郭団体へのモニタリング機能の中核となっている。

外郭団体評価システムのその他概要については、下記を参照されたい。

<「令和4年度 外郭団体評価 実施報告書」より抜粋>

1 外郭団体評価システムの概要

(1) 目的

外郭団体評価システム（以下、「評価システム」という。）は、外郭団体（以下、「団体」という。）が実施する事業や団体の財務状況、経営状態について評価し、団体の自立的・効率的な経営を促進することを目的に外郭団体経営改善計画に基づき平成19年度より実施しています。外郭団体経営改善計画（計画年度：平成17～21年度）は、平成21年度をもって終了しましたが、団体の経営状況や市の関与の妥当性については、引き続き把握していく必要があることから、評価システムも継続して実施しています。

(2) 対象団体

評価システムでは、市が出資しているなど市との関係が深いと認められる団体のうち、下記①、②に該当する団体を対象として実施します（解散の方針が決定している又は検討しているなど、特段の事由がある場合を除く）。

①市が資本金、基本金等の4分の1以上を出資・出捐している団体

②市からの人的又は財政的な支援の状況から、市と密接な関連を有すると認められる団体

法人形態	団体名	市出資・出捐比率 (R4. 7. 1 現在)
①資本金、基本金等の4分の1以上を出資・出捐している団体		
公益財団法人	新潟市芸術文化振興財団	100.0%
公益財団法人	新潟市海洋河川文化財団	100.0%
公益財団法人	新潟市スポーツ協会	100.0%
公益財団法人	新潟市国際交流協会	100.0%
公益財団法人	新潟水道サービス	100.0%
地方公社	新潟市土地開発公社	100.0%
公益財団法人	新潟市勤労者福祉サービスセンター	98.0%
公益財団法人	新潟観光コンベンション協会	71.4%
株式会社	エフエム新津	57.4%
株式会社	新潟地下開発	52.6%
公益財団法人	會津八一記念館	50.4%
株式会社	まちづくり豊栄	50.0%
公益社団法人	新潟市南区農業振興公社	46.2%
公益財団法人	新潟ミートプラント	40.0%
公益財団法人	新潟市産業振興財団	38.6%
株式会社	新潟市環境事業公社	34.6%
②人的又は財政的な支援の状況から市と密接な関連を有すると認められる団体		
公益財団法人	新潟市開発公社	23.1%
社会福祉法人	新潟市社会福祉協議会	—
公益社団法人	新潟市シルバー人材センター	—

(3) 実施方法

評価システムによる評価は、平成25年度から下記のとおり実施しています。

- ①団体の自己評価及び市の所管課による評価…全団体が実施
- ②ヒアリング及び総合評価…当該年度に必要とされる団体に実施（令和4年度は6団体）

※②については、公認会計士等の外部評価アドバイザーの助言等を踏まえて実施

(4) 実施体制

ア 外部評価アドバイザー

第三者の視点及び専門家の立場から、団体及び所管課に対するヒアリングを実施し、団体の経営改善に対する助言、総合評価にあたっての助言を行います。

令和4年度外部評価アドバイザー：公認会計士、中小企業診断士各1名

イ 外郭団体経営改善検討会議

総務部長、団体を所管する部長、区長により構成し、団体のあり方や方向

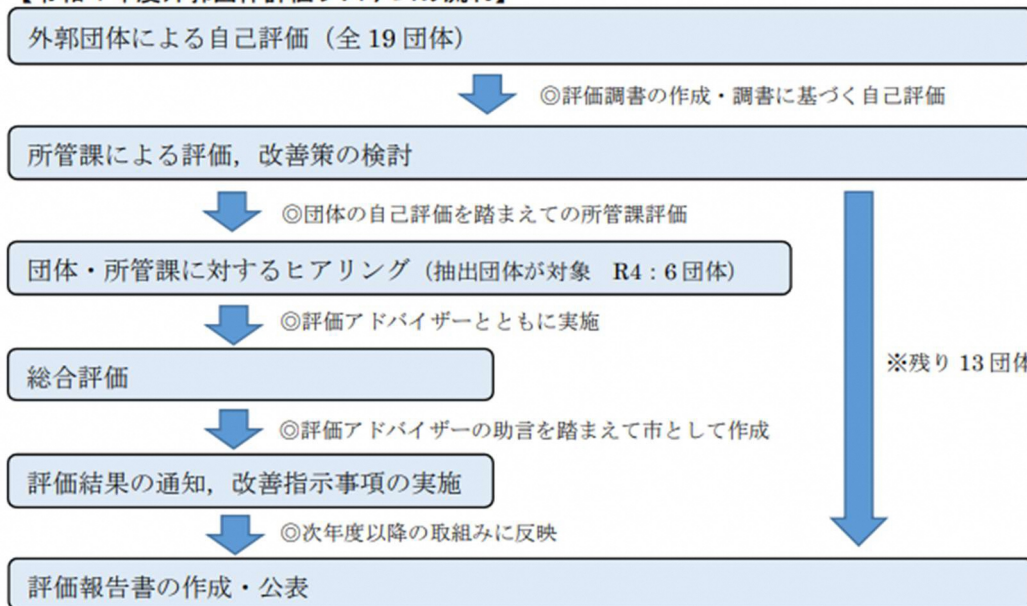
性、懸案事項等について協議し、外部評価アドバイザーからの助言を踏まえた総合評価に基づき、特に指導を要する団体に対して、方針を検討するため、必要に応じて招集されます。

なお、平成 27 年度に開催方法を見直し、外部評価アドバイザーによる評価区分が「D:抜本的な対応が必要」となった団体を所管する部長及び区長、総務部長、財務部長、総務部担当副市長とで今後の対応方針を検討することとしています。

ウ 評価基準日

評価年度の 7 月 1 日を基準日として団体の状況を評価します。決算等の財務状況については、前年度決算に基づき評価を実施しています。

【令和 4 年度外郭団体評価システムの流れ】



III. 包括外部監査の結果及び意見

1. 結果及び意見の概要

① 結果及び意見に関する総論

本包括外部監査では、外郭団体の財務に関する事務の執行及び管理状況が法令、規則及び要綱等に準拠しているか、経済性、効率性及び有効性が確保されているかという観点から、外郭団体及びその所管部署に対して監査を行った。

監査の結果、「②指摘及び意見の要約」に記載したとおり、複数の指摘・意見が発見された。

指摘・意見の中には監査対象の外郭団体及びその所管部署のみに限定されるものではなく、同様の課題が他の外郭団体及び所管部署にも生じていることが想定されるため、個別の対応にとどまらず、新潟市全体としての対応が必要でないか

を検討の上、課題対応に取り組んで頂きたい。

また、新潟市においては「Ⅱ. 3」に記載のとおり、毎年度、外郭団体評価システムによる外郭団体の経営状況及び市の関与の妥当性に関する評価を行っており、本包括外部監査の指摘・意見を今後の評価の中でも活用して頂きたい。

なお、監査対象外郭団体及びその所管部署において通常業務に追われる中、限られた時間で予定した調査を実施できたことは、それぞれ担当者の方々の協力があったからであり、それについて心より感謝を申し上げたい。

② 指摘及び意見の要約

包括外部監査の過程で発見された個別検出事項を「指摘」と「意見」に分けて記載している。なお、「指摘」と「意見」の根拠法令と包括外部監査における監査上の判断基準は、以下のとおりである。

区分	根拠法令	監査上の判断基準 (地方公共団体の外部監査に関するガイドライン及び Q&A)
指摘	監査の結果（地方自治法第 252 条の 37 第 5 項）	合規性（適法性と正当性）への違反となるもの。すなわち、違法行為及び不当行為がこれにあたる。 (違法行為及び不当行為の説明は下記に記載)
意見	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第 252 条の 38 第 2 項）	3 E（経済性、効率性、有効性）の観点から、包括外部監査人が記載することが適当と判断したものの。

<違法行為と不当行為の補足説明>

違法行為	不当行為
法令、条例、規則等の形式的な違反あり。	法令、条例、規則等の形式的な違反なし。
法令等の実質的な違反がある場合 ① 裁量権の逸脱あるいは濫用 ② 行為の程度が法令等の予定している程度を超えている場合で、客観的にみて社会通念上、著しく適切を欠いた場合に限り違法とされる。	法令等の実質的な違反とは言えないが、 ① 行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである。 ② 法令等の運用の仕方が不十分である、あるいは不適切である。 ③ 社会通念上、適切でないもの。

<p><事例></p> <p>① 作為に基づく法令違反（不正）</p> <p>② 法令等の解釈・適用の誤りに基づくもの（誤謬）</p>	<p><事例></p> <p>① 通常の時価よりも著しく高い価格での物品購入</p> <p>② 公益性はあるが必要以上に多額な支出</p>
---	---

（出典：「地方公共団体の外部監査に関するガイドライン及びQ&A」
（2020年2月20日 日本公認会計士協会）

<指摘及び意見の要約一覧表>

項目	頁	区分	指摘または意見の内容
総務部行政経営課			
外郭団体の評価指標について	40	意見 1	<p>新潟市内部において外郭団体評価を行う際の評価項目として、「外郭団体のあり方」を第一の評価項目としているが、外部に公表している「外郭団体評価 実施報告書」においては、外郭団体の経営状況に係る項目が評価の視点として記述されており、「外郭団体のあり方」は評価項目として明確となっていない。</p> <p>新潟市内部では「外郭団体のあり方」を評価・検討しているものの、公表物のみを見た場合、それがなされていない誤解を招く可能性があり、公表する「外郭団体評価 実施報告書」の中でも「外郭団体のあり方」を評価項目として明示することが望ましい。</p> <p>また、市内部と公表物で評価項目の記載が異なる点も、再度整理することが望ましい。</p>
所管課へのモニタリングについて	41	意見 2	<p>外郭団体評価システムにおける評価の過程で、外部評価アドバイザーは外郭団体及び所管課へ改善指示事項を取り纏めている。外郭団体への改善指示事項の対応状況は、「外郭団体評価調書」においてモニタリングされ、公表もされている。他方で所管課への改善指示事項のモニタリング方法は、行政経営課から各所管課へ、口頭ベースで状況確認を行うに留まっている。</p> <p>外郭団体における事業課題の解決・経営改善には、外郭団体のみで解決できるものだけでなく、所管課の協力が必要なものも多数存在する。外部評価アドバイザーもその点を踏まえて、所管課に対し</p>

			ても改善指示事項を取り纏めている。そのため、所管課に対する改善指示事項についても、外郭団体と同様の水準でモニタリングを行うことが望ましい。
(公財)新潟市芸術文化振興財団			
外郭団体に対する結果及び意見			
中期経営計画について	46	意見 3	<p>中期経営計画が平成 29 年 3 月に作成されたものから更新されていないが、環境も課題も変化しているため見直しが必要である。そして、中期経営計画の見直しの際は、下記事項について留意されたい。</p> <p>現行の中期経営計画では具体性に乏しいためアクションプランの作成が必要である。そして PDCA サイクルを回すためには、活動実績を評価するため可能な限り定量評価できる目標を設定すべきと考える。</p> <p>また、法人全体での中期経営計画の共有が行われておらず浸透していないため、共有する機会を適宜設ける必要がある。</p>
登記事務の法定期限について	48	指摘 1	<p>登記事項の変更事由が発生した場合には、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記を行うことが必要とされているが、役員の変更が生じているにもかかわらず、二週間以内に登記が行われていない事象が散見された。</p> <p>登記が期限を経過していた理由は、担当者が期限を認識していなかったとのことであるため、担当者の交代に伴う業務の引継ぎも見据えて、担当事務の棚卸及び年間スケジュール表を作成する等の対応により継続的に法令遵守する体制の整備・運用が必要である。</p>
役員の欠格事由の確認について	50	意見 4	<p>新潟市芸術文化振興財団においては、役員の就任時には欠格事由等の確認書を入手しているが、その後の重任時においては、改めて確認書を入手することはしていない。</p> <p>法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分な説明を行い、欠格事由の有無を確認した上で確認書を入手することが望ましい。</p>
評議員会へ	52	指摘	評議員会への報告の省略が有効に行われたと認め

の報告の省略について		2	<p>られるためには、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことが必要であるが、意思表示を確認していない。</p> <p>法令及び定款を遵守して適切な評議員会運営を行う必要がある。</p>
事業計画の新潟県への提出期限について	53	指摘 3	<p>新潟市芸術文化振興財団においては、令和5年度の事業計画書・収支予算書等を令和5年3月31日までに新潟県に提出する必要があるものの、令和5年5月18日に提出しており、期限を超過した提出となっている。</p> <p>法令を遵守して公益法人運営を適時・適切に実施する必要がある。</p>
アンケートに関する市への報告について	54	指摘 4	<p>新潟市歴史博物館においては、アンケートの結果報告は、定期的な報告は無く、必要に応じて報告する形となっている。アンケート結果の報告を求める基本協定書に従った対応となっていないため、アンケートを実施したら結果報告をする必要がある。なお、令和5年度から定期的な報告を実施する方針としている。</p>
退職給付引当資産の運用資産について	54	指摘 5	<p>退職給付引当資産取扱要綱に定められた運用対象外の金融資産（地方債）が、退職給付引当資産の運用対象とされていた。</p> <p>退職金の支払が滞らないよう配慮されてはいるものの、取扱要綱には従っていないため、取扱要綱に従った運用に改めるか、または、取扱要綱の趣旨を勘案した上で、運用方針の見直し及び取扱要綱の整備を行う必要がある。</p>
賞与引当金・退職給付引当金の貸借対照表内訳表上の計上額について	55	指摘 6	<p>貸借対照表内訳表において、賞与引当金及び退職給付引当金について公益事業及び収益事業への按分が適切に行われていない。</p> <p>日本公認会計士協会から公表されている研究資料を参考に公益法人会計基準に従った適切な決算書を作成する必要がある。</p>
賞与引当金に係る社会保険料法人	56	指摘 7	<p>新潟市芸術文化振興財団では、職員に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を、決算において賞与引当金として計上している</p>

負担見込額の会計処理について			<p>が、法定福利費に相当する負債を計上していない。</p> <p>賞与引当金を計上する場合、賞与引当金の金額に合理的な料率を乗じて法定福利費相当額を負債計上するべきである。</p> <p>なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。</p>
税効果会計の適用要否の判断について	57	指摘 8	<p>収益事業等会計において法人税法上の収益事業を実施しているが、決算において税効果会計の適用要否を検討しておらず、税効果会計を適用していない。</p> <p>よって、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されているフローチャートや重要性の考え方、法定実効税率の算定方法などを参考にして、税効果会計適用の要否について法人として検討し意思決定する必要がある。</p>
関連当事者の注記について	58	指摘 9	<p>関連当事者の判定の検討が行われておらず、結果として、財務諸表において関連当事者である新潟市との取引の内容についての注記が行われていない。</p> <p>なお、新潟市以外にも関連当事者がいないか検討した上で、関連当事者との取引を適切に注記する必要がある。</p>
所管部署に対する結果及び意見			
役員人件費を補助対象とすることについて	61	意見 5	<p>「公益財団法人新潟市芸術文化振興財団運営費補助金」において、新潟市芸術文化振興財団の役員人件費についても補助の対象としている。国では、行政改革の取組として、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。</p> <p>国が計画の中で説明している懸念点は新潟市であっても共通しているため、役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を検討することが望ましいと考える。</p>
公益財団法人新潟市芸	62	意見 6	<p>公表している「公益財団法人新潟市芸術文化振興財団運営費補助金」に係る補助金評価シートに記載</p>

術文化振興財団運営費補助金に係る補助金評価について			<p>が、活動実績・成果について具体性を欠いており、また毎年度同じ記載が行われており、どのようにして市の文化振興に寄与しているか、を情報利用者が理解することができない。補助金評価の結果は、文章で具体的に分かりやすく効果を説明することが望ましい。</p> <p>また、達成度を測る目標については、定性評価では客観性や検証性に乏しいため、可能な限り定量評価すべきと考える。</p>
坂口安吾顕彰事業補助金に係る補助金の評価について	63	意見 7	<p>公表している「坂口安吾顕彰事業補助金」に係る補助金評価シートの記載が、活動実績・成果について具体性を欠いており、また毎年度同じ記載が行われており、どのようにして市の文化振興に寄与しているか、を情報利用者が理解することができない。補助金評価の結果は、文章で具体的に分かりやすく効果を説明することが望ましい。</p> <p>また、達成度を測る目標については、定性評価では客観性や検証性に乏しいため、可能な限り定量評価すべきと考える。</p>
基本協定書について	64	意見 8	<p>歴史文化課にて作成されている「新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等及び新潟市文化財旧小澤家住宅の管理に関する基本協定書」では、「備品」「消耗品」の定義付けが無く、「備品」「消耗品」の区分が新潟市の制定しているルールと不整合となる可能性があるため、明記すべきであると考え。</p> <p>また、新潟市芸術文化振興財団は、文化政策課及び歴史文化課が所管する複数の施設において、それぞれ指定管理者として基本協定書を交わしているが、同一の外郭団体との協定書にもかかわらず、各施設に特有の規定を除いた共通する事項についても記載が異なる部分が散見されたため、見直すことが望ましい。</p>
(公財)新潟市海洋河川文化財団			
外郭団体に対する結果及び意見			
指定管理の月例業務報告書について	69	指摘 10	<p>月例業務報告書に基本協定書に定められた事項の一部（管理経費等の収支状況）の記載が漏れていた。そのため、基本協定書の定めに従って必要事項</p>

て			<p>を漏れなく業務報告書に記載し提出することが必要である。</p> <p>しかし、そもそも月例業務報告書で報告を求める事項として必須なのか疑問が残る。</p> <p>基本協定書に定められた事項は新潟市作成のひな型どおりであり、状況によっては、記載事項の要否を検討した上でカスタマイズして利用することが望ましいと考える。</p>
利用されていない銀行口座について	71	意見 9	<p>長期に使用実績が無く使用見込みも無い普通預金口座を保有している。現在使用しておらず今後の使用見込みが無い預金口座は、不正に使用される恐れや管理コストの点から、早期に解約することが望ましい。</p>
賞与引当金について	71	指摘 11	<p>翌年度の夏季賞与支給見込額は、年度末時点において引当金計上の要件を満たしているため、当期の負担に属する金額を財務諸表において賞与引当金として計上する必要があるが、賞与引当金が計上されていない。また、賞与引当金に対応する社会保険料会社負担見込額も負債計上する必要がある。</p> <p>なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。</p>
税効果会計の適用要否の判断について	73	指摘 12	<p>収益事業等会計において法人税法上の収益事業を実施しているが、決算において税効果会計の適用要否を検討しておらず、税効果会計を適用していない。</p> <p>よって、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されているフローチャートや重要性の考え方、法定実効税率の算定方法などを参考にして、税効果会計適用の要否について法人として検討し意思決定する必要がある。</p>
補助金等の注記について	74	指摘 13	<p>補助金の交付を受けているが、財務諸表において補助金等の注記を行っていない。よって、財務諸表に補助金等の注記を追加する必要がある。</p>
関連当事者の注記について	75	指摘 14	<p>関連当事者の判定の検討が行われておらず、結果として、財務諸表において関連当事者である新潟市との取引の内容についての注記が行われていない。</p>

			<p>なお、新潟市以外にも関連当事者がいないか検討した上で、関連当事者との取引を適切に注記する必要がある。</p>
<p>所管部署に対する結果及び意見</p>			
<p>修繕費の負担について</p>	78	意見 10	<p>「新潟市水族館の管理に関する基本協定書」において負担しないとする高額な修繕費を継続的に新潟市海洋河川文化財団が負担している状況であり、また今後は施設老朽化により緊急的な高額の修繕費も増えることが予想される。</p> <p>協定書に準拠した適正な負担関係を構築できるよう、新潟市は対応の見直しを含めて検討することが望ましいと考える。</p>
<p>役員人件費を補助対象とすることについて</p>	79	意見 11	<p>「公益財団法人新潟市海洋河川文化財団運営補助金」において、新潟市海洋河川文化財団の役員人件費についても補助の対象としている。国では、行政改革の取組として、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。</p> <p>国が計画の中で説明している懸念点は新潟市であっても共通しているため、役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を検討することが望ましいと考える。</p>
<p>公益財団法人新潟市海洋河川文化財団運営補助金に係る補助金評価について</p>	80	意見 12	<p>公表している「公益財団法人新潟市海洋河川文化財団運営補助金」に係る補助金評価シートの記載が、活動実績・成果について具体性を欠いており、また毎年度同じ記載が行われており、どのようにして市の文化醸成に寄与しているか、を情報利用者が理解することができない。補助金評価の結果は、文章で具体的に分かりやすく効果を説明することが望ましい。</p> <p>また、達成度を測る目標については、定性評価では客観性や検証性に乏しいため、可能な限り定量評価すべきと考える。</p>
<p>指定管理者業務の仕様</p>	81	意見 13	<p>指定管理者の選定に関する評価会議において、同一事業者を指定管理者候補者として非公募とするこ</p>

書について			<p>とのデメリット（マンネリ化など）について解消する方策（外部意見の取入れなど）を仕様書に織り込むことを条件として非公募を容認するという旨の評価委員の意見があった。当該意見も踏まえて、評価会議として指定管理者の選定を非公募とする結論に至ったが、仕様書に対応に関する記載が従前から存在することをもって、委員からの意見に対応した仕様書の変更は行っていない。</p> <p>しかし、デメリット（マンネリ化など）を排除するためには、指定管理者に意識・行動の変革を促す必要があり、記載内容が変わらない仕様書では意識・行動の変革を促す効果は期待できないため、マンネリ化などを解消するための記載を仕様書に明確にすべきであると考えます。</p> <p>また、他の施設の指定管理者の選定に関する評価会議が後日開催されているが、新潟市水族館と同じく同一事業者を指定管理者候補者として非公募としているにもかかわらず、同様のデメリットに関する議論がなされていない。共通の論点については、横断的な情報共有及び慎重な議論が行われるように対応することが望ましい。</p>
（公財）新潟観光コンベンション協会			
外郭団体に対する結果及び意見			
役員の欠格事由の確認について	86	意見 14	<p>新潟観光コンベンション協会においては、役員の就任時には欠格事由等の確認書を入手しているが、その後の重任時においては、改めて確認書を入手することはしていない。</p> <p>法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分な説明を行い、欠格事由の有無を確認した上で確認書を入手することが望ましい。</p>
活動指標の選定について	88	意見 15	<p>新潟観光コンベンション協会の活動指標としては、延べ宿泊者数、コンベンション開催件数、コンベンション参加者数が指標として考えられており、特に延べ宿泊者数に重点が置かれている。しかし、地域経済の活性化は必ずしも宿泊者の数だけでは判断できるわけではないと考える。</p>

			<p>そのため、地域経済の活性化がどの程度行われたかを判断するために、どのような指標が適切かを検討の上、活動指標として選定することが望ましい。</p>
新潟市観光情報館の取り扱いについて	89	意見 16	<p>新潟市観光情報館は、すでに存在意義を失っていると考えられるにもかかわらず、保有しているだけで新潟市の財政負担が生じている。また、老朽化が進んでおり、使用し続けるには修繕等が必要な状況とのことであり、このような現状に鑑みれば、速やかに処分すべきである。</p> <p>解体撤去の方針とのことであるが、入居者もいることからすぐに取り壊しということもできないと考えられるため、解体撤去のために必要な課題を洗い出し、具体的なアクションを検討すべきである。</p>
財政調整資金積立金について	90	意見 17	<p>新潟観光コンベンション協会の事業は、基本的に事業資金は新潟市の補助金で賄われており、必要以上に資金を保有しなければならないような事業運営を行っていない。現金預金残高も一定程度保有しており、それ以外に財政調整資金積立金として別枠の預金を保有する意義が乏しいと考える。</p> <p>財政調整資金積立金は通常の普通預金との違いも不明瞭であり、財政調整資金積立金について意義、必要性及び資金繰りを検討の上、新潟市への返還や現金預金勘定との統合も検討することが望ましい。</p>
補助金交付事務の不備について	91	指摘 15	<p>新潟観光コンベンション協会は、新しいMICE誘致推進事業としてコンベンション開催補助金を交付している。当補助金の交付要綱には、主催者は実績報告書の他に参加者名簿や決算書、参加者アンケートなどの添付書類を速やかに提出しなければならない旨が定められているが、参加者アンケートが添付されていないものが1件発見された。</p> <p>補助金の交付決定にあたっては、「公益財団法人新潟観光コンベンション協会コンベンション開催補助金交付要綱」に従った手続が実施されていることが必要であるとともに、「コンベンション開催補助金実績報告書兼交付申請書」等の書類に不備や不足がないことが重要であり、そのための適切な事務執行が必要と考える。不備があるにもかかわらず、補</p>

			助金として交付している事例があったことから、事務執行が適切に行われる体制を整備する必要がある。
一者随意契約について	94	指摘 16	<p>新潟空港1階の国内線側に大型のデジタルサイネージを設置する業務について一者随意契約を行っている。</p> <p>しかし、一者随意契約を締結する場合には、然るべき理由が必要と考えるが、該当法令は地方自治法施行令第167条の2第1項6号となっており、競争入札が不利な場合とされているが、なぜ競争入札が不利になるのかが明確に説明されていない。</p> <p>また、最もコスト及び調達リスクの低減が図れると判断したとあるが、そもそも、一者随意契約をしておりその他の事業者との比較も行われておらず、最もコスト及び調達リスクの低減が図れると判断した根拠が不十分である。</p> <p>さらに、契約者として賛助会員以外の業者を検討しない、契約価格の妥当性を検討しないということであれば、新潟市の補助金で事業を行う公益財団法人としては適切ではないと考える。</p> <p>以上より、発注業者の選定は一般競争入札を行うか、随意契約を締結するにしても技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的かつ総合的に判断し決定するなど、適正に行う必要がある。</p>
発注業者の見積について	96	指摘 17	<p>新潟空港の国際線チェックインロビーにデジタルサイネージを設置しているが、見積を取るにあたって、実質的に賛助会員1社からしか見積を取っていない。</p> <p>見積を取るにあたって、賛助会員以外の事業者を検討しない、契約価格の妥当性を検討しないということであれば、新潟市の補助金で事業を行う公益財団法人としては適切ではないと考える。</p> <p>以上より、発注業者の選定にあたっては、有利な条件で契約ができるように、適切に見積を入手し比較検討するべきである。</p>
会計記録と補助簿（現	97	指摘 18	現金出納帳に記録されている現金の動きが、会計記録に記録されていない。

金出納帳)の整備について			<p>会計記録は、法人の経済実態を適切に反映させるため、現金の動きについて適切に記録すべきである。月末に残高が残らないように運用しているとしても、会計記録は月末残高のみを記録するものではなく、実際には月末に現金残高が残っていることもあり不適切であると考ええる。現金出納帳を適切に作成した上で、その内容は会計記録と整合させる必要がある。</p>
現金実査について	98	意見 18	<p>新潟観光コンベンション協会では、現金について実査をした上での残高報告等はしていない。</p> <p>現金については、不正のリスクもあることから定期的に金種表等を利用した現金実査を行い、その結果を報告させるような運用が望ましいと考える。</p>
リース取引の会計処理について	98	指摘 19	<p>新潟観光コンベンション協会の新潟空港国際線チェックインロビーLEDビジョンに係るリース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているが、ファイナンス・リース取引に該当すると考えられるため、通常の売買取引に準じて会計処理すべきである。</p> <p>また、リース契約を締結する都度、リース取引判定を行う体制を構築することが必要である。</p>
資産除去債務の計上について	101	指摘 20	<p>新潟観光コンベンション協会の事務局事務所については賃借している事務所の内装（間仕切壁等）設備や造作物について、新潟市観光情報館については賃借している土地の上に建設されている新潟市観光情報館建物について、契約上除去に関する義務があると考えられ、該当する資産除去債務を見積計上することが必要となる。</p> <p>しかし、新潟観光コンベンション協会の令和4年度財務諸表上、資産除去債務を計上していないため、計上することが必要である。</p>
賞与引当金に係る社会保険料法人負担見込額の会計処理について	103	指摘 21	<p>新潟観光コンベンション協会では、職員等に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を決算において賞与引当金として計上しているが、法定福利費に相当する負債を計上していない。</p> <p>賞与引当金を計上する場合、賞与引当金の金額に</p>

			<p>合理的な料率を乗じて法定福利費相当額を負債計上すべきである。</p> <p>なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。</p>
注記における重要な会計方針としての引当金の計上基準について	104	指摘 22	<p>新潟観光コンベンション協会の令和4年度財務諸表における、財務諸表に対する注記では、1. 重要な会計方針（4）引当金の計上基準という項目があるものの、引当金の計上基準は退職給付引当金についてのみ記載されている。しかし、貸借対照表では「賞与引当金」についても計上されており、引当金の計上基準として注記をするべきである。</p>
関連当事者の注記について	104	指摘 23	<p>関連当事者の判定の検討が行われておらず、結果として、財務諸表において関連当事者である新潟市との取引の内容についての注記が行われていない。</p> <p>なお、新潟市以外にも関連当事者がいないか検討した上で、関連当事者との取引を適切に注記する必要がある。</p>
所管部署に対する結果及び意見			
役員人件費を補助対象とすることについて	107	意見 19	<p>「公益財団法人新潟観光コンベンション協会運営事業補助金」において、新潟観光コンベンション協会の役員人件費についても補助の対象としている。</p> <p>国では、行政改革の取組として、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。</p> <p>国が計画の中で説明している懸念点は新潟市であっても共通しているため、役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を検討することが望ましいと考える。</p>
補助金評価シートの補助率について	108	指摘 24	<p>「公益財団法人新潟観光コンベンション協会運営事業補助金」の評価シートに係る補助率は正しい数値を開示していないため、補助金に対する正しい理解に資するように適切に開示すべきである。</p>
(株) 新潟市環境事業公社			

外郭団体に対する結果及び意見			
人事考課の導入について	112	意見 20	新潟市環境事業公社では、人事考課が行われていない。 適切な人事制度の運用のためにも、人事考課の導入について引き続き検討することが望ましい。
組織的な人材教育の必要性について	113	意見 21	新潟市環境事業公社では、人材育成に力を入れるため、配置転換を計画的に行っているが、実際の教育は所属している各部署に任せており、法人として管理しているわけではない。 各事業において知識や技能が求められ、計画的に教育を行うのであれば、各業務における必要な知識や技能を法人として整理をした上で、各人がどのような知識や技能を習得しているのか、どのように習得させていくのか等、配置転換をさせるだけでなく、それぞれの習得状況まで計画的に行うことが望ましい。
移転準備引当金の会計処理について	113	指摘 25	新潟市環境事業公社の令和4年度の貸借対照表には、移転準備引当金 170,000 千円が計上されているが、移転準備引当金は引当金の計上要件を満たしておらず、計上額に合理性も無い。 合理性のない引当金を計上し、利益を過少に計上することは、適切な利益を株主に説明せず、利益処分の機会を奪っていることになるため不適切である。
前払費用の会計処理について	115	指摘 26	新潟市環境事業公社の令和4年度の貸借対照表には未完成の固定資産の取得のために支払った資金が、流動資産の前払金として計上されている。 しかし、未完成の固定資産の取得のために支払った資金は固定資産の建設仮勘定として開示することが適切であり、貸借対照表の開示科目は、一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に基づき、適切に開示することが必要である。
賞与引当金に係る社会保険料法人負担見込額の会計処理	117	指摘 27	新潟市環境事業公社では、職員等に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を決算において賞与引当金として計上しているが、法定福利費に相当する負債を計上していない。 賞与引当金を計上する場合、賞与引当金の金額に

について			合理的な料率を乗じて法定福利費相当額を負債計上すべきである。 なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。
役員退職慰 労引当金の 会計処理に ついて	117	指摘 28	新潟市環境事業公社では、役員に対して退職慰労金を支払うことが予定されているが、令和4年度の貸借対照表には役員退職慰労引当金が計上されていない。 将来の役員退職慰労金の支払に対応する金額は、役員退職慰労引当金として適切に計上すべきである。
有価証券の 評価基準及 び評価方法 の注記につ いて	118	指摘 29	新潟市環境事業公社では、「中小企業の会計に関する指針」に基づいて計算書類を作成していることを明記しているが、重要な会計方針に係る事項に関する注記として、有価証券の評価基準及び評価方法を注記していない。 「中小企業の会計に関する指針」、会社計算規則に基づき、有価証券の評価基準及び評価方法を適切に注記すべきである。
株主資本等 変動計算書 の注記につ いて	119	指摘 30	新潟市環境事業公社では、「中小企業の会計に関する指針」に基づいて計算書類を作成していることを明記しているが、株主資本等変動計算書に関する注記が不足している。 「中小企業の会計に関する指針」、会社計算規則に基づき、株主資本等変動計算書に関する注記を適切に注記すべきである。
所管部署に対する結果及び意見			
新潟市環境 事業公社と 新潟市の関 係性につい て	120	意見 22	新潟市環境事業公社は株式会社という組織形態であり、新潟市は34.6%出資しており大株主である。 株式会社という組織形態において新潟市の出資比率が34.6%という現状は、一事業者としての客観性は確保されておらず、他方で新潟市のために協力運営をすることが確保されている状況とも言えないと考えられる。そのため、新潟市は、新潟市環境事業公社との関係性を解消するのか強化するのかどちらが適切なのか方針を明確にし、資本関係の対応も含

			む具体的な対応を検討することが必要と考える。
資源再生センターに係る一者随意契約について	123	指摘 31	<p>資源再生センター選別施設運転管理業務委託について、新潟市は新潟市環境事業公社と一者随意契約を締結している。</p> <p>しかし、随意契約ガイドラインに照らし合わせると、資源再生センター選別施設運転管理業務委託について、一者随意契約とするには合理的な理由とは言い難い。そのため、一者随意契約を締結する場合には、随意契約ガイドラインを遵守した契約を行うことが必要である。</p>
(公財)新潟ミートプラント			
外郭団体に対する結果及び意見			
収益改善施策のない中期計画について	127	意見 23	<p>新潟市全体のと畜数は減少傾向であり法人の経営環境に厳しさが増しているものの、翌年度予算や中期計画では法人の経営を改善するための具体的な施策が策定されていない。継続的な事業活動を行うために、法人経営を改善するための施策を計画的に運用することが望ましい。</p>
契約方法を選択する際の金額基準について	128	意見 24	<p>新潟ミートプラント契約要綱において、工事又は製造の請負は、250万円を下回る場合に随意契約の方法により締結することができ、250万円を超える場合には競争入札が必要となる旨が定められている。</p> <p>しかしながら、特定の修繕工事に関しては、同じ業者への取引を同日に決裁しているにもかかわらず、分割して金額判定することで250万円を超えないものと判断し随意契約を行っていた。</p> <p>公正で経済合理性がある取引ができるように、実態を踏まえた契約事務を行う必要がある。</p>
見積合わせの実施状況について	129	指摘 32	<p>新潟ミートプラント契約要綱において「第21条 契約執行職員は、随意契約をしようとするときは、なるべく有資格者のうちから、特別の理由のある者を除き2人以上の者から見積書を提出させなければならない。」と定めている。新潟ミートプラントでは、特殊機械等が多く一者随意契約を締結しているケースが多いが、照明修繕・屋根修繕といった複数の業者で施工が可能と考えられる修繕についても見積合わせを実施していない。</p>

			一者随意契約となっている場合は、競争性が働いておらず、公平性が担保できていない懸念があるため、委託料削減・公平性の観点から、内規を遵守し、見積合わせを行う必要がある。
少額の随意契約の取り扱いについて	130	意見 25	新潟ミートプラント契約要綱において「第21条 契約執行職員は、随意契約をしようとするときは、なるべく有資格者のうちから、特別の理由のある者を除き2人以上の者から見積書を提出させなければならない。」としているが、10万円未満の経費については見積合わせを実施していない。 実態に即した規程に見直しをするなど、内規に即した事務執行を行えるよう体制を整備する必要がある。
所管部署に対する結果及び意見			
無償で業務受託している新潟市食肉センター使用料等の徴収事務について	131	意見 26	新潟市が民間事業者から徴収する新潟市食肉センター使用料等の徴収事務は、新潟ミートプラントに委託されているが、その委託料は無償とされている。徴収事務といった責任が伴う事務を無償で行うことは、民間事業者間であれば一般的ではなく、経済合理性のある価格にて取引を行うことが望ましい。
改修等の費用及び責任の分担について	132	指摘 33	令和3年度の新潟市食肉センターの管理に係る下記の修繕費が300万円を超えている。 ・「新潟市食肉センター小動物解体室 自動皮剥機②修繕に伴う経費の支出について」341万円 ・「新潟市食肉センター部分肉処理室 カットコンベア B No.3 修繕に関する変更契約の締結及び経費の支出について」319万円 「新潟市食肉センターの管理に関する協定書」において、300万円を超える修繕については新潟市の負担と定めており、新潟市が負担すべき費用であるため、協定書の規定に従った修繕費の負担が必要である。
新潟市食肉センター施設老朽化について	133	意見 27	新潟市食肉センターは平成5年の開設から30年が経過しており設備の老朽化が顕著であり、早急に改修が必要な設備は15億円以上にも達している。 この点、修繕が必要な設備は、使用頻度・代替可

			<p>能性・改修期間を考慮して改修の優先度を評価した上で、リスト化したものを新潟ミートプラントが作成し、新潟市と共有している。しかしながら、新潟市において当リストを検討した結果が文書として残されておらず、また修繕計画へ活かされていなかった。</p> <p>継続的で安心安全なセンター運営を実行するためにも、当リストを用いて個々の設備に関する対応方針を検討することが望まれる。</p>
新潟市食肉センターの改修計画について	135	意見 28	<p>新潟市食肉センターは大型の設備でありストックマネジメントの観点から、計画的な改修が行われるべきである。しかしながら、予防的な改修計画は作成されておらず、不具合が起こる都度改修をしている状態である。</p> <p>そして、令和4年度のと畜場事業会計の予算額が3.5億円である一方、新潟市食肉センターで早急に改修が必要な設備金額は15億円以上と積算されており、現時点では予算が大きく不足する状況となっている。</p> <p>大型設備の更新には、多額の財源と中長期的な対策が必要となることから、早い時点で計画を策定し資産管理に努めることが望ましかった。</p>
新潟市食肉センターの管理委託料の算定について	135	意見 29	<p>新潟市食肉センターの指定管理料の算定にあたっては過去実績の平均を踏まえて算定している。ただし指定管理料のうち、修繕費に関しては、単純に過去平均を用いて算定されていることで、令和2年度は12,737千円、令和3年度は10,344千円、令和4年度は13,108千円の予算超過となっている。指定管理料の算定の際には、単純に過去の平均を用いるのではなく、外部環境の変化や施設の老朽化の進行状況を踏まえた将来の予測を反映させて算定することが望ましい。</p>
補助金交付の事務執行について	136	指摘 34	<p>令和4年度において、高騰する光熱費に対する経営支援として37,495千円の補助金を交付している。交付にあたっては「新潟市補助金等交付規則」にて定める「取扱基準」の設定と「情報の公表」が必要になるが、いずれも行われていない。適切な補助金の</p>

			交付及び予算の執行を実現するために、規則に従った事務執行が必要である。
備品管理の網羅性について	137	指摘 35	新潟市と新潟ミートプラントとの間で結ばれた「新潟市食肉センターの管理に関する協定書」において、新潟ミートプラントが管理すべき施設や物品が記載されているものの、管理すべき備品が網羅的に協定書に記載されていない。資産の適切な管理のため、管理すべき備品を網羅的に記載する必要がある。
新潟市土地開発公社			
所管部署及び外郭団体に共通する結果及び意見			
解散に向けた具体的なスキームの検討について	142	意見 30	新潟市土地開発公社は解散することが予定されているが、具体的な解散時期は令和5年時点においても決まっておらず、解散に向けたスキームが、長期保有土地の売却と負債の返済というスキーム以外にどのようなものが考えられるか、それぞれのスキームにおけるメリット・デメリットがどうかといった検討結果が明確になっていない。 解散が、全ての課題事項が完了し整理されるまで実施されないとすると、解散がいつ行われるのかいつまでも決まらないということにもなりかねない。そのため解散に向けた課題を整理し、方針を決め、課題の解消のため関連部署との調整を含めたモニタリングを行うことが望ましい。
長期保有土地に係る方針の検討について	144	意見 31	①都市計画道路新津新町大久保線事業用地、②都市計画道路秋葉程島線整備事業用地、③地域環境保全林整備事業用地、については取得してから30年以上のものが含まれるなど、かなりの長期保有となっているにもかかわらず、具体的な動きは無い。 ①都市計画道路新津新町大久保線事業用地、②都市計画道路秋葉程島線整備事業用地については、優先順位が低く、予算措置がなされない状況下において、当初目的のとおり都市計画道路として整備が必要な路線なのか疑問である。そのため、市所管課は精度の高い事業計画を提出し、その計画に合わせた変更契約及び予算措置を行っていくべきである。 また、③地域環境保全林整備事業用地について

			は、当初目的を見直さず再取得する方針であるため、先延ばしすることによる具体的な優位性などを示すことが出来なければ、市として速やかに予算措置を行うべきである。
長期保有土地の時価の下落について	146	意見 32	<p>長期保有土地は、簿価で評価されているが、市がこれらの土地を購入する際には簿価で買い取ることになっているところ、時価は簿価より下落している状況である。</p> <p>市は時価簿価差額を負担することになるが、今後さらなる時価簿価差額の拡大の可能性もある。このようリスクの増大に対応するためにも、長期保有土地についての方針を早急に検討することが望ましい。</p>
協定書の形態化について	147	指摘 36	<p>新潟市土地開発公社が保有する長期保有土地については、土地の買収にあたって、新潟市が期限を定めて購入することが定められた契約書または協定書が取り交わされている。しかし、これら全てにおいて、契約書又は協定書が何度か変更され、新潟市の買取期限が延長されている。</p> <p>具体的な動きがないまま期限だけ延長しているのは、協定書の調印実務が適切に行われているのか疑問が生じる。そのため、市所管課から現時点でできる限りの精度の高い事業計画を提出させ調印実務を行っていくことが必要である。</p>
借入れによる資金繰りについて	148	意見 33	<p>新潟市土地開発公社の土地の取得資金は市の無利子貸し付けによって行われている。ただし、市は年度収支の均衡を図るため、民間の金融機関からの有利子借入れを利用し、年度末には貸付金の返済を受け、期首に改めて貸し付けるということを行っている。</p> <p>現状のスキームは、名目上年度収支を均衡させることを目的に行われているスキームであるが、そのために有利子負債を利用していることから利息費用も発生している。実態に即した処理をすれば、不要な利息費用も生じないため、資金繰り手法について見直すべきと考える。</p>
預金の運用	150	意見	新潟市土地開発公社は、解散に向けて業務を縮小

方針について		34	<p>している状況にある。一方で、令和4年度における貸借対照表では現金及び預金が16億円保有されており、当該資金について明確な使途も決まっていない。</p> <p>現金及び預金の活用方針が決まっていないのであれば借入金の返済に充てるなど、適切な保有残高を検討の上、多額の預金の活用方針について検討することが望ましい。</p>
(公財)新潟水道サービス			
外郭団体に対する結果及び意見			
収益改善施策のない中期計画について	153	意見 35	<p>水道メーター検針業務事業など新潟水道サービスの主要な受託事業が減少しており法人の経営環境に厳しさが増しているものの、中期計画では法人の経営を改善するための具体的な施策が策定されていない。継続的な事業活動を行うために、法人経営を改善するための施策を計画的に運用することが望ましい。</p>
中期計画の見直しについて	155	意見 36	<p>主要な受託事業の減少により新潟水道サービスの事業収益は年間5億円から3億円と大きく減少しており、法人の事業運営のあり方は大きく変化している。しかしながら、新潟水道サービスの中期計画は令和元年から見直されていないため、実態と大きく乖離している。法人の構成員の判断の拠り所となる重要な指標であるため、事業環境が大きく変化した局面においては適時に見直しをすることが望ましい。</p>
団体の自立性について	156	意見 37	<p>新潟水道サービスの事業収益は100%新潟市からの受託収益であり、また、新潟市への人的依存度も高い状況である。新潟市とは別に法人を設立した趣旨に鑑みて、自立性を確立するため独自の財源や人的資本を確保することが望ましい。</p>
契約形態の金額基準について	158	意見 38	<p>新潟水道サービスが行う契約事務に関しては会計規程第19条第2項に「財団の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約によるものとする。」とするのみであり、それぞれの契約形態における金額基準その他要件を定めたものがない。運用上は新潟市の契約事務と同様のルールにて業務を行っている</p>

			るものの、契約事務に係る金額基準その他要件を明文化し、適切な契約事務が執行される体制を構築することが望ましい。
情報セキュリティポリシーについて	158	指摘 37	パスワード管理やバックアップの方法等、情報セキュリティ・管理・運用に係るルールが明文化されていない。情報セキュリティ・管理・運用に係るルールを明文化することにより、所管部署や責任者が明確となり、また、運用ルールの属人化を防止することが可能となると考えられるため、情報セキュリティ・管理・運用に係るルールを整備することが望ましい。
PCのパスワード設定について	159	指摘 38	新潟水道サービスが管理するPC（新潟市水道局のシステムへアクセスするPCを除く）について、パスワード設定がされていない。想定していない者がPCへアクセスすることを防ぎ、情報漏洩を防止するためPCへのパスワード設定を行うべきである。
データのバックアップについて	159	指摘 39	新潟水道サービスでは、法人内で横断的に使用するデータファイルについて共有PCへ保存しているが、データの定期的なバックアップがなされていない（不定期で外付HDDへバックアップを行っている）。データが滅失した際に、容易に復旧し業務を継続できるように、データの定期的なバックアップを行うべきである。
理事の職務執行の報告について	160	指摘 40	<p>公益法人においては、代表理事、業務執行理事は3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないとされている。ただし、定款で毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めることも認められる（一般法人法91Ⅱ、197）。新潟水道サービスでは、定款にて毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めている。</p> <p>令和4年度の理事会において、当該報告が1回のみ実施されている状況であった。法令及び定款を遵守し、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、代表理事、業務執行理事の理事会への報告が必要である。</p>

役員の欠格事由の確認について	161	意見 39	<p>新潟水道サービスでは、役員の就任時に欠格事由等の確認書を入手しているが、その後の重任時においては、改めて確認書を入手はしていない。</p> <p>法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分に説明を行い、欠格事由の有無を確認した上で確認書を入手することが望ましい。</p>
賞与引当金に係る社会保険料法人負担見込額の会計処理について	162	指摘 41	<p>新潟水道サービスでは、職員等に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を決算において賞与引当金として計上しているが、法定福利費に相当する負債を計上していない。</p> <p>賞与引当金を計上する場合、賞与引当金の金額に合理的な料率を乗じて法定福利費相当額を負債計上すべきである。</p> <p>なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。</p>
税効果会計の適用要否の判断について	163	指摘 42	<p>収益事業等会計において法人税法上の収益事業を実施しているが、決算において税効果会計の適用要否を検討しておらず、税効果会計を適用していない。</p> <p>よって、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されているフローチャートや重要性の考え方、法定実効税率の算定方法などを参考にして、税効果会計適用の要否について法人として検討し意思決定する必要がある。</p>
関連当事者の注記について	164	指摘 43	<p>関連当事者の判定の検討が行われておらず、結果として、財務諸表において関連当事者である新潟市との取引の内容についての注記が行われていない。</p> <p>なお、新潟市以外にも関連当事者がいないか検討した上で、関連当事者との取引を適切に注記する必要がある。</p>
所管部署に対する結果及び意見			
随意契約ガイドラインの対象について	167	意見 40	<p>新潟市が制定した随意契約ガイドラインの対象に新潟市水道局は除外されているが、実態の運用は当該ガイドラインを準用しているため、実態に合わせてガイドラインを改訂することが望ましい。</p>

<p>広報紙「水先案内」作製業務の 一者随意契約 について</p>	<p>167</p>	<p>指摘 44</p>	<p>広報紙「水先案内」作製業務について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。</p> <p>本業務委託は、広報紙の作製・印刷、広告主の募集等を主な業務内容としている。新潟市水道事務への理解、広報紙作製業務への精通といった優位性が新潟水道サービスにあることは否定できないが、それらをもって業者を限定しないように新潟市の随意契約ガイドラインに定められている。また、業務内容から他に実施可能な業者が存在する可能性は高く、競争入札に適さないとは認められ難い。</p> <p>よって、新潟市は、本業務委託について競争入札をする必要がないかについて再検討を行うことが必要である。</p>
<p>広報紙「水先案内」作製業務の 一者随意契約 要件調書兼 審査結果調書 について</p>	<p>168</p>	<p>指摘 45</p>	<p>広報紙「水先案内」作製業務について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。</p> <p>一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要があり、新潟市水道局では「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にてその検討過程を文書化しているが、当調書における理由の記載は不十分である。</p> <p>契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存する体制を構築することが必要である。</p>
<p>広報紙「水先案内」作製業務の 見積金額の 妥当性について</p>	<p>169</p>	<p>意見 41</p>	<p>広報紙「水先案内」作製業務の見積金額には、人件費・車両費の年額の全額が含まれている。年4回の広報紙作製といった業務内容に鑑みると過大であると思われるが、その適否が所管課で検討されていない。委託業務費用の適切化のため、見積金額を検討することが望ましい。</p>
<p>口座データ 入力業務の 一者随意契約 について</p>	<p>170</p>	<p>指摘 46</p>	<p>口座データ入力業務について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。</p> <p>本業務委託は、口座振替依頼書の形式的な不備のチェックとデータ入力等である。新潟市水道事務や検針業務への理解、過去の経験による業務への精通といった優位性が新潟水道サービスにあることは否定できないが、それらをもって業者を限定しないように新潟市の随意契約ガイドラインに定められてい</p>

			<p>る。また、業務内容から他に実施可能な業者が存在する可能性は高く、競争入札に適さないとは認められ難い。</p> <p>よって、新潟市は、本業務委託について競争入札をする必要がないかについて再検討を行うことが必要である。</p>
口座データ入力業務の 一者随意契約要件調書 兼審査結果調書について	171	指摘 47	<p>口座データ入力業務について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要がある、新潟市水道局では「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にてその検討過程を文書化しているが、当調書における理由の記載は不十分である。</p> <p>契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存する体制を構築することが必要である。</p>
口座データ入力業務の 手順書の整備について	172	意見 42	<p>新潟市は、口座データ入力業務を新潟水道サービスに委託しているが、最新の業務手順書を明文化したものが所管課に存在しない。現状の業務内容の効率化や他の業者への委託業務の切替えを容易にするために、業務マニュアルを整備することが望ましい。</p>
貯水槽施設衛生管理指導業務の 随意契約依頼書について	172	意見 43	<p>貯水槽施設衛生管理指導業務について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要がある、当業務では「随意契約依頼書」にてその検討過程を文書化している。当業務は衛生管理指導という専門性を有しており、随意契約を行う理由について、更に詳細な記載が可能と考えられる。</p> <p>契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存する体制を構築することが必要である。</p>
給水装置に係る調査業務 (中央事業所料金)	173	指摘 48	<p>給水装置に係る調査業務(中央事業所料金課)について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。</p> <p>本業務委託は、水道使用量の調査等である。新潟</p>

課)の一者随意契約について			<p>市水道事務への理解、経験による業務への精通といった優位性が新潟水道サービスにあることは否定できないが、それらをもって業者を限定しないように新潟市の随意契約ガイドラインに定められている。</p> <p>また、業務内容から他に実施可能な業者が存在する可能性は高く、競争入札に適さないとは認められ難い。</p> <p>よって、新潟市は、本業務委託について競争入札をする必要がないかについて再検討を行うことが必要である。</p>
給水装置に係る調査業務(中央事業所料金課)の一者随意契約要件調書兼審査結果調書について	174	指摘 49	<p>給水装置に係る調査業務(中央事業所料金課)について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要があるが、新潟市水道局では「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にてその検討過程を文書化しているが、当調書における理由の記載は不十分である。</p> <p>契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存する体制を構築することが必要である。</p>
給水装置に係る調査業務(秋葉事業所料金課)の一者随意契約について	175	指摘 50	<p>給水装置に係る調査業務(秋葉事業所料金課)について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。</p> <p>本業務委託は、水道使用量の調査等である。新潟市水道事務への理解、経験による業務への精通といった優位性が新潟水道サービスにあることは否定できないが、それらをもって業者を限定しないように新潟市の随意契約ガイドラインに定められている。</p> <p>また、業務内容から他に実施可能な業者が存在する可能性は高く、競争入札に適さないとは認められ難い。</p> <p>よって、新潟市は、本業務委託について競争入札をする必要がないかについて再検討を行うことが必要である。</p>
給水装置に係る調査業務(秋葉事	176	指摘 51	<p>給水装置に係る調査業務(秋葉事業所料金課)について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。一者随意契約をする場合にはその</p>

業所料金課)の一者随意契約要件調書兼審査結果調書について			理由の適切性を担保する必要がある、新潟市水道局では「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にてその検討過程を文書化しているが、当調書における理由の記載は不十分である。 契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存する体制を構築することが必要である。
随意契約ガイドラインの理解について	177	指摘 52	包括外部監査の過程において随意契約の適切性について新潟市水道局の契約担当者へのヒアリングを実施したが、随意契約ガイドラインにおける留意点、すなわち業務に精通していることをもって契約者を限定しない等の内容について、初めて知ったというケースが多かった。 新潟市水道局と新潟水道サービスにおいて、一者随意契約が多く締結されていた要因の一つが、随意契約ガイドラインの周知不足であると考えられる。そのため、随意契約ガイドラインに係る研修会や説明会等を実施し、契約担当者の随意契約ガイドラインへの理解を深めることが必要である。
所管課分析シートにおける網羅的な課題把握について	177	指摘 53	新潟水道サービスとの一者随意契約については、所管課として過去より課題があると評価していたと推察される。所管課において認識した課題は、早期に解消に向けて取り組む必要がある。 また、識別した課題は上位者や行政経営課が確認できるように、「外郭団体評価調書」に漏れなく文書化する必要がある。
外部評価アドバイザーの活用について	178	意見 44	外郭団体評価システムにおける外部評価アドバイザーのヒアリング時において、一者随意契約についての課題がディスカッションされていない。当ヒアリングを有効活用するために、重要な課題については所管課より漏れなく外部評価アドバイザーへ提示する必要がある。

2. 総務部行政経営課

① 概要

i. 所管部署の概要

所管課	総務部行政経営課
-----	----------

事務分掌	<ul style="list-style-type: none"> (1) 行政経営改革に関する事項 (2) 民間委託等の推進に関する事項 (3) 指定管理者制度の導入推進に関する事項 (4) 外郭団体の指導調整に関する事項 (5) 法令遵守体制の推進に関する事項 (6) 行政組織及び職務権限に関する事項 (7) 行政評価に関する事項 (8) 内部統制に関する事項 (9) 定期監査、行政監査及び随時監査に関する事項（工事に係るものを除く。） (10) 新潟市行政不服審査会に関する事項 (11) 地方分権の推進に係る調査、研究及び調整に関する事項 (12) 条例、規則及び規程の審査に関する事項 (13) 例規集の編集及び整理に関する事項 (14) 政策法務に関する事項 (15) 訴訟、和解及び調停の調整に関する事項 (16) 法令等の運用、解釈及び調査研究に関する事項 (17) 顧問弁護士等に関する事項 (18) その他行政経営に関する事項
------	--

ii. 所管部署の取組

新潟市においては「Ⅱ. 3」に記載のとおり、毎年度、外郭団体評価システムによる外郭団体の経営状況及び市の関与の妥当性に関する評価を行っている。当該評価においては、まず外郭団体の自己評価及び所管課による評価を実施し、その後新潟市としての総合評価を実施することとなるが、そのとりまとめを行っているのが、総務部行政経営課である。

そして、当該評価の中で指摘された改善指示事項についての対応状況のモニタリングも当課において実施している。

② 個別検出事項

i. 外郭団体の評価指標について

自治体が外郭団体の評価を行うにあたり、社会情勢の変化や市民ニーズ等を踏まえて、そもそもの団体のあり方、担う役割や果たす効果、市の関与の妥当性を検討することは重要である。

新潟市においては、毎年度、外郭団体評価システムによる外郭団体の経営状況及び市の関与の妥当性に関する評価を行っている。

そして、新潟市内部において外郭団体評価を行う際の評価項目として、①団体のあり方、②組織運営、③事業の実施状況、④事業目標の達成状況、を設定しており、「外郭団体のあり方」を第一の評価項目としている。

他方で、市は外郭団体の評価結果として「外郭団体評価 実施報告書」を公表しているが、その中では①財務の健全性、②団体の自立性、③経営の効率性、④経営の適正性、を評価の視点としており、「外郭団体のあり方」は評価項目として明確となっていない。

新潟市内部では「外郭団体のあり方」を評価・検討しているものの、公表物のみを見た場合、それがなされていない誤解を招く可能性があり、公表する「外郭団体評価 実施報告書」の中でも「外郭団体のあり方」を評価項目として明示することが望ましい。

また、市内部と公表物で評価項目の記載が異なる点も、再度整理することが望ましい。

【意見 1】

新潟市内部において外郭団体評価を行う際の評価項目として、「外郭団体のあり方」を第一の評価項目としているが、外部に公表している「外郭団体評価 実施報告書」においては、外郭団体の経営状況に係る項目が評価の視点として記述されており、「外郭団体のあり方」は評価項目として明確となっていない。

新潟市内部では「外郭団体のあり方」を評価・検討しているものの、公表物のみを見た場合、それがなされていない誤解を招く可能性があり、公表する「外郭団体評価 実施報告書」の中でも「外郭団体のあり方」を評価項目として明示することが望ましい。

また、市内部と公表物で評価項目の記載が異なる点も、再度整理することが望ましい。

ii. 所管課へのモニタリングについて

外郭団体評価システムにおける評価の過程で、外部評価アドバイザーは外郭団体及び所管課へ改善指示事項を取り纏めている。外郭団体への改善指示事項の対応状況は、「外郭団体評価調書」においてモニタリングされ、公表もされている。他方で所管課への改善指示事項のモニタリング方法は、行政経営課から各所管課へ、口頭ベースで状況確認を行うに留まっている。

外郭団体における事業課題の解決・経営改善には、外郭団体のみで解決できるものだけでなく、所管課の協力が必要なものも多数存在する。外部評価アドバイザーもその点を踏まえて、所管課に対しても改善指示事項を取り

纏めている。そのため、所管課に対する改善指示事項についても、外郭団体と同様の水準でモニタリングを行うことが望ましい。

【意見 2】

外郭団体評価システムにおける評価の過程で、外部評価アドバイザーは外郭団体及び所管課へ改善指示事項を取り纏めている。外郭団体への改善指示事項の対応状況は、「外郭団体評価調書」においてモニタリングされ、公表もされている。他方で所管課への改善指示事項のモニタリング方法は、行政経営課から各所管課へ、口頭ベースで状況確認を行うに留まっている。

外郭団体における事業課題の解決・経営改善には、外郭団体のみで解決できるものだけではなく、所管課の協力が必要なものも多数存在する。外部評価アドバイザーもその点を踏まえて、所管課に対しても改善指示事項を取り纏めている。そのため、所管課に対する改善指示事項についても、外郭団体と同様の水準でモニタリングを行うことが望ましい。

3. (公財)新潟市芸術文化振興財団

① 外郭団体の概要

i. 外郭団体及び所管部署の概要

(ア) 外郭団体の概要

団体名	公益財団法人 新潟市芸術文化振興財団				
所在地	新潟市中央区西堀前通六番町 8 9 4 番地 1				
設立年月日	平成 3 年 7 月 6 日	代表者	理事長 徳永 健一		
基本財産	900,000 千円	市出資金等	900,000 千円	市出資割合	100%
設立目的	新潟市民の芸術文化及び歴史文化の振興を図り、もって、自主的自発的な市民文化の創造に寄与することを目的とする。				

	事業名	事業内容	予算額
令和 4 年度 主要事業	事務局文化事業	市民の自主的な文化事業を支援する。 ・ アーツカウンシル新潟の運営 ・ 坂口安吾顕彰事業 ・ 共催事業	55,255 千円
	市民芸術文化会	鑑賞事業及び育成・普	548,735 千円

	館・音楽文化会館・県民会館 文化事業	及事業を行う。 ・音楽、演劇、能楽、舞踊事業	
	歴史博物館・旧小澤家住宅 歴史文化事業	歴史を明らかにし、理解を深める。 ・展示、教育普及、調査、整理事業	13,066 千円
	文化施設管理受託事業	文化施設管理 ・市民芸術文化会館、音楽文化会館、県民会館、歴史博物館、旧小澤家住宅	1,239,700 千円

(イ) 所管部署の概要

所管課	文化スポーツ部文化政策課 文化スポーツ部歴史文化課
事務分掌	文化政策課 (1) 部の事務事業の総合調整に関する事項 (2) 部の予算及び決算の総括に関する事項 (3) 区役所の文化振興部門との連絡調整に関する事項 (4) 新潟市民芸術文化会館に関する事項 (5) 音楽文化会館に関する事項 (6) 會津八一記念館に関する事項 (7) 水族館に関する事項 (8) マンガ・アニメ情報館及びマンガの家に関する事項 (9) 芸術創造村・国際青少年センターに関する事項 (10) 新潟市美術館の業務に係る事務調整に関する事項 (11) 新潟市新津美術館の業務に係る事務調整に関する事項 (12) 旧市長公舎に関する事項 (13) 公益財団法人新潟市芸術文化振興財団に関する事項 (14) 公益財団法人會津八一記念館に関する事項 (15) 公益財団法人新潟市海洋河川財団に関する事項 (16) 文化施策の総合企画及び調整に関する事項 (17) 文化施設の整備に関する事項 (18) 文化施設に係る総合調整に関する事項 (19) 文化活動の振興及び調整に関する事項 (20) 文化交流に関する事項

	(21) 部内各課の庶務に関する事項
	(22) 部の他の課及び機関の所管に属しない事項
	歴史文化課
	(1) 歴史文化施策の総合企画及び調整に関する事項
	(2) 歴史文化施設に係る総合調整に関する事項
	(3) 歴史文化施設の整備に関する事項
	(4) 文化財の調査、保存及び活用に関する事項
	(5) 史跡等の保存、整備及び活用に関する事項
	(6) 開発事業等に伴う埋蔵文化財保護に係る協議、調整及び指示に関する事項
	(7) 文化財保護審議会に関する事項
	(8) 文書館に関する事項
	(9) 市史に関する事項
	(10) 歴史博物館に関する事項
	(11) 旧新潟税関庁舎等の管理に関する事項
(12) 文化財センターに関する事項	
(13) 新津鉄道資料館に関する事項	
(14) 博物館の登録等に関する事項	

ii. 市の財政的、人的支援の概要

(ア) 市からの財政支出等の状況

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金	234,699	190,265	358,096
事業費補助金	200,613	128,358	296,163
運営費補助金	34,086	61,907	61,933
設備投資に係る補助金	—	—	—
負担金	—	—	—
交付金	—	—	—
委託料	1,120,606	1,052,761	924,898
指定管理料（公募）	—	—	—
指定管理料（非公募）	1,071,737	1,050,584	924,898
業務委託（随契）	48,869	2,177	—
業務委託（その他）	—	—	—
貸付金（期中借入額）	—	—	—

合計	1,355,305	1,243,026	1,282,994
貸付残高	－	－	－
損失補償契約に係る債務残高	－	－	－
損失補償限度額	－	－	－
その他	自主事業等に係る使用料の減免	自主事業等に係る使用料の減免	自主事業等に係る使用料の減免
財政支出等の必要性についての市の見解	当該財団の設立目的に沿った文化事業を行うための財源として、また、指定管理事業を適切に遂行するための指定管理料として、市からの財政支出は必要不可欠である。		

(イ) 市からの人的関与の状況

令和4年7月1日現在（単位：人）

	常勤				非常勤/嘱託・臨時				合計
	市派遣	市OB	その他	計	市派遣	市OB	その他	計	
役員数	－	3	－	3	2	1	7	10	13
職員数	1	－	49	50	7	5	46	58	108

iii. 財務諸表の推移

（単位：千円）

	科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸借対照表	流動資産	344,826	335,047	304,171
	固定資産	1,338,631	1,353,538	1,334,741
	資産合計	1,683,457	1,688,585	1,638,912
	流動負債	328,026	323,452	310,530
	（うち短期借入金）	－	－	－
	固定負債	191,350	214,853	241,538
	（うち長期借入金）	－	－	－
	指定正味財産	904,442	905,522	907,094
	一般正味財産	259,638	244,756	179,749
正味財産合計	1,164,080	1,150,279	1,086,843	

正味財産増減計算書	経常収益	1,678,085	1,634,795	1,882,560
	経常費用	1,625,885	1,649,677	1,947,568
	評価損益等	—	—	—
	当期経常増減額	52,200	△14,881	△65,007
	経常外収益	—	—	—
	経常外費用	62	—	—
	当期経常外増減額	△62	—	—
当期一般正味財産増減額	52,137	△14,881	△65,007	

② 個別検出事項

(1) 外郭団体に対する結果及び意見

i. 中期経営計画について

新潟市芸術文化振興財団においては、法人としての中期経営計画は存在するものの、平成29年3月作成版（適用期間は平成29年度から平成33年度まで）が現行の中期経営計画であり更新されていない。平成29年3月に中期経営計画を作成した背景は、下記のとおり記載されている。

I 財団経営方針－「財団が目指すべき組織像」－作成の背景

当財団は、次の事情及び環境変化に対応するために、未設定であった財団全体を統合する財団経営方針を作成する必要に迫られていた。

1 平成25年度新潟市外郭団体評価調査における指示

当財団は、平成25年度新潟市外郭団体評価調査において次のような指示と意見を受けた。この指示、意見に対応することが要請されていた。

○改善指示事項

当財団は「改善が必要」と評価。財団の「中長期計画の策定が望まれる」との指示。次の内容を含む中長期計画の策定が望まれる。

- (1)新潟市文化振興ビジョンとの関連性
- (2)施設管理の役割を超えた全市的役割
- (3)自立した団体となるための組織体制

○アドバイザーからの意見

「中長期計画の策定とPDCAサイクルによる経営管理体制の確立と実施を」

2 外部環境、内部環境変化への対応

当財団は、次のような環境変化の影響を受け、この環境変化への対応の検討が要請されていた。

(1)外部環境の変化

- ① 文化創造都市づくりの流れ：文化の持つ創造性を活かした地域づくり
- ② 東京2020オリンピック・パラリンピックの競技大会の流れ：オリンピック・パラリンピック文化プログラム
- ③ 文化による社会包摂の機能への期待：障がい者、高齢者等への文化を通じた福祉活動

(2)内部環境の変化

- ①業務の拡大：指定管理施設5施設へ
- ②新たな業務を担う：新潟市の文化活動の支援業務
- ③財団採用職員中心の運営体制へ

3 財団運営の現状と今後

(以下略)

(出典：財団経営方針－財団が目指すべき組織像－ 抜粋)

更新されていない背景としては、新潟市芸術文化振興財団は、新潟市とともに新潟市地域等における文化政策推進の役割を担う両輪として設立された財団であるため、新潟市の文化創造交流都市ビジョンに合わせて更新する方針であるが、新潟市の当該ビジョンの対象期間が2年延伸されたこともあり、更新していなかったものである。(なお、施設ごとでは指定管理期間を対象とした計画が策定されている)

平成29年3月の作成当時とは環境も変化していることから、経営課題も変化している。新潟市の外郭団体評価においても、改善指示事項に対する取り組みが複数年度で対応改善区分「A：改善対応済（引き続き継続して実施するものも含む）」以外の項目もあり、短期的には解消できない課題もあることから単年度計画だけでは不十分であり中期経営計画を見直すことが必要である。そして、中期経営計画の見直しの際は、下記事項について留意されたい。

現行の平成29年3月作成版の中期経営計画では、アドバイザーからの意見「中長期計画の策定とPDCAサイクルによる経営管理体制の確立と実施を」に対して、組織的な取り組みのため職員研修を通じてPDCAサイクルに基づいた事業手法の普及を図ると記載されている。しかし、PDCAサイクルに関する取り組みは実際には実行されていない。PDCAサイクルを回すためには、現行の中期経営計画では具体性に乏しいため、実際に各部署の行動変革につながるレベルまで落とし込んだ具体性のある計画実行のためのアクションプランが必要である。アクションプランを作成する際には、活動実績を評価す

るための目標を設定するが、目標は定性評価では客観性や検証性に乏しいため、可能な限り定量評価できる目標とすべきと考える。

さらに、現行の中期経営計画の作成時は法人全体で共有したが、その後に共有の機会が設けられておらず法人全体で浸透していない。新規作成時や改定時はもちろん、役員交代や職員採用時、それ以外にも定期的に、法人としての目指すべき方向性を全体に浸透させるため、共有する機会を設ける必要がある。

【意見 3】

中期経営計画が平成 29 年 3 月に作成されたものから更新されていないが、環境も課題も変化しているため見直しが必要である。そして、中期経営計画の見直しの際は、下記事項について留意されたい。

現行の中期経営計画では具体性に乏しいためアクションプランの作成が必要である。そして PDCA サイクルを回すためには、活動実績を評価するため可能な限り定量評価できる目標を設定すべきと考える。

また、法人全体での中期経営計画の共有が行われておらず浸透していないため、共有する機会を適宜設ける必要がある。

ii. 登記事務の法定期限について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において、役員等の氏名は必須の登記事項とされており、登記事項の変更事由が発生した場合には、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記を行うことが必要とされている。

第二款 主たる事務所の所在地における登記

(一般社団法人の設立の登記)

第三百一条

一般社団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

(中略)

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

(中略)

五 理事の氏名

六 代表理事の氏名及び住所

七 理事会設置一般社団法人であるときは、その旨

八 監事設置一般社団法人であるときは、その旨及び監事の氏名

九 会計監査人設置一般社団法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称

十 第七十五条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称
(中略)

(一般財団法人の設立の登記)

第三百二条

一般財団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

(中略)

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

(中略)

五 評議員、理事及び監事の氏名

六 代表理事の氏名及び住所

七 会計監査人設置一般財団法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称

八 第一百七十七条において準用する第七十五条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称

(中略)

(変更の登記)

第三百三条

一般社団法人等において第三百一条第二項各号又は前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(出典：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 抜粋)

しかし、新潟市芸術文化振興財団においては、役員の変更が生じているにもかかわらず、二週間以内に登記が行われていない事象が散見された。

登記が期限を経過していた理由は、担当者が期限を認識していなかったとのものであり、令和3年度以前の登記も期限を経過していた。担当者の交代に伴う業務の引継ぎも見据えて、担当事務の棚卸及び年間スケジュール表を作成する等の対応により継続的に法令遵守する体制の整備・運用が必要である。

【指摘 1】

登記事項の変更事由が発生した場合には、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記を行うことが必要とされているが、役員の変更が生じているにもかかわらず、二週間以内に登記が行われていない事象が散見された。

登記が期限を経過していた理由は、担当者が期限を認識していなかったとのことであるため、担当者の交代に伴う業務の引継ぎも見据えて、担当事務の棚卸及び年間スケジュール表を作成する等の対応により継続的に法令遵守する体制の整備・運用が必要である。

iii. 役員の欠格事由の確認について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律において、役員のなかに欠格事由に該当する者がいる場合、公益認定が取り消されることとされている。

(欠格事由)

第六条

前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から五年を経過しないもの

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から

五年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

（以下略）

（公益認定の取消し）

第二十九条

行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

（以下略）

（出典：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 抜粋）

このように、役員が欠格事由に該当することとなった場合、行政庁は公益認定を取り消さなければならないとされており、役員が欠格事由に該当するか否かについては、十分に留意する必要がある。

新潟市芸術文化振興財団においては、役員の就任時には欠格事由等の確認書を入手しているが、その後の重任時においては、改めて確認書を入手することはしていない。公益認定の取り消しは、法人の運営にとって重大な影響を与えることから、欠格事由の対象範囲・該当するか否かの判定の確認は非常に重要である。

法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分な説明を行い、欠格事由の有無を確認した上で確認書を入手することが望ましい。

【意見 4】

新潟市芸術文化振興財団においては、役員の就任時には欠格事由等の確認書を入手しているが、その後の重任時においては、改めて確認書を入手

することはしていない。

法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分な説明を行い、欠格事由の有無を確認した上で確認書を入手することが望ましい。

iv. 評議員会への報告の省略について

新潟市芸術文化振興財団においては、評議員会への報告の省略の要件が定款に定められている。報告省略の要件としては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 195 条と同じく「評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき」と定められている。

第 5 章 評議員会

(報告の省略)

第 22 条

理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(出典：公益財団法人新潟市芸術文化振興財団定款 抜粋)

(評議員会への報告の省略)

第百九十五条

理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(出典：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 抜粋)

このように、評議員会への報告の省略が有効に行われたと認められるためには、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことが必要である。

しかし、新潟市芸術文化振興財団においては、事業計画を郵送することで評議員会へ報告したこととし、同意の意思表示を評議員から入手する等は行われておらず、意思表示を確認していない。

法令及び定款を遵守して適切な評議員会運営を行う必要がある。

【指摘 2】

評議員会への報告の省略が有効に行われたと認められるためには、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことが必要であるが、意思表示を確認していない。

法令及び定款を遵守して適切な評議員会運営を行う必要がある。

v. 事業計画の新潟県への提出期限について

公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに事業計画書・収支予算書等を行政庁に提出しなければならない。

(財産目録の備置き及び閲覧等)

第二十一条

公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに（公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該事業年度の末日までの間、当該書類をその主たる事務所に、その写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。

(以下、略)

(財産目録等の提出及び公開)

第二十二条

公益法人は、毎事業年度の経過後三箇月以内（前条第一項に規定する書類については、毎事業年度開始の日の前日まで）に、内閣府令で定めるところにより、財産目録等（定款を除く。）を行政庁に提出しなければならない。

(以下、略)

(出典：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 抜粋)

新潟市芸術文化振興財団においては、令和5年度の事業計画書・収支予算書等を令和5年3月31日までに新潟県に提出する必要があるものの、担当者が失念していたために令和5年5月18日に提出しており、期限を超過した提出となっている。

法令を遵守して公益法人運営を適時・適切に実施する必要がある。

【指摘 3】

新潟市芸術文化振興財団においては、令和5年度の事業計画書・収支予

算書等を令和5年3月31日までに新潟県に提出する必要があるものの、令和5年5月18日に提出しており、期限を超過した提出となっている。
法令を遵守して公益法人運営を適時・適切に実施する必要がある。

vi. アンケートに関する市への報告について

「新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等及び新潟市文化財旧小澤家住宅の指定管理に関する基本協定書」の第28条では、アンケートの結果及び対応を市に報告することが求められている。

(利用者アンケートの実施)

第28条

乙は、利用者の意見や要望を把握するため、随時、利用者アンケートを実施することとし、その結果については、ホームページ等に公開するとともに、対応可能なものはできるだけ速やかに施設運営に反映させるものとする。

2 前項のアンケートの結果については、その対応も含め甲に報告しなければならない。

(出典：「新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等及び新潟市文化財旧小澤家住宅の管理に関する基本協定書」抜粋)

旧小澤家住宅については、年1回の報告に加え、必要に応じて報告を実施しており、また新潟市からの要望で報告の頻度を増やすため月例報告書で報告することとしている。これに対し、歴史博物館においては、定期的な報告は無く、必要に応じて報告する形となっている。従って、アンケートの結果の報告を求める基本協定書に従った対応となっていないため、アンケートを実施したら結果報告をする必要がある。なお、歴史博物館では令和5年度から定期的な報告を実施する方針としている。

【指摘4】

新潟市歴史博物館においては、アンケートの結果報告は、定期的な報告は無く、必要に応じて報告する形となっている。アンケート結果の報告を求める基本協定書に従った対応となっていないため、アンケートを実施したら結果報告をする必要がある。なお、令和5年度から定期的な報告を実施する方針としている。

vii. 退職給付引当資産の運用資産について

新潟市芸術文化振興財団の退職給付引当資産取扱要綱では、「退職給付引

当資産の運用対象は、預貯金とする。」と定められている。

(運用)

第3条

退職給付引当資産の運用対象は、金融機関への預貯金とする。

2 退職給付引当資産は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない。

(出典：公益財団法人新潟市芸術文化振興財団退職給付引当資産取扱要綱抜粋)

しかし、令和4年度の決算においては1億円の地方債が退職給付引当資産の運用対象とされていた。

取扱要綱で預貯金と限定している趣旨は、臨時的に発生する退職金の支払に対応できるよう、随時引出しができる資産に限定しているものである。当地方債は20年債であり随時引出しが容易ではない資産ではあるものの、償還年数を勘案して資金繰りを検討しており退職金の支払が滞らないような配慮はされている。

このため、取扱要綱に従った運用に改めるか、または、取扱要綱で預貯金と限定している趣旨を勘案した上で、現状の運用環境に見合った運用方針の見直し及び取扱要綱の整備を行う必要がある。

【指摘5】

退職給付引当資産取扱要綱に定められた運用対象外の金融資産（地方債）が、退職給付引当資産の運用対象とされていた。

退職金の支払が滞らないよう配慮されてはいるものの、取扱要綱には従っていないため、取扱要綱に従った運用に改めるか、または、取扱要綱の趣旨を勘案した上で、運用方針の見直し及び取扱要綱の整備を行う必要がある。

viii. 賞与引当金・退職給付引当金の貸借対照表内訳表上の計上額について

公益法人会計基準では法人全体の財務諸表及び附属明細書並びに財産目録を基本とし、会計区分について「公益法人は、法令の要請等により必要と認められた場合には会計区分を設けなければならない」と規定され、会計区分ごとの情報は、財務諸表の一部として貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表において、それぞれに準じた様式で表示するものと整理されている。

会計区分について、法令上は次に記載のとおり収益事業等の区分経理について規定されている。

(収益事業等の区分経理)

第十九条

収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。

(出典：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 抜粋)

新潟市芸術文化振興財団においては、収益事業を行っているため、内訳表を作成しており、賞与引当金繰入額と退職給付費用に関しては、公益事業と収益事業にまたがって計上されているため、正味財産増減計算書内訳表の作成上、関連する従事割合で按分している。しかし、貸借対照表内訳表の作成においては、賞与引当金と退職給付引当金について按分が行われておらず、収益事業に按分すべき金額が公益事業に含まれている。

非営利法人委員会研究資料第4号「貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表の作成と会計処理について」(平成23年5月13日日本公認会計士協会)の「Ⅲ 個別の留意事項」「3. 共用資産・共用負債の取扱い(使用割合等の変更に伴う会計処理を含む。)」のQ3及びQ4において取り扱いが示されているため、これを参考にして公益法人会計基準に従った適切な決算書を作成する必要がある。

【指摘6】

貸借対照表内訳表において、賞与引当金及び退職給付引当金について公益事業及び収益事業への按分が適切に行われていない。

日本公認会計士協会から公表されている研究資料を参考に公益法人会計基準に従った適切な決算書を作成する必要がある。

ix. 賞与引当金に係る社会保険料法人負担見込額の会計処理について

新潟市芸術文化振興財団では、職員に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を賞与引当金として計上している。賞与を支給する場合、必ず対応する法定福利費が発生する。そのため、引当金に対応する法定福利費相当額についても負債計上すべきであるが、令和4年度決算において、法定福利費に相当する負債を計上していない。

従って、賞与引当金を計上する場合、賞与引当金の金額に合理的な料率を乗じて法定福利費相当額を負債計上するべきである。

なお、公益法人会計基準の「第一 総則」「3 一般原則」(4)の重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。

【指摘 7】

新潟市芸術文化振興財団では、職員に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を、決算において賞与引当金として計上しているが、法定福利費に相当する負債を計上していない。

賞与引当金を計上する場合、賞与引当金の金額に合理的な料率を乗じて法定福利費相当額を負債計上すべきである。

なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。

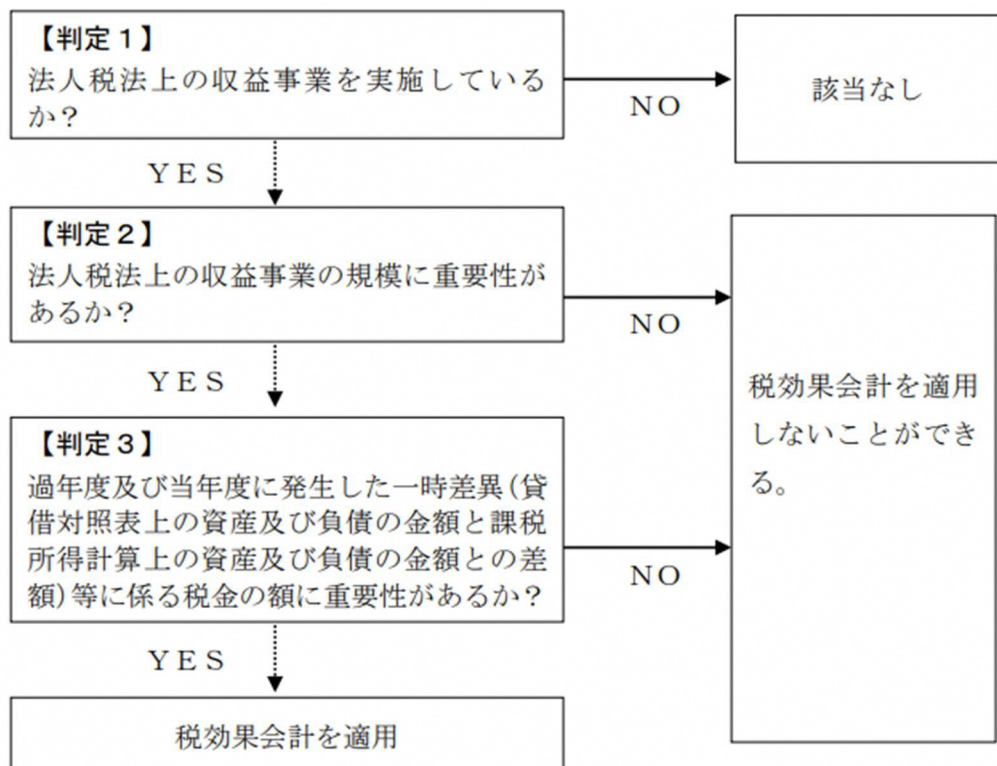
x. 税効果会計の適用要否の判断について

税効果会計とは、会計上の利益に見合った税金費用が計上されるように、「企業会計」と「税務会計」との処理タイミングの違いを調整し、税金費用を適切に期間配分する手続きをいう。

公益法人において法人税法上の収益事業（公益目的事業を除く。以下同様）を実施している場合は、公益法人会計基準では原則として税効果会計を適用することとなっている。平成 20 年会計基準では、正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部で法人運営の効率性を把握することが目的とされており、法人税法上の収益事業を実施する場合には、原則として税効果会計を適用することが前提となっている。

ただし、平成 20 年会計基準注解（注 1）(5)では、重要性の原則の適用例として「法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。」とされている。

よって、税効果会計適用の要否の判断は、公益法人会計基準に関する実務指針の Q54 に記載されている以下のフローチャートに従って判定することになる。



（出典：公益法人会計基準に関する実務指針 抜粋）

新潟市芸術文化振興財団においては、収益事業等会計において法人税法上の収益事業を実施しているが、税効果会計の適用要否を検討しておらず、税効果会計を適用していない。よって、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されている前述のフローチャートや重要性の考え方、法定実効税率の算定方法などを参考にして、税効果会計適用の要否について法人として検討し意思決定する必要がある。

【指摘8】

収益事業等会計において法人税法上の収益事業を実施しているが、決算において税効果会計の適用要否を検討しておらず、税効果会計を適用していない。

よって、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されているフローチャートや重要性の考え方、法定実効税率の算定方法などを参考にして、税効果会計適用の要否について法人として検討し意思決定する必要がある。

xi. 関連当事者の注記について

公益法人会計基準及び注解は、関連当事者との取引の内容は注記しなけれ

ばならないと定めており、関連当事者について以下のように定めている。

(注解 17) 関連当事者との取引の内容について

1 関連当事者とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 当該公益法人を支配する法人
- (2) 当該公益法人によって支配される法人
- (3) 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人
- (4) 当該公益法人の役員または評議員及びそれらの近親者

(出典：「公益法人会計基準注解」 抜粋)

ここで、「当該公益法人を支配する法人」については、公益法人会計基準の運用指針において以下のように定められている。

6. 関連当事者との取引の内容について

公益法人会計基準注解の注 17 における関連当事者との取引の内容について財務諸表に注記を付す場合の関連当事者の範囲及び重要性の基準は、以下のとおりである。

(1) 関連当事者の範囲

① 当該公益法人を支配する法人

当該公益法人を支配する法人（以下「支配法人」という。）とは、当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している法人をいい、次の場合には当該法人は、支配法人に該当するものとする。
なお、当該法人にはその被支配法人を含むものとする。

ア 当該法人が当該公益法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること

イ 当該法人が当該公益法人の議決権の 100 分の 40 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること

a. 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該公益法人の議決権の過半数を占めていること

b. 当該法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）、評議員若しくは職員である者又はこれらであった者で自己が当該公益法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該公益法人の理事会の構成員の過半数を占めていること

- c. 当該公益法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
- d. 当該公益法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること
- e. その他、当該公益法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

ウ 当該法人が自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、上記ア、イに該当する場合を除く。）に当該公益法人の議決権の過半数を占めている場合で、上記イのbからeに掲げるいずれかの要件に該当すること

（中 略）

なお、国及び地方公共団体については、公益法人の監督等を実施していることをもって、ただちに支配法人とはしないが、上記ア～ウに該当しない場合であっても、国又は地方公共団体が当該公益法人の財務又は事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解の注17に定める注記をすることが望ましいものとする。

（出典：「公益法人会計基準」の運用指針 抜粋）

新潟市芸術文化振興財団の財務及び事業の方針を決定する機関は理事会であり、令和4年度末時点では理事11名から構成されている。理事11名のうち6名が新潟市関連の職員または職員であった者に該当するため、理事会の過半数を占めている。また、収益の大部分を新潟市から得ていることに鑑みても、新潟市は関連当事者に該当し、新潟市との取引は注記で開示する必要がある。

しかし、関連当事者の判定の検討が行われておらず、結果として、新潟市芸術文化振興財団の財務諸表において関連当事者である新潟市との取引の内容についての注記が行われていない。

なお、公益法人会計基準の運用指針の「6. 関連当事者との取引の内容について」において、関連当事者の範囲及び注記での開示対象となる取引の重

要性の基準が定められているため、これに基づき、新潟市以外にも関連当事者がいないか検討した上で、関連当事者との取引を適切に注記すべきである。

【指摘 9】

関連当事者の判定の検討が行われておらず、結果として、財務諸表において関連当事者である新潟市との取引の内容についての注記が行われていない。なお、新潟市以外にも関連当事者がいないか検討した上で、関連当事者との取引を適切に注記する必要がある。

(2) 所管部署に対する結果及び意見

i. 役員人件費を補助対象とすることについて

「公益財団法人新潟市芸術文化振興財団運営費補助金」において、新潟市芸術文化振興財団の役員人件費についても補助の対象としている。

国では、行政改革の取組として、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）において、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。

III. 補助金等の見直し

3. 役員報酬に対する助成

(1) 基本的考え方

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。

(出典：公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画 抜粋)

地方公共団体である市が国の当該計画に直接的に従う義務はないと考えるが、国が計画の中で説明している懸念点は地方公共団体であっても共通している。運営費補助において役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を検討することが望ましいと考える。

【意見 5】

「公益財団法人新潟市芸術文化振興財団運営費補助金」において、新潟市芸術文化振興財団の役員人件費についても補助の対象としている。国で

は、行政改革の取組として、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。

国が計画の中で説明している懸念点は新潟市であっても共通しているため、役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を検討することが望ましいと考える。

ii. 公益財団法人新潟市芸術文化振興財団運営費補助金に係る補助金評価について

新潟市においては、補助金の「取扱基準」に基づき評価を行っている以下の補助金については、目標を数値化できないとして下記のとおり記載している。

名称	目標
公益財団法人新潟市芸術文化振興財団運営費補助金	市民の芸術文化の創造活動を支援・助成し、本市の発展に寄与しているかの総合的評価

(出典：補助金の取扱基準 抜粋)

評価結果についてもホームページ（HP）上で公表し、下記のとおり掲載されている。

名称	目標に対する達成度
公益財団法人新潟市芸術文化振興財団運営費補助金	新潟市の文化的な基盤の充実、各分野の文化活動の活性化を目的として、主催・共催事業や助成金交付事業を実施し、市民の自主的な文化活動を支援しており、本市の文化振興に大いに寄与したといえる。

(出典：補助金評価シート 抜粋)

上記の記載では、補助金による活動実績・成果について具体性を欠いており、どのようにして市の文化振興に寄与しているか、を情報利用者が理解することができない。また、3年間の評価を記載しているが、3年間ともに全く同じ記載が行われており、毎年度適切に評価されたのか疑問が残る。

目標を数値化できない補助金の評価においては、年度ごとに文章で具体的に分かりやすく効果を説明することが望ましい。また、定性評価では客観性や検証性に乏しいため、可能な限り定量評価すべきであり、活動件数等の代替的な数値を記載することも考えられる。

【意見 6】

公表している「公益財団法人新潟市芸術文化振興財団運営費補助金」に係る補助金評価シートの記載が、活動実績・成果について具体性を欠いており、また毎年度同じ記載が行われており、どのようにして市の文化振興に寄与しているか、を情報利用者が理解することができない。補助金評価の結果は、文章で具体的に分かりやすく効果を説明することが望ましい。

また、達成度を測る目標については、定性評価では客観性や検証性に乏しいため、可能な限り定量評価すべきと考える。

iii. 坂口安吾顕彰事業補助金に係る補助金の評価について

新潟市においては、補助金の「取扱基準」に基づき評価を行っている以下の補助金については、目標を数値化できないとして下記のとおり記載している。

名称	目標
坂口安吾顕彰事業補助金	事業報告書等により事業実施状況やホームページコンテンツへの訪問者数を勘案し、本市の文化振興に寄与しているか総合的に評価する。

(出典：補助金の取扱基準 抜粋)

評価結果についてもホームページ (HP) 上で公表し、下記のとおり掲載されている。

名称	目標に対する達成度
坂口安吾顕彰事業補助金	旧市長公舎「安吾 風の館」において企画展を実施、坂口安吾デジタルミュージアム (HP) の運営、坂口安吾生誕祭、寄贈資料の調査・研究を行うなど、本市の文化振興に寄与したといえる。

(出典：補助金評価シート 抜粋)

上記の記載では、補助金による活動実績・成果について具体性を欠いており、どのようにして市の文化振興に寄与しているか、を情報利用者が理解することができない。また、3年間の評価を記載しているが、3年間ともに全く同じ記載が行われており、毎年度適切に評価されたのか疑問が残る。

目標を数値化できない補助金の評価においては、年度ごとに文章で具体的に分かりやすく効果を説明することが望ましい。また、定性評価では客観性や検証性に乏しいため、可能な限り定量評価すべきであり、活動件数等の代

替的な数値を記載することも考えられる。

【意見 7】

公表している「坂口安吾顕彰事業補助金」に係る補助金評価シートの記載が、活動実績・成果について具体性を欠いており、また毎年度同じ記載が行われており、どのようにして市の文化振興に寄与しているか、を情報利用者が理解することができない。補助金評価の結果は、文章で具体的に分かりやすく効果を説明することが望ましい。

また、達成度を測る目標については、定性評価では客観性や検証性に乏しいため、可能な限り定量評価すべきと考える。

iv. 基本協定書について

歴史文化課にて作成されている「新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等及び新潟市文化財旧小澤家住宅の管理に関する基本協定書」において、「備品」「消耗品」の定義が無く、第21条に「備品（単価3万円以上）や消耗品（単価3万円未満）」の記載があるのみとなっている。

（備品等の帰属）

第21条

本業務の実施に際して、乙が指定管理料を用いて購入または調達した備品（単価3万円以上）や消耗品（単価3万円未満）の所有権は乙に帰属するものとする。

（出典：新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等及び新潟市文化財旧小澤家住宅の管理に関する基本協定書 抜粋）

一方、同じく新潟市芸術文化振興財団と新潟市とで交わされている文化政策課で作成されている「新潟市民芸術文化会館及び新潟市音楽文化会館の管理に関する基本協定書」においては、新潟市海洋河川文化財団との間で交わされている「新潟市水族館の管理に関する基本協定書」も含めて、いずれも冒頭部分の用語の定義において、「備品」「消耗品」とは、新潟市物品管理規則で定めるものをいう、との記載がある。

（用語の定義）

第3条

本協定で用いる用語の定義は次のとおりである。

(1)「年度協定」とは、本業務の各年度の業務内容及び本業務の対価として支払われる指定管理料を定める協定書のことをいう。

- (2)「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3)「業務仕様書」とは、新潟市民芸術文化会館及び新潟市音楽文化会館指定管理者業務仕様書のことをいう。
- (4)「自主事業」とは、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (5)「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定をいう。
- (6)「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (7)「備品」「消耗品」とは、新潟市物品管理規則で定めるものをいう。
- (8)「使用料」とは、本施設及び付属設備の利用の対価として甲に支払われる料金のことをいう。

(出典：新潟市民芸術文化会館及び新潟市音楽文化会館の管理に関する基本協定書 抜粋)

基本協定書のなかでは「備品」「消耗品」の取り扱いに関する規定があり、新潟市の物品管理ルールに従うこととなっているものの、基本協定書において定義付けが無い場合、「備品」「消耗品」の区分が新潟市の制定しているルールと不整合となる可能性があるため、明記すべきであると考えます。

また、新潟市芸術文化振興財団は、文化政策課及び歴史文化課が所管する複数の施設において、それぞれ指定管理者として基本協定書を交わしているが、同一の外郭団体との協定書にもかかわらず、各施設に特有の規定を除いた共通する事項についても記載が異なる部分が散見されたため、見直すことが望ましい。

【意見 8】

歴史文化課にて作成されている「新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等及び新潟市文化財旧小澤家住宅の管理に関する基本協定書」では、「備品」「消耗品」の定義付けが無く、「備品」「消耗品」の区分が新潟市の制定しているルールと不整合となる可能性があるため、明記すべきであると考えます。

また、新潟市芸術文化振興財団は、文化政策課及び歴史文化課が所管する複数の施設において、それぞれ指定管理者として基本協定書を交わしているが、同一の外郭団体との協定書にもかかわらず、各施設に特有の規定

を除いた共通する事項についても記載が異なる部分が散見されたため、見直すことが望ましい。

4. (公財)新潟市海洋河川文化財団

① 外郭団体の概要

i. 外郭団体及び所管部署の概要

(ア) 外郭団体の概要

団体名	公益財団法人 新潟市海洋河川文化財団				
所在地	新潟市中央区西船見町5932番地445				
設立年月日	平成28年3月15日	代表者	代表理事 理事長 佐藤 明		
基本財産	10,000千円	市出資金 等	10,000千円	市出資割合	100%
設立目的	新潟市を中心とする海洋・河川文化（海、河川をはじめとする水辺環境とそこに生息する生物などの影響を受けて発展してきた、人々の暮らし、生活様式、価値観等）の現況把握、歴史的背景及び保護継承を通して、社会における海洋・河川文化の重要性・関係性を啓発し、もって新潟市の文化醸成に寄与するとともに、地域社会の持続的発展に寄与することを目的とする。				

	事業名	事業内容	予算額
令和4年度 主要事業	海洋・河川文化の普及啓発、調査研究及び保護継承事業	(1)海洋・河川文化の普及啓発 (2)海洋・河川文化の調査研究 (3)海洋・河川文化の保護保全	593,896千円
	海洋・河川に生息する水生生物とその生息環境の展示及び飼育事業	(1)水生生物に関する知識の普及振興 (2)水生生物の収集、飼育、展示	
	施設管理に付帯する事業	(1)レストラン及び売店、自販機等の設置	49,265千円

(イ) 所管部署の概要

所管課	文化スポーツ部文化政策課
事務分掌	(1) 部の事務事業の総合調整に関する事項 (2) 部の予算及び決算の総括に関する事項 (3) 区役所の文化振興部門との連絡調整に関する事項 (4) 新潟市民芸術文化会館に関する事項 (5) 音楽文化会館に関する事項 (6) 會津八一記念館に関する事項 (7) 水族館に関する事項 (8) マンガ・アニメ情報館及びマンガの家に関する事項 (9) 芸術創造村・国際青少年センターに関する事項 (10) 新潟市美術館の業務に係る事務調整に関する事項 (11) 新潟市新津美術館の業務に係る事務調整に関する事項 (12) 旧市長公舎に関する事項 (13) 公益財団法人新潟市芸術文化振興財団に関する事項 (14) 公益財団法人會津八一記念館に関する事項 (15) 公益財団法人新潟市海洋河川財団に関する事項 (16) 文化施策の総合企画及び調整に関する事項 (17) 文化施設の整備に関する事項 (18) 文化施設に係る総合調整に関する事項 (19) 文化活動の振興及び調整に関する事項 (20) 文化交流に関する事項 (21) 部内各課の庶務に関する事項 (22) 部の他の課及び機関の所管に属しない事項

ii. 市の財政的、人的支援の概要

(ア) 市からの財政支出等の状況

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金	25,865	28,220	32,471
事業費補助金	—	—	—
運営費補助金	25,865	28,220	32,471
設備投資に係る補助金	—	—	—
負担金	—	—	—
交付金	—	—	—
委託料	609,619	599,514	610,822
指定管理料（公募）	—	—	—

指定管理料（非公募）	609,619	599,514	610,822
業務委託（随契）	－	－	－
業務委託（その他）	－	－	－
貸付金（期中借入額）	－	－	－
合計	635,484	627,734	643,293
貸付残高	－	－	－
損失補償契約に係る債務残高	－	－	－
損失補償限度額	－	－	－
その他	－	－	－
財政支出等の必要性についての市の見解	新潟市水族館における、適正かつ円滑に管理運営、飼育・展示の強化及び海洋河川文化の研究・普及啓発に取り組むためには、新潟市からの財政支出が必要である。		

(イ) 市からの人的関与の状況

令和4年7月1日現在（単位：人）

	常勤				非常勤/嘱託・臨時				合計
	市派遣	市OB	その他	計	市派遣	市OB	その他	計	
役員数	－	1	－	1	1	1	6	8	9
職員数	－	－	28	28	－	－	25	25	53

iii. 財務諸表の推移

（単位：千円）

	科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸借対照表	流動資産	97,230	109,171	150,273
	固定資産	155,535	164,353	160,537
	資産合計	252,766	273,524	310,810
	流動負債	49,297	50,863	76,247
	（うち短期借入金）	－	－	－
	固定負債	141,997	147,593	143,857
	（うち長期借入金）	－	－	－
	指定正味財産	10,000	10,000	10,000
	一般正味財産	51,471	65,067	80,706
正味財産合計	61,471	75,067	90,706	

正味財産増減計算書	経常収益	677,784	681,598	720,997
	経常費用	665,202	663,929	697,681
	評価損益等	—	—	—
	当期経常増減額	12,582	17,669	23,316
	経常外収益	—	—	—
	経常外費用	—	—	—
	当期経常外増減額	—	—	—
	当期一般正味財産増減額	10,336	13,596	15,638

② 個別検出事項

(1) 外郭団体に対する結果及び意見

i. 指定管理の月例業務報告書について

「新潟市水族館の管理に関する基本協定書の第22条」では、業務報告書を市に提出することが求められている。

(業務報告書)

第22条

乙は、別紙2により本業務及び自主事業等の業務報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、甲が第26条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の業務報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(出典：「新潟市水族館の管理に関する基本協定書」抜粋)

また、業務報告書の記載内容は以下の別紙2に定められている。

別紙2 事業報告書		
区 分	提出内容	提出期限
月例業務報告書	指定管理業務の実施状況に関する事項	毎月終了後10日以内
	管理施設等の利用状況に関する事項	
	徴収事務委託入館料収納状況に関する事項	
	管理経費等の収支状況に関する事項	
	自主事業の実施状況に関する事項	
	その他甲が指示する事項	
	上記に付随する資料	
年間業務報告書	指定管理業務の実施状況に関する事項	年度終了後30日以内
	管理施設等の利用状況に関する事項	
	徴収事務委託入館料収納状況に関する事項	
	管理経費等の収支決算に関する事項	
	自主事業の実施状況に関する事項	
	利用状況分析報告に関する事項	
	公の施設目標管理型評価書（実績）	
	自己評価に関する事項	
	その他甲が指示する事項	
	上記に付随する資料	
随時の報告書	事故報告書	事象発生後、速やかに
	変更届出書	
その他、甲が指示する事項		甲が指定する日

（出典：「新潟市水族館の管理に関する基本協定書」抜粋）

新潟市海洋河川文化財団においては、基本協定書の第22条に基づき業務報告書を提出していたが、月例業務報告書に管理経費等の収支状況に関する事項の記載が漏れていた。そのため、基本協定書の定めに従って必要事項を漏れなく業務報告書に記載し提出する必要がある。

確かに、基本協定書の定めに従って必要事項を漏れなく業務報告書に記載し提出していなかったことは問題ではある。しかし、新潟市海洋河川文化財団で発生する管理経費等については、固定費的な性格のものが大部分を占めており、月次で報告することの必要性・重要性に鑑みると、そもそも月例業務報告書で報告を求める事項として必須なのか疑問が残る。

新潟市海洋河川文化財団だけでなく新潟市も含め、規制の強化や利害関係

者の多様化など環境が変化していくなかで、これまで以上に多様化するサービスを限られた財源により適正かつ効率的に提供することが求められており、現場業務は増える傾向にある。

先述の別紙 2 に記載された報告書の記載事項については、新潟市作成のひな型があり、各所管課で利用されているが、状況によっては、記載事項の要否を検討した上で一部項目を削除して簡略化するなど実態に応じてカスタマイズして利用することが望ましいと考える。

【指摘 10】

月例業務報告書に基本協定書に定められた事項の一部（管理経費等の収支状況）の記載が漏れていた。そのため、基本協定書の定めに従って必要事項を漏れなく業務報告書に記載し提出することが必要である。

しかし、そもそも月例業務報告書で報告を求める事項として必須なのか疑問が残る。

基本協定書に定められた事項は新潟市作成のひな型どおりであり、状況によっては、記載事項の要否を検討した上でカスタマイズして利用することが望ましいと考える。

ii. 利用されていない銀行口座について

新潟市海洋河川文化財団において、現在は使用されなくなった普通預金口座を保有している。当口座は平成 29 年度に開設して以来、使用されておらず、使用の見込みもない状態である。（開設理由は、営業の訪問を機会に開設し、定期預金の預け入れを一時的に利用したもの）

預金の預け入れ・引き出しがなく、今後も予定されない預金口座を保有していることで、不正に使用される恐れがある。また、決算・監査の対応として残高証明を入手しており、残高証明発行手数料がかかるなど不要な口座管理の手間や費用が発生していると考えられる。

よって、現在使用しておらず今後の使用見込みが無い預金口座は、不正に使用される恐れや管理コストの点から、早期に解約することが望ましい。

【意見 9】

長期に使用実績が無く使用見込みも無い普通預金口座を保有している。現在使用しておらず今後の使用見込みが無い預金口座は、不正に使用される恐れや管理コストの点から、早期に解約することが望ましい。

iii. 賞与引当金について

公益法人会計においては、企業会計の基準の準拠を原則としており、引当金についても一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠している。

企業会計原則注解 18 では、引当金について以下のように定めている。

注 18 引当金について

(貸借対照表原則四の(一)のDの一項、(二)のAの三項及びBの二項)

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

(以下、略)

(出典：「企業会計原則注解」抜粋)

企業会計原則注解 18 によると、以下の4つの条件を満たしていれば引当金として計上するものとしている。

- ①将来の特定の費用または損失であること
- ②発生が当期以前の事象に起因していること
- ③発生の可能性が高いこと
- ④金額を合理的に見積もることができること

翌年度の夏季賞与支給見込額は、年度末時点において上記4つの条件を満たしているため賞与引当金を計上する必要がある。新潟市海洋河川文化財団の賞与においても、12月から3月までの賞与支給見込額が4つの条件を満たしているため、当金額を賞与引当金として計上する必要があるが、賞与引当金が計上されていない。また、賞与支給見込額に対応する社会保険料会社負担見込額についても当然に4つの条件を満たしていると考えられるため、賞与と本体だけでなく社会保険料会社負担見込額についても負債計上する必要がある。

「公益法人会計基準」の運用指針において、一般的、標準的な財務諸表の科目として賞与引当金を掲げており原則として計上すべきである。ただし、公益法人会計基準の「第一 総則」「3 一般原則」(4)の重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。

3 一般原則

公益法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。)及び附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。

(中 略)

(4) 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。

(出典：「公益法人会計基準」抜粋)

【指摘 11】

翌年度の夏季賞与支給見込額は、年度末時点において引当金計上の要件を満たしているため、当期の負担に属する金額を財務諸表において賞与引当金として計上する必要があるが、賞与引当金が計上されていない。また、賞与引当金に対応する社会保険料会社負担見込額も負債計上する必要がある。

なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。

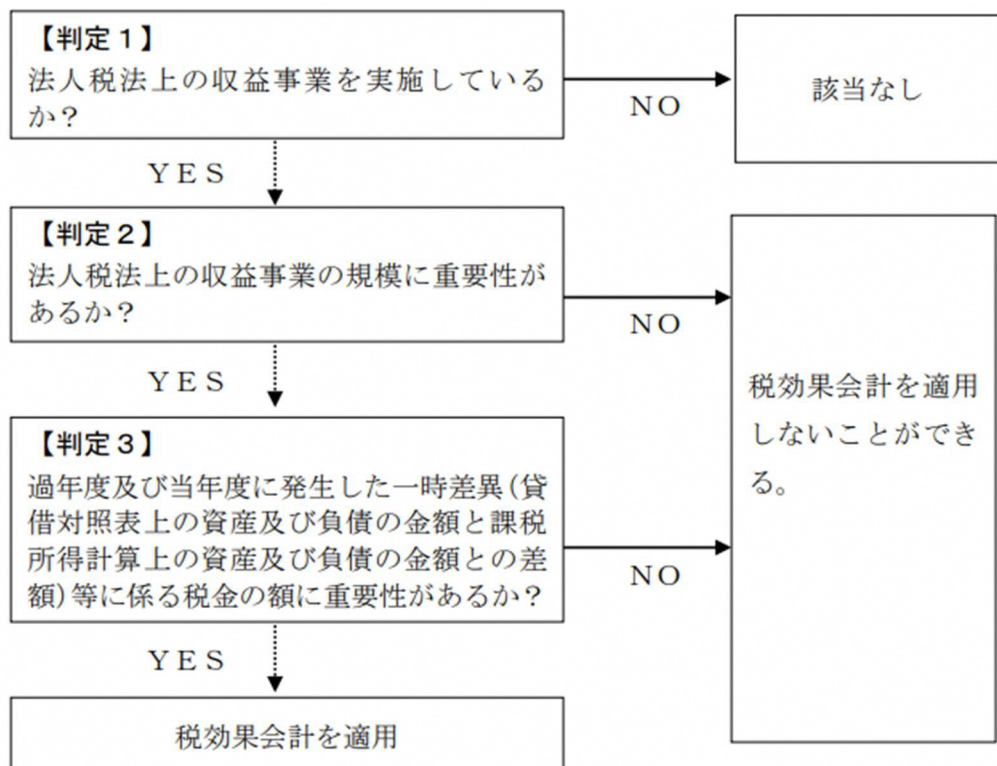
iv. 税効果会計の適用要否の判断について

税効果会計とは、会計上の利益に見合った税金費用が計上されるように、「企業会計」と「税務会計」との処理タイミングの違いを調整し、税金費用を適切に期間配分する手続きをいう。

公益法人において法人税法上の収益事業（公益目的事業を除く。以下同様）を実施している場合は、公益法人会計基準では原則として税効果会計を適用することとなっている。平成 20 年会計基準では、正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部で法人運営の効率性を把握することが目的とされており、法人税法上の収益事業を実施する場合には、原則として税効果会計を適用することが前提となっている。

ただし、平成 20 年会計基準注解（注 1）(5)では、重要性の原則の適用例として「法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。」とされている。

よって、税効果会計適用の要否の判断は、公益法人会計基準に関する実務指針の Q54 に記載されている以下のフローチャートに従って判定することになる。



（出典：公益法人会計基準に関する実務指針 抜粋）

新潟市海洋河川文化財団においては、収益事業等会計において法人税法上の収益事業を実施しているが、税効果会計の適用要否を検討しておらず、税効果会計を適用していない。よって、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されている前述のフローチャートや重要性の考え方、法定実効税率の算定方法などを参考にして、税効果会計適用の要否について法人として検討し意思決定する必要がある。

【指摘 12】

収益事業等会計において法人税法上の収益事業を実施しているが、決算において税効果会計の適用要否を検討しておらず、税効果会計を適用していない。

よって、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されているフローチャートや重要性の考え方、法定実効税率の算定方法などを参考にして、税効果会計適用の要否について法人として検討し意思決定する必要がある。

v. 補助金等の注記について

公益法人会計基準及び注解では、補助金等の内訳並びに交付者、当期の増

減額及び残高に関する事項を財務諸表に注記することが求められている。

「公益法人会計基準」の運用指針においては、補助金等の注記について以下の様式によるものとしている。

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高						
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。						
						(単位：円)
補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
〇〇補助金	〇〇〇					指定正味財産
.....	〇〇〇					流動負債
助成金						
〇〇助成金	〇〇〇					〇〇〇
.....	〇〇〇					〇〇〇
〇〇〇						
.....	〇〇〇					〇〇〇
合 計						

(出典：「公益法人会計基準」の運用指針 抜粋)

新潟市海洋河川文化財団においては、補助金の交付を受けているが、補助金等の注記を行っていない。よって、財務諸表の注記として補助金等の注記を追加する必要がある。

【指摘 13】

補助金の交付を受けているが、財務諸表において補助金等の注記を行っていない。よって、財務諸表に補助金等の注記を追加する必要がある。

vi. 関連当事者の注記について

公益法人会計基準及び注解は、関連当事者との取引の内容は注記しなければならないと定めており、関連当事者について以下のように定めている。

(注解 17) 関連当事者との取引の内容について

1 関連当事者とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 当該公益法人を支配する法人
- (2) 当該公益法人によって支配される法人
- (3) 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人
- (4) 当該公益法人の役員または評議員及びそれらの近親者

(出典：「公益法人会計基準注解」)

ここで、「当該公益法人を支配する法人」については、公益法人会計基準の運用指針において以下のように定められている。

6. 関連当事者との取引の内容について

公益法人会計基準注解の注17における関連当事者との取引の内容について財務諸表に注記を付す場合の関連当事者の範囲及び重要性の基準は、以下のとおりである。

(2) 関連当事者の範囲

① 当該公益法人を支配する法人

当該公益法人を支配する法人（以下「支配法人」という。）とは、当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している法人をいい、次の場合には当該法人は、支配法人に該当するものとする。なお、当該法人にはその被支配法人を含むものとする。

ア 当該法人が当該公益法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること

イ 当該法人が当該公益法人の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること

a. 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該公益法人の議決権の過半数を占めていること

b. 当該法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）、評議員若しくは職員である者又はこれらであった者で自己が当該公益法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該公益法人の理事会の構成員の過半数を占めていること

c. 当該公益法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

d. 当該公益法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること

e. その他、当該公益法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

ウ 当該法人が自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び

自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、上記ア、イに該当する場合を除く。）に当該公益法人の議決権の過半数を占めている場合で、上記イのbからeに掲げるいずれかの要件に該当すること

（中 略）

なお、国及び地方公共団体については、公益法人の監督等を実施していることをもって、ただちに支配法人とはしないが、上記ア～ウに該当しない場合であっても、国又は地方公共団体が当該公益法人の財務又は事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解の注17に定める注記をすることが望ましいものとする。

（出典：「公益法人会計基準」の運用指針）

新潟市海洋河川文化財団の財務及び事業の方針を決定する機関は理事会であり、令和4年度末時点では理事7名から構成されている。理事7名のうち2名が新潟市関連の職員または職員であった者に該当し、理事会の過半数は占めていない。ただし、収益の大部分を新潟市から得ていることに鑑みて、新潟市は関連当事者に該当し、新潟市との取引は注記で開示することが必要である。

しかし、関連当事者の判定の検討が行われておらず、結果として、新潟市海洋河川文化財団の財務諸表において関連当事者である新潟市との取引の内容についての注記が行われていない。

なお、公益法人会計基準の運用指針の「6. 関連当事者との取引の内容について」において、関連当事者の範囲及び注記での開示対象となる取引の重要性の基準が定められているため、これに基づき、新潟市以外にも関連当事者がいないか検討した上で、関連当事者との取引を適切に注記すべきである。

【指摘14】

関連当事者の判定の検討が行われておらず、結果として、財務諸表において関連当事者である新潟市との取引の内容についての注記が行われていない。なお、新潟市以外にも関連当事者がいないか検討した上で、関連当事者との取引を適切に注記する必要がある。

(2) 所管部署に対する結果及び意見

i. 修繕費の負担について

「新潟市水族館の管理に関する基本協定書」において、管理施設の修繕について250万円以上のものは新潟市の負担としている。

(管理施設の改修等)

第15条

管理施設の改造、増築、移設については、甲（新潟市）が実施するものとする。

2 管理施設の修繕については、1件につき250万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲が実施するものとし、1件につき250万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては乙（公益財団法人新潟市海洋河川文化財団）が実施するものとする。

(出典：新潟市水族館の管理に関する基本協定書 抜粋)

ところが、下記の250万円以上の修繕費について緊急を要することから新潟市の予算措置を待たずに、市と協議の上で、新潟市海洋河川文化財団の負担にて支出している。

年度	内容	金額（円）
令和2年度	旧ラッコ水槽系統空調機改修工事	6,100,000
令和3年度	別館低温水チラーユニット更新工事	7,300,000
	バイカルアザラシ濾過ろ材交換工事	3,370,000
令和4年度	マリンサファリろ過機（FL-10）ろ材交換工事	7,700,000

新潟市はこの対応について「指定管理料及び新潟市海洋河川文化財団において積み立てている準備資金を活用し、下記の協定書の定めに基づく双方協議の上で決めたもので、手続き上の瑕疵はない」と説明している。

(管理施設の改修等)

第15条

(中略)

3 甲と乙の協議により、実施主体が決められた場合は前2項の限りではない

(疑義についての協議)

第49条

本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(出典：新潟市水族館の管理に関する基本協定書 抜粋)

しかし、新潟市海洋河川文化財団において積み立てている準備資金は、指定管理料自体に含まれているものではなく、財団自体が経営努力により生み出したものである。このような準備資金を、協定書上は新潟市が負担すべきと定められている修繕費の財源として利用するスキームは、新潟市海洋河川文化財団が外郭団体で新潟市が影響力を持っていて、かつ指定管理者が変わらないからこそ可能なスキームだと考えられる。

今後は施設老朽化によりこのような緊急的な高額の修繕費も増えることが予想され、経営環境がますます厳しくなっていくなかで持続可能な財団経営を行うためにも、協定書に準拠した適正な負担関係を構築しなければならない。機動的な予算措置が難しいという行政であるが故の限界はあると思慮するものの、現状のスキーム以外に方法はないのか、新潟市は対応の見直しを含めて検討することが望ましいと考える。

【意見 10】

「新潟市水族館の管理に関する基本協定書」において負担しないとする高額な修繕費を継続的に新潟市海洋河川文化財団が負担している状況であり、また今後は施設老朽化により緊急的な高額の修繕費も増えることが予想される。

協定書に準拠した適正な負担関係を構築できるよう、新潟市は対応の見直しを含めて検討することが望ましいと考える。

ii. 役員人件費を補助対象とすることについて

「公益財団法人新潟市海洋河川文化財団運営補助金」において、新潟市海洋河川文化財団の役員人件費についても補助の対象としている。

国では、行政改革の取組として、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）において、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。

III. 補助金等の見直し

3. 役員報酬に対する助成

(1) 基本的考え方

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等に

よる助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。

(出典：公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画 抜粋)

地方公共団体である市が国の当該計画に直接的に従う義務はないと考えるが、国が計画の中で説明している懸念点は地方公共団体であっても共通している。運営費補助において役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を検討することが望ましいと考える。

【意見 11】

「公益財団法人新潟市海洋河川文化財団運営補助金」において、新潟市海洋河川文化財団の役員人件費についても補助の対象としている。国では、行政改革の取組として、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。

国が計画の中で説明している懸念点は新潟市であっても共通しているため、役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を検討することが望ましいと考える。

iii. 公益財団法人新潟市海洋河川文化財団運営補助金に係る補助金評価について

新潟市においては、補助金の「取扱基準」に基づき評価を行っている以下の補助金については、目標を数値化できないとして下記のとおり記載している。

名称	目標
公益財団法人新潟市海洋河川文化財団運営補助金	海洋・河川文化の普及・啓発を行い、市の文化醸成と地域発展に寄与しているかの評価

(出典：補助金の取扱基準 抜粋)

評価結果についてもホームページ（HP）上で公表し、下記のとおり掲載されている。

名称	目標に対する達成度
公益財団法人新潟市海洋河川文化財団運営補助金	普及啓発活動や、調査研究活動を年間を通して多数行っており、海洋・河川文化の普及啓発を通して、市の文化醸成と地域発展に寄与

	していると評価できる。
--	-------------

(出典：補助金評価シート 抜粋)

上記の記載では、補助金による活動実績・成果について具体性を欠いており、どのようにして市の文化醸成と地域発展に寄与しているか、を情報利用者が理解することができない。また、複数の年度でほぼ同じ記載が行われており、毎年度適切に評価されたのか疑問が残る。

目標を数値化できない補助金の評価においては、年度ごとに文章で具体的に分かりやすく効果を説明することが望ましい。また、定性評価では客観性や検証性に乏しいため、可能な限り定量評価すべきであり、活動件数等の代替的な数値を記載することも考えられる。

【意見 12】

公表している「公益財団法人新潟市海洋河川文化財団運営補助金」に係る補助金評価シートの記載が、活動実績・成果について具体性を欠いており、また毎年度同じ記載が行われており、どのようにして市の文化醸成に寄与しているか、を情報利用者が理解することができない。補助金評価の結果は、文章で具体的に分かりやすく効果を説明することが望ましい。

また、達成度を測る目標については、定性評価では客観性や検証性に乏しいため、可能な限り定量評価すべきと考える。

iv. 指定管理者業務の仕様書について

新潟市水族館の指定管理者の選定に関する評価会議（1回目）の議事録において、同一事業者を指定管理者候補者として非公募とすることのデメリット（サービス・企画のマンネリ化、競争原理が働かない、など）について解消する方策（外部意見の取入れなど）を仕様書に盛り込むことを条件として非公募を容認するという旨の評価委員の意見があった。当該意見も踏まえて、評価会議として指定管理者の選定を非公募とする結論に至っており、重視すべきポイントである。

しかし、新潟市は下記のとおり仕様書に「利用者アンケート等の実施」「他水族館との連携について」「新潟市との日常的な連絡体制の確立」の記載があることをもって、委員からの意見に対応した仕様書の変更は行っていない。

5 業務内容

(4) その他業務

④ 運営の評価及び改善

他者・自己評価の実施

(ア) 利用者アンケート等の実施

指定管理者は、施設で提供するサービスの評価や利用者等の意見、要望、苦情等を把握するため、意見箱、アンケート、インタビュー（対面会話による意見聞き取り）を組み合わせ、施設利用者の意見、要望、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況については利用者への周知を図るとともに市に報告し、市と協力して施設のサービス向上に取り組むこと。

15 その他留意事項

(3) 他水族館との連携について 国内外の水族館、動物園、水産研究所などと連携を図り、飼育技術や市民サービスの向上に努めること。

(中 略)

(5) 新潟市との連絡体制の確立 市と指定管理者は、指定期間において施設を運営するパートナーとして、日常から迅速な情報伝達と連絡調整を行うこと。

(出典：新潟市水族館 指定管理者業務仕様書 抜粋)

実際に、評価会議（1回目）の時点の仕様書（案）及び前対象期間の仕様書と最終確定版の仕様書とを比較すると、関連する部分について記述内容は変わっていない。

しかし、同一事業者を指定管理者候補者として非公募とすることのデメリット（マンネリ化など）を解消するためには、指定管理者に意識・行動の変革を促す必要があり、記載内容が変わらない仕様書では意識・行動の変革を促す効果は期待できないと考えられる。

よって、マンネリ化などを解消するための記載を仕様書に明確にすべきであり、少なくとも、毎年度作成される「公の施設目標管理型評価書【新潟市水族館】」（仕様書の別紙1）には、新潟市が対応として捉えている「利用者アンケート等の実施」「他水族館との連携について」「新潟市との日常的な連絡体制の確立」のうち、「他水族館との連携について」に関する評価指標が無い場合、評価指標として追加することが必要であると考えられる。

また、新潟市水族館の指定管理者の選定に関する評価会議の後に、「新潟市民芸術文化会館及び新潟市音楽文化会館」並びに「新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等及び新潟市文化財旧小澤家住宅」の指定管理者の選定に関する

る評価会議が開催されており、評価会議の委員も一部共通するメンバーが入っている。しかし、新潟市水族館と同じく同一事業者を指定管理者候補者として非公募としているにもかかわらず、同様のデメリットに関する議論がなされておらず、結果として新潟市水族館と同様に仕様書は従前から記載内容が変わっていない。同一事業者を指定管理者候補者として非公募とすることのデメリットは、他の事案でも共通であるため、共通の論点については、新潟市及び評価委員は横断的な情報共有及び慎重な議論が行われるように対応することが望ましい。

【意見 13】

指定管理者の選定に関する評価会議において、同一事業者を指定管理者候補者として非公募とすることのデメリット（マンネリ化など）について解消する方策（外部意見の取入れなど）を仕様書に織り込むことを条件として非公募を容認するという旨の評価委員の意見があった。当該意見も踏まえて、評価会議として指定管理者の選定を非公募とする結論に至ったが、仕様書に対応に関する記載が従前から存在することをもって、委員からの意見に対応した仕様書の変更は行っていない。

しかし、デメリット（マンネリ化など）を排除するためには、指定管理者に意識・行動の変革を促す必要があり、記載内容が変わらない仕様書では意識・行動の変革を促す効果は期待できないため、マンネリ化などを解消するための記載を仕様書に明確にすべきであると考えます。

また、他の施設の指定管理者の選定に関する評価会議が後日開催されているが、新潟市水族館と同じく同一事業者を指定管理者候補者として非公募としているにもかかわらず、同様のデメリットに関する議論がなされていない。共通の論点については、横断的な情報共有及び慎重な議論が行われるように対応することが望ましい。

5. (公財)新潟観光コンベンション協会

① 外郭団体の概要

i. 外郭団体及び所管部署の概要

(ア) 外郭団体の概要

団体名	公益財団法人 新潟観光コンベンション協会				
所在地	新潟市中央区西堀前通 6 番町 8 9 4 番地 1				
設立年月日	平成 3 年 10 月 30 日	代表者	理事長 福田 勝之		
基本財産	421,030 千円	市出資金等	300,550 千円	市出資割合	71.4%

設立目的	新潟市及びその周辺地域に有する文化的、社会的、経済的特性を生かし、観光客及びコンベンションの誘致等を行うことにより、新潟市及びその周辺地域における観光及びコンベンションの振興を図り、もって国際相互理解の増進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に資することを目的とする。
------	--

	事業名	事業内容	予算額
令和4年度 主要事業	観光誘客事業	着地型旅行商品の企画、開発、販売。国内観光誘客。訪日外国人誘客。	23,018千円
	新しいMICE誘致推進事業	新潟市でのMICE開催を促進するため、新型コロナウイルス感染症に対応した開催支援を行う。	67,000千円

(イ) 所管部署の概要

所管課	観光・国際交流部 観光政策課
事務分掌	(1) 部の事務事業の総合調整に関する事項 (2) 部の予算及び決算の総括に関する事項 (3) 観光振興に係る施策の企画及び調整に関する事項 (4) 観光情報の発信に関する事項 (5) 区役所の観光振興部門との連絡調整に関する事項 (6) 公益財団法人新潟観光コンベンション協会に関する事項 (7) 物産振興の推進に関する事項 (8) 観光関係団体との連絡調整に関する事項 (9) 観光推進課の庶務に関する事項 (10) 部の他の課の所管に属しない事項

ii. 市の財政的、人的支援の概要

(ア) 市からの財政支出等の状況

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
--	-------	-------	-------

補助金	210,539	148,619	244,472
事業費補助金	37,432	33,077	94,040
運営費補助金	173,107	115,542	150,432
設備投資に係る補助金	—	—	—
負担金	—	—	—
交付金	—	—	—
委託料	—	—	—
指定管理料（公募）	—	—	—
指定管理料（非公募）	—	—	—
業務委託（随契）	—	—	—
業務委託（その他）	—	—	—
貸付金（期中借入額）	—	—	—
合計	210,539	148,619	244,472
貸付残高	—	—	—
損失補償契約に係る債務残高	—	—	—
損失補償限度額	—	—	—
その他	—	—	—
財政支出等の必要性についての市の見解	観光誘客やコンベンション誘致などの公益目的事業、及び管理運営費に対する補助金であり、単独でその費用を賄うことは困難であるとともに、市と連携・役割分担し事業を実施していることから、市からの財政支出が必要である。		

(イ) 市からの人的関与の状況

令和4年7月1日現在（単位：人）

	常勤				非常勤/嘱託・臨時				合計
	市派遣	市OB	その他	計	市派遣	市OB	その他	計	
役員数	—	2	—	2	2	1	18	21	23
職員数	2	0	17	19	18	—	2	20	39

iii. 財務諸表の推移

(単位：千円)

	科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸 借 対 照 表	流動資産	42,446	37,160	46,503
	固定資産	555,272	547,733	541,339
	資産合計	597,719	594,237	578,500
	流動負債	18,069	10,783	22,746
	(うち短期借入金)	—	—	—
	固定負債	7,014	8,729	9,291
	(うち長期借入金)	—	—	—
	指定正味財産	421,030	421,030	421,030
	一般正味財産	151,604	137,957	140,539
正味財産合計	572,634	558,987	594,237	
正 味 財 産 増 減 計 算 書	経常収益	248,631	167,177	219,415
	経常費用	218,366	180,825	216,833
	評価損益等	—	—	—
	当期経常増減額	30,264	△13,647	2,582
	経常外収益	—	—	—
	経常外費用	—	—	—
	当期経常外増減額	—	—	—
	当期一般正味財産増減額	30,264	△13,647	2,582

② 個別検出事項

(1) 外郭団体に対する結果及び意見

i. 役員の下格事由の確認について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律において、役員の下かに下格事由に該当する者がいる場合、公益認定が取り消されることとされている。

<p>(下格事由)</p> <p>第六条</p> <p>前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。</p> <p>一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り</p>
--

消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

（以下略）

（公益認定の取消し）

第二十九条

行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

（以下略）

（出典：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 抜粋）

このように、役員が欠格事由に該当することとなった場合、行政庁は公益認定を取り消さなければならないとされており、役員が欠格事由に該当するか否かについては、十分に留意する必要がある。

新潟観光コンベンション協会においては、役員の就任時には欠格事由等の確認書を入手しているが、その後の重任時においては、改めて確認書を入手することはしていない。公益認定の取り消しは、法人の運営にとって重大な影響を与えることから、欠格事由の対象範囲・該当するか否かの判定の確認は非常に重要である。

法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分な説明を行い、欠格事由の有無を確認した上で確認書を入手することが望ましい。

【意見 14】

新潟観光コンベンション協会においては、役員の就任時には欠格事由等の確認書を入手しているが、その後の重任時においては、改めて確認書を入手することはしていない。

法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分な説明を行い、欠格事由の有無を確認した上で確認書を入手することが望ましい。

ii. 活動指標の選定について

新潟観光コンベンション協会は、観光とコンベンションの振興による地域経済の活性化と文化の向上を目的として、主に①観光誘客事業、②新しいMICE誘致推進事業を行っている。

現状、新潟観光コンベンション協会の活動指標としては、延べ宿泊者数、コンベンション開催件数、コンベンション参加者数が指標として考えられており、特に延べ宿泊者数に重点が置かれている。これは、「新潟市総合計画2030」の「分野5 産業・交流」における「政策10 観光・交流」において、政策指標が延べ宿泊者数とされていることと整合させていることによる。

しかし、新潟観光コンベンション協会は、観光とコンベンションの振興による地域経済の活性化と文化の向上を目的としており、宿泊業者といった特定の事業者の活性化が目的ではない。観光に関連する事業者は、宿泊業者はもちろんであるが、旅行事業者、交通事業者、飲食事業者、観光施設事業者等の事業者も関連しており、地域経済の活性化は必ずしも宿泊者の数だけでは判断できるわけではないと考える。

そのため、地域経済の活性化がどの程度行われたかを判断するために、ど

のような指標が適切かを検討の上、活動指標として選定することが望ましい。

【意見 15】

新潟観光コンベンション協会の活動指標としては、延べ宿泊者数、コンベンション開催件数、コンベンション参加者数が指標として考えられており、特に延べ宿泊者数に重点が置かれている。しかし、地域経済の活性化は必ずしも宿泊者の数だけでは判断できるわけではないと考える。

そのため、地域経済の活性化がどの程度行われたかを判断するために、どのような指標が適切かを検討の上、活動指標として選定することが望ましい。

iii. 新潟市観光情報館の取り扱いについて

新潟県の観光拠点施設である新潟ふるさと村の敷地内にある新潟市観光情報館は、新潟市の観光情報発信拠点として活用する目的で、新潟観光コンベンション協会が新潟市からの寄付金により取得した建物である。当初は、1階で新潟市の観光地や特産品等を紹介し、2階を協会事務所としていたが、その後に事務所は移転し、観光案内業務についても多額の費用を要することから、平成29年3月に終了している。

現状では1階は保管庫として使用され、2階は一般社団法人に賃貸しており、観光誘客事業や新しいMICE誘致推進事業に活用されているわけではない。また、年間約3,000千円の賃料収入があるものの、光熱費や清掃業務委託等の管理運営費が年間6,000千円を超えており、不足している分は市が補助金にて補填している。新潟市から新潟観光コンベンション協会への補助金は、観光とコンベンションの振興による地域経済の活性化と文化の向上に資することを目的として交付されているものであり、有効活用されていない新潟市観光情報館の管理運営のために使用されることは、適切とは言えない。

この点、令和4年度の財政援助団体等監査結果においても指摘されており、当該指摘を踏まえて今後の使用可能性や建物の老朽化の状況なども勘案し、解体するという方向性で検討はされているものの、いつ解体するのか、どこが費用負担するのか、入居者はどうするのかといった具体的な計画は決まっていない。

新潟市観光情報館は、すでに存在意義を失っていると考えられるにもかかわらず、保有しているだけで新潟市の財政負担が生じている。また、老朽化が進んでおり、使用し続けるには修繕等が必要な状況とのことであり、このような現状に鑑みれば、速やかに処分すべきである。

解体撤去の方針とのことであるが、入居者もいることからすぐに取り壊し

ということもできないと考えられるため、解体撤去のために必要な課題を洗い出し、具体的なアクションを検討すべきである。

【意見 16】

新潟市観光情報館は、すでに存在意義を失っていると考えられるにもかかわらず、保有しているだけで新潟市の財政負担が生じている。また、老朽化が進んでおり、使用し続けるには修繕等が必要な状況とのことであり、このような現状に鑑みれば、速やかに処分すべきである。

解体撤去の方針とのことであるが、入居者もいることからすぐに取り壊しということもできないと考えられるため、解体撤去のために必要な課題を洗い出し、具体的なアクションを検討すべきである。

iv. 財政調整資金積立金について

新潟観光コンベンション協会の貸借対照表には、その他の固定資産として「財政調整資金積立金」という預金が計上されている。これは、平成 8 年度、新潟観光コンベンション協会発足時（新潟コンベンションビューローと新潟市観光協会が合併）に、新潟市から運用財産として寄付された 100,000 千円の内 90,000 千円を財政調整資金として積み立て、新潟市や民間と連携する中で、スピード感を持って緊急的に取り組むべき事業に活用してきたものである。近年の増減は以下のとおりである。

（単位：千円）

年度	期首残高	積立額	取崩額	年度末残高	取崩の内訳
平成 25 年	28,120	1,505	－	29,626	
平成 26 年	29,626	5,005	－	34,632	
平成 27 年	34,632	3	－	34,635	
平成 28 年	34,635	3,005	－	37,641	
平成 29 年	37,641	1,757	－	39,398	
平成 30 年	39,398	12,209	－	51,607	
令和元年	51,607	7,733	－	59,341	
令和 2 年	59,341	26,775	－	86,117	
令和 3 年	86,117	8,538	19,274	75,381	事業費に充当
令和 4 年	75,381	2,705	－	78,087	

（出典：新潟観光コンベンション協会作成資料）

平成 24 年度までは事業費への充当などにより、当初新潟市から寄付された額から減少し、28,120 千円の残高となっていた。しかし、その後は令和 3 年

度を除き補助金の執行残を積み立ててきており、令和 4 年度末においては 78,087 千円まで増加している。

新潟観光コンベンション協会の事業は、基本的に事業資金は新潟市の補助金で賄われており、必要以上に資金を保有しなければならないような事業運営を行っていない。安定運営のために、多少の余裕資金を持つことは考えられるが、別途、令和 4 年度末で現金預金も 32,546 千円保有している。

この点、現金預金のうち、20,000 千円はコンベンション主催者への無利子貸付「コンベンション開催準備資金貸付金」のための預金であるが、当該貸付事業の実績は以下のとおりである。

年度	金額（千円）
令和 1 年度	2,000
令和 2 年度	（実績なし）
令和 3 年度	（実績なし）
令和 4 年度	（実績なし）

（出典：事業報告書より監査人作成）

事業のための資金を保有することは問題ないが、「コンベンション開催準備資金貸付金」の実績を考慮しても、現金預金以外に別枠として財政調整資金積立金を保有する意義が乏しいと考えられる。

財政調整資金積立金は通常の普通預金との違いも不明瞭であり、財政調整資金積立金について意義、必要性及び資金繰りを検討の上、新潟市への返還や現金預金勘定との統合も検討することが望ましい。

【意見 17】

新潟観光コンベンション協会の事業は、基本的に事業資金は新潟市の補助金で賄われており、必要以上に資金を保有しなければならないような事業運営を行っていない。現金預金残高も一定程度保有しており、それ以外に財政調整資金積立金として別枠の預金を保有する意義が乏しいと考える。

財政調整資金積立金は通常の普通預金との違いも不明瞭であり、財政調整資金積立金について意義、必要性及び資金繰りを検討の上、新潟市への返還や現金預金勘定との統合も検討することが望ましい。

v. 補助金交付事務の不備について

新潟観光コンベンション協会は、新しい M I C E 誘致推進事業としてコン

ベンション開催補助金を交付している。当補助金の交付要綱には、主催者は実績報告書の他に参加者名簿や決算書、参加者アンケートなどの添付書類を速やかに提出しなければならない旨が定められている。また、当書類が新潟観光コンベンション協会に受理された後に審査を受け、交付決定となる。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象とするコンベンション（以下「補助対象コンベンション」という。）は、第1号及び第2号に該当し、かつ学会、大会・会議、競技会・コンクール、企業ミーティングにおいては第3号から第5号までのいずれか及び第7号に該当するもの、また産業見本市、商談型見本市については第6号に該当するものとする。ただし、理事長が交付対象として特に認める場合はこの限りでない。

(中略)

(7) 事業終了後、実績報告書とともに主催者アンケート及び県外参加者アンケートを提出すること。

(中略)

(実績報告及び交付申請)

第8条 主催者は、補助対象コンベンションが終了したときは、コンベンション開催補助金実績報告書兼交付申請書（様式第5号）及び添付書類を速やかに理事長に提出しなければならない。

(以下省略)

(出典：「公益財団法人新潟観光コンベンション協会
コンベンション開催補助金交付要綱」 抜粋)

様式第5号（第8条関係）

（あて先）

年 月 日

公益財団法人新潟観光コンベンション協会理事長

コンベンション開催補助金実績報告書兼交付申請書

年 月 日付け新観コ第 号の で補助金交付指定を受けたコンベンションについて、開催が終了しましたので、公益財団法人新潟観光コンベンション協会コンベンション開催補助金交付要綱の規定に基づき、下記の添付書類を添えて実績を報告し補助金の交付を申請します。

主催団体名					
申請団体名	(主催団体と同一の場合記入不要です)				
代表者氏名					
コンベンション名称					
開催期日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()				
開催会場	主会場:		その他:		
主な宿泊施設					
参加範囲	<input type="checkbox"/> 1. 国際 <input type="checkbox"/> 2. 全国 <input type="checkbox"/> 3. ブロック				
参加者数	総参加者: _____人 うち県外参加者数 _____人 (国外参加者を除く) うち国外参加者数 _____カ国 _____人				
【南魚沼見本市】 登録来場者数	県外: @ 円 × _____人 = _____円	補助金額合計			
【産業見本市】 展示面積	延べ入場者数 _____人 出展数 _____小間 (県内 _____、県外 _____、国外 _____) 総展示面積 (展示面積 × 日数 (半日は0.5日)) : _____㎡ 展示面積 _____㎡ × 日数 _____日 × @ _____円 補助金額合計 _____円				
請求金額	金 _____円				
振込先	金融機関 口座番号	銀行 支店 NO.		(<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座)	
	(フリガナ) 口座名義				
新潟県への補助金申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	新潟市への他の補助金等申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
添付書類 (※は産業見本市のみ)	<input type="checkbox"/> 県外・国外参加者（登録者）名簿（氏名、所属先、所属先都道府県名等） <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> プログラム等 <input type="checkbox"/> 主催者アンケート <input type="checkbox"/> 参加者アンケート ※ <input type="checkbox"/> 出展者名簿 ※ <input type="checkbox"/> 展示面積、小間数、開催期間がわかる書類 ※ <input type="checkbox"/> 延べ入場者数がわかる書類				
※参加者名簿は当協会の各種補助金・助成金・報奨金等算出のために使用するものであり、その他の目的には一切使用いたしません 【以下事務局記入欄】上記のとおり補助金を交付してよろしいか _____年 月 日					
専務理事	事務局長	次長	総務部	MICE誘致推進部	担当

様式第6号（第9条関係）

令和4年度の当補助金実績報告書と添付書類を通査したところ、参加者ア

アンケートが添付されていないものが 1 件発見された。当参加者アンケートは開催者に督促しているものの、未回収となっている。

補助金の交付決定にあたっては、「公益財団法人新潟観光コンベンション協会コンベンション開催補助金交付要綱」に従った手続が実施されていることが必要であるとともに、「コンベンション開催補助金実績報告書兼交付申請書」等の書類に不備や不足がないことが重要であり、そのための適切な事務執行が必要と考える。不備があるにもかかわらず、補助金として交付している事例があったことから、事務執行が適切に行われる体制を整備する必要がある。

【指摘 15】

新潟観光コンベンション協会は、新しいMICE誘致推進事業としてコンベンション開催補助金を交付している。当補助金の交付要綱には、主催者は実績報告書の他に参加者名簿や決算書、参加者アンケートなどの添付書類を速やかに提出しなければならない旨が定められているが、参加者アンケートが添付されていないものが 1 件発見された。

補助金の交付決定にあたっては、「公益財団法人新潟観光コンベンション協会コンベンション開催補助金交付要綱」に従った手続が実施されていることが必要であるとともに、「コンベンション開催補助金実績報告書兼交付申請書」等の書類に不備や不足がないことが重要であり、そのための適切な事務執行が必要と考える。不備があるにもかかわらず、補助金として交付している事例があったことから、事務執行が適切に行われる体制を整備する必要がある。

vi. 一者随意契約について

新潟観光コンベンション協会は、新潟のイメージ映像や観光客・MICE 参加者への歓迎メッセージを放映するとともに、新潟の観光情報等を表示し、来訪客へのおもてなし感の醸成を図るため、新潟空港 1 階の国内線側に大型のデジタルサイネージを設置しているが、その業務について一者随意契約を行っている。

新潟観光コンベンション協会は、一者随意契約の理由を「一者随意契約要件調書」にて検討しているが、該当法令は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 6 号となっており、競争入札が不利な場合とされている。また、一者随意契約理由として、最もコスト及び調達リスクの低減が図れると判断したとある。

(随意契約)

第百六十七条の二

地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(中略)

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(以下略)

(出典：「地方自治法施行令」 抜粋)

なお、当該契約事業者は新潟観光コンベンション協会の賛助会員である。賛助会員は、観光及びコンベンション事業を通じて「魅力ある新潟のまちづくり」に貢献するために年会費を払うことで以下の特典が得られる。

- ① 当協会が発注する商品、事業等の取引先として優先的に依頼します。
- ② お客様（観光客等）からのお問い合わせについて、優先的に紹介します。
- ③ 当協会ホームページやメールにて会員様の業務に役立つ情報を提供します。
- ④ 当協会ホームページにおいて、会員様の商品や業務内容のPRが出来ます。
- ⑤ 会員限定のコンベンション開催予定表を当協会ホームページより提供します。
- ⑥ コンベンション主催者・参加者からの相談に、優先的に紹介・斡旋します。
- ⑦ WEB 掲示板「来夢来都」にて当協会事業報告を配信します。
- ⑧ 「にいがた観光親善大使」の派遣料を特別割引します。
- ⑨ 当協会ホームページのバナー広告掲載料を割引します。
※掲載料目安 1 カ月：13,200 円 → 6,600 円
- ⑩ 当協会主催のセミナー、研修会等に優先的に招待します。
- ⑪ 新規賛助会員をご紹介いただいた会員様に特典をご用意します。

(出典：新潟観光コンベンション協会 HP)

新潟観光コンベンション協会は新潟市の補助金で事業を運営しており、また、公益法人である以上事業者への発注については公平性が求められると考える。

この点、一者随意契約を締結する場合には、然るべき理由が必要と考えるが、「一者随意契約要件調書」によると、該当法令は地方自治法施行令第167条の2第1項6号となっており、競争入札が不利な場合とされているが、

なぜ競争入札が不利になるのかが明確に説明されていない。

また、最もコスト及び調達リスクの低減が図れると判断したとあるが、そもそも、一者随意契約をしておりその他の事業者との比較も行われておらず、最もコスト及び調達リスクの低減が図れると判断した根拠が不十分である。

なお、新潟観光コンベンション協会の賛助会員の特典には、当協会が発注する商品、事業等の取引先として優先的に依頼するとある。この点、契約者として優先的に選定すること自体は妨げられるものではないと考えるが、賛助会員以外の業者を検討しない、契約価格の妥当性を検討しないということであれば、新潟市の補助金で事業を行う公益財団法人としては適切ではないと考える。

以上より、発注業者の選定は一般競争入札を行うか、随意契約を締結するにしても技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的かつ総合的に判断し決定するなど、適正に行う必要がある。

【指摘 16】

新潟空港 1 階の国内線側に大型のデジタルサイネージを設置する業務について一者随意契約を行っている。

しかし、一者随意契約を締結する場合には、然るべき理由が必要と考えるが、該当法令は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 6 号となっており、競争入札が不利な場合とされているが、なぜ競争入札が不利になるのかが明確に説明されていない。

また、最もコスト及び調達リスクの低減が図れると判断したとあるが、そもそも、一者随意契約をしておりその他の事業者との比較も行われておらず、最もコスト及び調達リスクの低減が図れると判断した根拠が不十分である。

さらに、契約者として賛助会員以外の業者を検討しない、契約価格の妥当性を検討しないということであれば、新潟市の補助金で事業を行う公益財団法人としては適切ではないと考える。

以上より、発注業者の選定は一般競争入札を行うか、随意契約を締結するにしても技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的かつ総合的に判断し決定するなど、適正に行う必要がある。

vii. 発注業者の見積について

新潟観光コンベンション協会は、新潟空港の国際線チェックインロビーにデジタルサイネージとして LED ビジョンを設置しているが、当該デジタルサイネージはリース契約を行っている（リース期間：物件受領日より 60 ヶ月）。

リース契約を締結するにあたり、デジタルサイネージの見積を 3 社に依頼しているが、いずれも賛助会員であり、かつ、2 社は見積を見送っているため実質的に 1 社からしか見積を取っていない。

新潟観光コンベンション協会の賛助会員の特典には、当協会が発注する商品、事業等の取引先として優先的に依頼するとある。この点、契約者として優先的に選定すること自体は妨げられるものではないと考えるが、賛助会員からのみ見積を取り、また、1 社しか見積を出さないような状況下において、賛助会員以外の事業者を検討しない、契約価格の妥当性を検討しないということであれば、新潟市の補助金で事業を行う公益財団法人としては適切ではないと考える。

以上より、発注業者の選定にあたっては、有利な条件で契約ができるように、適切に見積を入手し比較検討するべきである。

【指摘 17】

新潟空港の国際線チェックインロビーにデジタルサイネージを設置しているが、見積を取るにあたって、実質的に賛助会員 1 社からしか見積を取っていない。

見積を取るにあたって、賛助会員以外の事業者を検討しない、契約価格の妥当性を検討しないということであれば、新潟市の補助金で事業を行う公益財団法人としては適切ではないと考える。

以上より、発注業者の選定にあたっては、有利な条件で契約ができるように、適切に見積を入手し比較検討するべきである。

viii. 会計記録と補助簿（現金出納帳）の整備について

新潟観光コンベンション協会は、現金の管理のための補助簿として現金出納帳を作成している。現金出納帳には、日々の現金の動きについて適切に記録がなされている。一方、令和 4 年度の会計記録である仕訳帳には、現金の動きが記録されていなかった。これは、現金は月末には残高が残らないように運用しているため、月次での残高はゼロとなることが予定されており、そのため仕訳帳も記録をしていないとのことであった。しかし、実際には月末時点で残高が残っている月も存在した。

会計記録は、法人の経済実態を適切に反映させるため、現金の動きについて適切に記録すべきである。月末に残高が残らないように運用しているとしても、会計記録は月末残高のみを記録するものではなく、実際には月末に現金残高が残っていることもあり不適切であると考えられる。また、現金出納帳を適切に作成した上で、その内容は会計記録と整合させる必要がある。

【指摘 18】

現金出納帳に記録されている現金の動きが、会計記録に記録されていない。

会計記録は、法人の経済実態を適切に反映させるため、現金の動きについて適切に記録すべきである。月末に残高が残らないように運用しているとしても、会計記録は月末残高のみを記録するものではなく、実際には月末に現金残高が残っていることもあり不適切であると考ええる。現金出納帳を適切に作成した上で、その内容は会計記録と整合させる必要がある。

ix. 現金実査について

新潟観光コンベンション協会では、現金が事務局及び観光案内センターに存在している。現金の残高管理としては、Excelで作成した現金出納帳の作成提出をしているのみであり、実際に現金を実査した上での残高報告等はしていない。

現金については、不正のリスクもあることから定期的に金種表等を利用した現金実査を行い、その結果を報告させるような運用が望ましいと考える。

【意見 18】

新潟観光コンベンション協会では、現金について実査をした上での残高報告等はしていない。

現金については、不正のリスクもあることから定期的に金種表等を利用した現金実査を行い、その結果を報告させるような運用が望ましいと考える。

x. リース取引の会計処理について

新潟観光コンベンション協会では、令和3年3月4日に新潟空港国際線チェックインロビーLEDビジョンをリース契約している（リース期間：物件受領日より60ヶ月）。

公益法人会計において、リース取引については「リース取引に関する会計基準」が適用されることとされている。

問VI - 4 - ②（会計基準）

公益法人における個別の企業会計基準の適用について教えてください。

答

1 企業会計基準は、企業や会計を取り巻く社会環境の変化に敏感に対応

して見直しが行われてきており、平成 20 年会計基準が設定された後にも、新たな社会状況等に対応して、個別の企業会計基準が設定・改正されています。

このような個別の企業会計基準の中には、公益法人に直ちに適用できないものも含まれていますが、それぞれの基準の趣旨や内容に照らし、公益法人にも適用すべきものは、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」として、当該基準に従うことが適当と考えられます。

2 公益法人の自己規律の確保、関係者への情報の開示、行政庁による監督の必要性等の観点から、法人における運営実務上の負担にも配慮しつつ個別に検討した結果、個別の企業会計基準の公益法人への適用の要否は以下のとおりです。

- ① 退職給付に関する会計基準
- ② リース取引に関する会計基準
- ③ 工事契約に関する会計基準
- ④ 資産除去債務に関する会計基準
- ⑤ 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準

公益法人が行う会計処理及び注記をこれらの基準によることに支障はなく、また、準拠すべき他の方法もみられないことから、これらの基準は公益法人にも適用されます。

(以下略)

(出典：「公益法人制度等に関するよくある質問 (FAQ)」内閣府 抜粋)

また、「リース取引に関する会計基準」では、リース取引について以下のように定めており、リース取引ごとに判定を行い、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされている。

5. 「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。

6. 「オペレーティング・リース取引」とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

(中略)

ファイナンス・リース取引の会計処理

9. ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

(中略)

オペレーティング・リース取引の会計処理

15. オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

(以下略)

(出典：企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」 抜粋)

また、ファイナンス・リース取引の具体的な判断基準は「リース取引に関する会計基準の適用指針」において以下のように規定されている。

ファイナンス・リース取引の判定基準

ファイナンス・リース取引に該当するリース取引

5. ファイナンス・リース取引とは、次のいずれも満たすリース取引をいうとしている（リース会計基準第5項）。

(1) リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（以下「解約不能のリース取引」という。）

(2) 借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引（以下「フルペイアウトのリース取引」という。）

リース取引がファイナンス・リース取引に該当するかどうかは、これらの事項を十分に考慮して判定する必要がある。

具体的な判定基準

9. リース取引がファイナンス・リース取引に該当するかどうかについては、第5項の要件を満たす必要があり、その経済的実質に基づいて判断すべきものであるが、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、ファイナンス・リース取引と判定される。

(1) 現在価値基準

解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、当該リー

ス物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額（以下「見積現金購入価額」という。）の概ね90パーセント以上であること（以下「現在価値基準」という。）

(2) 経済的耐用年数基準

解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数の概ね75パーセント以上であること（ただし、リース物件の特性、経済的耐用年数の長さ、リース物件の中古市場の存在等を勘案すると、上記(1)の判定結果が90パーセントを大きく下回ることが明らかな場合を除く。）（以下「経済的耐用年数基準」という。）

（出典：企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」 抜粋）

新潟観光コンベンション協会では、当該リース取引について、ファイナンス・リース取引の判定を実施しておらず、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているが、当該リース取引を、具体的な判定基準である「リース取引に関する会計基準の適用指針」における現在価値基準及び経済的耐用年数基準に当てはめると、いずれにも該当すると考えられる。そのため、当該取引はファイナンス・リース取引に該当し、通常の売買取引に準じて会計処理すべきである。

また、リース契約を締結する都度、リース取引判定を行う体制を構築することが必要である。

【指摘 19】

新潟観光コンベンション協会の新潟空港国際線チェックインロビーLEDビジョンに係るリース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているが、ファイナンス・リース取引に該当すると考えられるため、通常の売買取引に準じて会計処理すべきである。

また、リース契約を締結する都度、リース取引判定を行う体制を構築することが必要である。

xi. 資産除去債務の計上について

公益法人会計基準では、個別の企業会計基準の中には、公益法人に直ちに適用できないものも含まれているが、それぞれの基準の趣旨や内容に照らし、公益法人にも適用すべきものは、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」として、当該基準に従うことが適当とされており、その中には「資産除去債務に関する会計基準」も含まれている（x. リース取引の会計処理について

参照)。

新潟観光コンベンション協会では、事務局事務所と新潟ふるさと村の敷地内にある新潟市観光情報館の土地について賃貸借契約を締結している。それぞれの契約には、契約終了時に原状回復をしなければならない旨の条項が含まれている。

ここで、「資産除去債務に関する会計基準」では、以下のとおり定められており、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものを「資産除去債務」とし、「資産除去債務」は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上するとされている。

用語の定義

3. 本会計基準における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「資産除去債務」とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に当該有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去するという義務も含まれる。
- (2) 有形固定資産の「除去」とは、有形固定資産を用役提供から除外することをいう（一時的に除外する場合を除く。）。除去の具体的な態様としては、売却、廃棄、リサイクルその他の方法による処分等が含まれるが、転用や用途変更は含まれない。

また、当該有形固定資産が遊休状態になる場合は除去に該当しない。

会計処理

資産除去債務の負債計上

4. 資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。

(出典：企業会計基準第 18 号「資産除去債務に関する会計基準」 抜粋)

このため、事務局事務所については賃借している事務所の内装（間仕切壁等）設備や造作物について、新潟市観光情報館については賃借している土地

の上に建設されている新潟市観光情報館建物について、契約上除去に関する義務があると考えられ、該当する資産除去債務を見積計上することが必要となる。

しかし、新潟観光コンベンション協会の令和4年度財務諸表上、資産除去債務を計上していないため、計上することが必要である。

【指摘 20】

新潟観光コンベンション協会の事務局事務所については賃借している事務所の内装（間仕切壁等）設備や造作物について、新潟市観光情報館については賃借している土地の上に建設されている新潟市観光情報館建物について、契約上除去に関する義務があると考えられ、該当する資産除去債務を見積計上することが必要となる。

しかし、新潟観光コンベンション協会の令和4年度財務諸表上、資産除去債務を計上していないため、計上することが必要である。

xii. 賞与引当金に係る社会保険料法人負担見込額の会計処理について

新潟観光コンベンション協会では、職員等に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を賞与引当金として計上している。賞与を支給する場合、必ず対応する法定福利費が発生する。そのため、引当金に対応する法定福利費相当額についても負債計上すべきであるが、令和4年度決算において、法定福利費に相当する負債を計上していない。

そのため、賞与引当金を計上する場合、賞与引当金の金額に合理的な料率を乗じて法定福利費相当額を負債計上するべきである。

なお、公益法人会計基準の「第一 総則」「3 一般原則」（4）の重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。

【指摘 21】

新潟観光コンベンション協会では、職員等に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を決算において賞与引当金として計上しているが、法定福利費に相当する負債を計上していない。

賞与引当金を計上する場合、賞与引当金の金額に合理的な料率を乗じて法定福利費相当額を負債計上するべきである。

なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。

xiii. 注記における重要な会計方針としての引当金の計上基準について

公益法人会計基準では、財務諸表の注記として資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針を注記しなければならないとされている。

第5 財務諸表の注記

財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

(中略)

(2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針

(以下略)

(出典：「公益法人会計基準」 抜粋)

新潟観光コンベンション協会の令和4年度財務諸表における、財務諸表に対する注記では、1. 重要な会計方針(4) 引当金の計上基準という項目があるものの、引当金の計上基準は退職給付引当金についてのみ記載されている。しかし、貸借対照表では「賞与引当金」についても計上されており、引当金の計上基準として注記をするべきである。

【指摘22】

新潟観光コンベンション協会の令和4年度財務諸表における、財務諸表に対する注記では、1. 重要な会計方針(4) 引当金の計上基準という項目があるものの、引当金の計上基準は退職給付引当金についてのみ記載されている。しかし、貸借対照表では「賞与引当金」についても計上されており、引当金の計上基準として注記をするべきである。

xiv. 関連当事者の注記について

公益法人会計基準及び注解は、関連当事者との取引の内容は注記しなければならないと定めており、関連当事者について以下のように定めている。

(注解17) 関連当事者との取引の内容について

1 関連当事者とは、次に掲げるものをいう。

(1) 当該公益法人を支配する法人

(2) 当該公益法人によって支配される法人

(3) 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人

(4) 当該公益法人の役員または評議員及びそれらの近親者

(出典：「公益法人会計基準注解」 抜粋)

ここで、「当該公益法人を支配する法人」については、公益法人会計基準の運用指針において以下のように定められている。

6. 関連当事者との取引の内容について

公益法人会計基準注解の注17における関連当事者との取引の内容について財務諸表に注記を付す場合の関連当事者の範囲及び重要性の基準は、以下のとおりである。

(1) 関連当事者の範囲

① 当該公益法人を支配する法人

当該公益法人を支配する法人（以下「支配法人」という。）とは、当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している法人をいい、次の場合には当該法人は、支配法人に該当するものとする。なお、当該法人にはその被支配法人を含むものとする。

ア 当該法人が当該公益法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること

イ 当該法人が当該公益法人の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること

a. 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該公益法人の議決権の過半数を占めていること

b. 当該法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）、評議員若しくは職員である者又はこれらであった者で自己が当該公益法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該公益法人の理事会の構成員の過半数を占めていること

c. 当該公益法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

d. 当該公益法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行って

いること

e. その他、当該公益法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

ウ 当該法人が自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、上記ア、イに該当する場合を除く。）に当該公益法人の議決権の過半数を占めている場合で、上記イのbからeに掲げるいずれかの要件に該当すること

(中 略)

なお、国及び地方公共団体については、公益法人の監督等を実施していることをもって、ただちに支配法人とはしないが、上記ア～ウに該当しない場合であっても、国又は地方公共団体が当該公益法人の財務又は事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解の注17に定める注記をすることが望ましいものとする。

(出典：「公益法人会計基準」の運用指針 抜粋)

新潟観光コンベンション協会に対する新潟市の出捐比率は71.4%と当該公益法人を支配する法人に該当するため、新潟市は関連当事者に該当し、新潟市との取引は注記で開示する必要がある。

しかし、関連当事者の判定の検討が行われておらず、結果として、新潟観光コンベンション協会の財務諸表において関連当事者である新潟市との取引の内容についての注記が行われていない。

なお、公益法人会計基準の運用指針の「6. 関連当事者との取引の内容について」において、関連当事者の範囲及び注記での開示対象となる取引の重要性の基準が定められているため、これに基づき、新潟市以外にも関連当事者がいないか検討した上で、関連当事者との取引を適切に注記すべきである。

【指摘 23】

関連当事者の判定の検討が行われておらず、結果として、財務諸表において関連当事者である新潟市との取引の内容についての注記が行われていない。なお、新潟市以外にも関連当事者がいないか検討した上で、関連当

事者との取引を適切に注記する必要がある。

(2) 所管部署に対する結果及び意見

i. 役員人件費を補助対象とすることについて

「公益財団法人新潟観光コンベンション協会運営事業補助金」において、新潟観光コンベンション協会の役員人件費についても補助の対象としている。

国では、行政改革の取組として、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）において、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。

III. 補助金等の見直し

3. 役員報酬に対する助成

(1) 基本的考え方

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。

(出典：公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画 抜粋)

地方公共団体である市が国の当該計画に直接的に従う義務はないと考えるが、国が計画の中で説明している懸念点は地方公共団体であっても共通している。運営費補助において役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を検討することが望ましいと考える。

【意見 19】

「公益財団法人新潟観光コンベンション協会運営事業補助金」において、新潟観光コンベンション協会の役員人件費についても補助の対象としている。

国では、行政改革の取組として、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。

国が計画の中で説明している懸念点は新潟市であっても共通しているため、役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を検討することが望ましいと考え

る。

ii. 補助金評価シートの補助率について

新潟市では、市のホームページにて補助金の評価を公表している。新潟観光コンベンション協会の所管課である観光・国際交流部観光政策課の「令和4年度末までに終期を迎える補助金」として「公益財団法人新潟観光コンベンション協会運営事業補助金」の評価も公表されているが、その補助金評価シートにおける補助金の補助率は以下のとおりとなっている。

年 度		令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)
予算額等 の推移	予算(千円)	151,658	134,052	150,432
	決算(千円)	143,828	115,542	150,432
補 助 率		57.9%	62.0%	50.9%

(出典：新潟市 HP「補助金評価シート」 抜粋)

補助金評価シートの補助率は、以下の計算式で計算するとされている。

$$\text{実行補助率 (\%)} = \text{補助額} / \text{補助対象経費}$$

ここで、新潟観光コンベンション協会の対象となる補助対象経費は以下のとおりであり、算定される補助率は以下のとおりである。

年度	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)
補助額	143,828 千円	115,542 千円	150,432 千円
補助対象経費	190,188 千円	122,219 千円	165,098 千円
補助率	75.6%	94.5%	91.1%

このような差異が生じた理由として、新潟観光コンベンション協会には、運営に係る補助金のほか、MICE 誘致補助金などの特定事業に係る補助金もあるが、これらの特定事業に係る補助金も含めた総事業費全体に対する運営に係る補助金の比率を算定していたためである。

そのため、「公益財団法人新潟観光コンベンション協会運営事業補助金」の評価シートに係る補助率は正しい数値を開示していないため、補助金に対する正しい理解に資するように適切に開示すべきである。

【指摘 24】

「公益財団法人新潟観光コンベンション協会運営事業補助金」の評価シートに係る補助率は正しい数値を開示していないため、補助金に対する正しい理解に資するように適切に開示すべきである。

6. (株)新潟市環境事業公社

① 外郭団体の概要

i. 外郭団体及び所管部署の概要

(ア) 外郭団体の概要

団体名	株式会社 新潟市環境事業公社				
所在地	新潟市西区亀貝1621番3				
設立年月日	昭和44年3月10日	代表者	代表取締役社長 横山 正直		
基本財産	50,000千円	市出資金等	17,320千円	市出資割合	34.6%
設立目的	市内に中小の汲取り業者が点在し、適正な原価の算出が難しい・サービスが均一でないなどの弊害が生じていた。その解決策として、市は新潟市清掃審議会の答申を受け、汲取り業者に対し企業合同に関して行政指導を行い、16社の参加を得て公社が設立された。				

令和4年度 主要事業	事業名	事業内容	予算額
	し尿収集運搬	し尿収集運搬	79,100千円
	浄化槽維持管理	浄化槽維持管理	118,000千円
	廃棄物収集運搬	廃棄物収集運搬	882,000千円
	ビル管理	ビル施設管理	87,800千円
	施設運転管理	中部下水処理場維持管理・資源再生センター運転管理・新田破碎施設運転管理・亀田清掃センター粗大ごみ処理施設運転管理・太夫浜埋立処分地埋立管理	618,175千円

(イ) 所管部署の概要

所管課	環境部 循環社会推進課
事務分掌	(1) 清掃事業に係る調査及び計画に関する事項 (2) ごみの減量及び3Rの推進に係る企画及び調査研究に関する事項 (3) ふれあい健康センターに関する事項 (4) 資源再生センターに関する事項 (5) 豊栄郷清掃施設処理組合に関する事項 (6) 一般廃棄物処理手数料に関する事項（廃棄物対策課の所管するものを除く。） (7) 産業廃棄物処分費用に関する事項 (8) 廃棄物処理施設の運営及び整備の総括に関する事項 (9) 廃棄物処理施設の新設、改良工事等（課の機関の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項 (10) 廃棄物処理施設の処理技術の調査研究に関する事項 (11) 廃棄物処理施設の附属施設の総括に関する事項

ii. 市の財政的、人的支援の概要

(ア) 市からの財政支出等の状況

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金	—	—	—
事業費補助金	—	—	—
運営費補助金	—	—	—
設備投資に係る補助金	—	—	—
負担金	—	—	—
交付金	—	—	—
委託料	1,070,997	1,165,735	1,179,960
指定管理料（公募）	—	—	—
指定管理料（非公募）	—	—	—
業務委託（随契）	739,505	814,309	857,553
業務委託（その他）	331,492	351,426	322,407
貸付金（期中借入額）	—	—	—
合計	1,070,997	1,165,735	1,179,960
貸付残高	—	—	—
損失補償契約に係る債務	—	—	—

残高			
損失補償限度額	－	－	－
その他	－	－	－
財政支出等の必要性についての市の見解	し尿収集運搬・地域下水道等維持管理・ごみ収集運搬・公共施設清掃管理・中部下水処理場維持管理・資源再生センター運転管理・新田破碎施設運転管理・亀田清掃センター粗大ごみ処理施設運転管理業務において、今後も安定した業務体制を維持し、安心・確実な市民サービスの提供を維持していくためにも市からの財政支出等は必要。		

(イ) 市からの人的関与の状況

令和4年7月1日現在（単位：人）

	常勤				非常勤/嘱託・臨時				合計
	市派遣	市OB	その他	計	市派遣	市OB	その他	計	
役員数	－	－	5	5	－	－	1	1	6
職員数	－	－	130	130	－	－	90	90	220

iii. 財務諸表の推移

（単位：千円）

	科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸借対照表	流動資産	503,955	620,311	556,167
	固定資産	1,199,528	1,189,831	1,549,544
	資産合計	1,709,752	1,814,958	2,111,624
	流動負債	210,263	265,688	167,711
	（うち短期借入金）	－	－	－
	固定負債	197,207	240,823	625,575
	（うち長期借入金）	－	－	247,916
	資本金	50,000	50,000	50,000
	利益剰余金	1,252,282	1,258,446	1,268,337
資本の部合計	1,302,282	1,308,446	1,318,337	
損益計算書	売上高	1,661,999	1,793,456	1,799,452
	売上原価	1,387,476	1,495,164	1,464,052
	販売費及び一般管理費	219,688	209,503	242,921
	営業利益	54,834	88,789	92,477
	営業外収益	7,565	5,994	6,966

営業外費用	—	—	—
経常利益	62,400	94,784	99,444
特別利益	9,229	1,629	2,792
特別損失	45,063	58,075	67,559
税引前当期純利益	26,566	38,338	34,682
法人税、住民税及び事業税	18,570	29,674	22,290
当期純利益	7,996	8,664	12,391

② 個別検出事項

(1) 外郭団体に対する結果及び意見

i. 人事考課の導入について

新潟市環境事業公社では、人事考課が行われておらず、市における外郭団体評価の中で継続的に改善指示事項となっている。第4次中期経営計画にて人事考課制度の導入に向け取組を行っているが、考課者側・非考課者側の理解が得られない、業務内容的に評価に差異をつけることが難しい面がある、また考課制度自体の反発が強く社員の士気につながらないといった課題があると判断し、人事考課制度を断念したという経緯がある。その結果も踏まえ、第5次中期経営計画においては人材育成、より質を高めるための労働力、仕事の内容等、取組み方や意識改善のための人材教育の取組を行うという計画となっている。

この点、人事考課は人事評価と密接にかかわっており、社員の人事処遇や育成・能力開発のために社員を評価するのに必要なものである。導入断念の理由としていくつかの課題が挙げられているが、それは、人事考課が不要であることにはならないと考えられる。

人事考課のあり方は様々なものが考えられ、現場の作業員については評価に差異がつけにくいなりの考課基準の設定、現場作業以外に従事する社員は現場作業員とは別の考課基準を設定する等、従事する業務に対応した設定の仕方も考えられる。また、士気向上につながらない点についても、一般的には、人事処遇に対する根拠や基準が可視化され、理想とする待遇への道筋が明確になれば、社員は納得感を持ちながら高い意欲で働けると考えられる。考課制度自体の反発が強い点については、従来人事考課が行われてこなかったことから、メリットについて理解が得られていないことも考えられ、丁寧に説明を継続することが重要と考える。

適切な人事制度の運用のためにも、人事考課の導入について引き続き検討することが望ましい。

【意見 20】

新潟市環境事業公社では、人事考課が行われていない。
適切な人事制度の運用のためにも、人事考課の導入について引き続き検討することが望ましい。

ii. 組織的な人材教育の必要性について

新潟市環境事業公社では、社員の年齢層が高くなっており、人材確保や人材育成が課題となっている。第5次中期経営計画においては人材育成、より質を高めるための労働力、仕事の内容等、取組み方や意識改善のための人材教育の取組を行うという計画となっている。そこで、社員に複数部署を計画的に経験させ、個々人の能力向上や多能工化を図り、人材確保の課題に備えるといった取組や、セミナーなどの受講を積極的にやるといった取組が行われている。

新潟市環境事業公社は、複数の事業を営んでおり、それぞれの事業で求められる知識や技能は異なる。法人として人材育成に力を入れるため、配置転換を計画的に行っているが、実際の教育は所属している各部署に任せており、法人として管理しているわけではない。

各事業において知識や技能が求められ、計画的に教育を行うのであれば、各業務における必要な知識や技能を法人として整理をした上で、各人がどのような知識や技能を習得しているのか、どのように習得させていくのか等、配置転換をさせるだけでなく、それぞれの習得状況まで計画的に行うことが望ましい。

【意見 21】

新潟市環境事業公社では、人材育成に力を入れるため、配置転換を計画的に行っているが、実際の教育は所属している各部署に任せており、法人として管理しているわけではない。

各事業において知識や技能が求められ、計画的に教育を行うのであれば、各業務における必要な知識や技能を法人として整理をした上で、各人がどのような知識や技能を習得しているのか、どのように習得させていくのか等、配置転換をさせるだけでなく、それぞれの習得状況まで計画的に行うことが望ましい。

iii. 移転準備引当金の会計処理について

新潟市環境事業公社の令和4年度の貸借対照表には、移転準備引当金

170,000 千円が計上されている。これは、令和 5 年度に本社移転をすることが予定されていたことから、その移転に係る本社建設に係る建設資金に充てるため数年にわたり利益の一部を積み立てていたものである。

企業会計原則注解 18 では、引当金について以下のように定めている。

注 18 引当金について

(貸借対照表原則四の(一)のDの一項、(二)のAの三項及びBの二項)

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

(以下略)

(出典：「企業会計原則注解」)

企業会計原則注解 18 によると、以下の 4 つの条件を満たしていれば引当金として計上するものとしている。

- ①将来の特定の費用または損失であること
- ②発生が当期以前の事象に起因していること
- ③発生の可能性が高いこと
- ④金額を合理的に見積もることができること

ここで、新潟市環境事業公社の本社移転のための本社建設資金は、①将来の特定の費用または損失に該当せず、②発生が当期以前の事象に起因していることにも該当しないことから、引当金の計上要件を満たさない。また、引当金の計上金額は合理的に算定された金額ではなく、各年度において赤字にならない程度に計上可能な利益の一部を積み立てたものであり、計上額に合理性もない。

本店移転等のために、任意で積み立てを行う場合には、適切な利益を計上の上、株主総会の決議によって任意積立金を計上すべきである。

第三目 剰余金についてのその他の処分

第四百五十二条 株式会社は、株主総会の決議によって、損失の処理、任意積立金の積立てその他の剰余金の処分（前目に定めるもの及び剰余金の配当その他株式会社の財産を処分するものを除く。）をすることができる。この場合においては、当該剰余金の処分の額その他の法務省令で定める事項を定めなければならない。

(出典：「会社法」 抜粋)

第三章 剰余金の処分

第一百五十三条 法第四百五十二条後段に規定する法務省令で定める事項は、同条前段に規定する剰余金の処分（同条前段の株主総会の決議を経ないで剰余金の項目に係る額の増加又は減少をすべき場合における剰余金の処分を除く。）に係る次に掲げる事項とする。

- 一 増加する剰余金の項目
- 二 減少する剰余金の項目
- 三 処分する各剰余金の項目に係る額

2 前項に規定する「株主総会の決議を経ないで剰余金の項目に係る額の増加又は減少をすべき場合」とは、次に掲げる場合とする。

- 一 法令又は定款の規定（法第四百五十二条の規定及び同条前段の株主総会（法第四百五十九条の定款の定めがある場合にあっては、取締役会を含む。以下この項において同じ。）の決議によるべき旨を定める規定を除く。）により剰余金の項目に係る額の増加又は減少をすべき場合
- 二 法第四百五十二条前段の株主総会の決議によりある剰余金の項目に係る額の増加又は減少をさせた場合において、当該決議の定めるところに従い、同条前段の株主総会の決議を経ないで当該剰余金の項目に係る額の減少又は増加をすべきとき。

（出典：「会社計算規則」 抜粋）

新潟市環境事業公社は株式会社であり、会社の利益処分は、会社の所有者である株主が株主総会で決議すべきである。合理性のない引当金を計上し、利益を過少に計上することは、適切な利益を株主に説明せず、利益処分の機会を奪っていることになるため不適切である。

【指摘 25】

新潟市環境事業公社の令和 4 年度の貸借対照表には、移転準備引当金 170,000 千円が計上されているが、移転準備引当金は引当金の計上要件を満たしておらず、計上額に合理性も無い。

合理性のない引当金を計上し、利益を過少に計上することは、適切な利益を株主に説明せず、利益処分の機会を奪っていることになるため不適切である。

iv. 前払費用の会計処理について

新潟市環境事業公社の令和 4 年度の貸借対照表には流動資産として前払金 70,390 千円が計上されているが、その内訳としてアルミ缶・スチール缶・ペ

ットボトル処理施設建設工事の手付金 60,390 千円が含まれている。

しかし、未完成の固定資産の取得のために支払った資金は固定資産の建設仮勘定として開示することが適切である。

第三目 固定資産

(有形固定資産の範囲)

第二十二條 次に掲げる資産（ただし、第一号から第八号までに掲げる資産については、営業の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。

(中略)

九 建設仮勘定（第一号から第七号までに掲げる資産で営業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。次条において同じ。）

(以下略)

(有形固定資産の区分表示)

第二十三條 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(中略)

九 建設仮勘定

(以下略)

(出典：「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 抜粋)

22-9 規則第22条第9号の建設仮勘定に関しては、次の点に留意する。

1 設備の建設のために支出した手付金若しくは前渡金又は設備の建設のために取得した機械等で保管中のものは、建設仮勘定に属するものとする。

(以下略)

(出典：「財務諸表等規則ガイドライン」 抜粋)

貸借対照表の開示科目は、一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に基づき、適切に開示することが必要である。

【指摘 26】

新潟市環境事業公社の令和 4 年度の貸借対照表には未完成の固定資産の

取得のために支払った資金が、流動資産の前払金として計上されている。

しかし、未完成の固定資産の取得のために支払った資金は固定資産の建設仮勘定として開示することが適切であり、貸借対照表の開示科目は、一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に基づき、適切に開示することが必要である。

v. 賞与引当金に係る社会保険料法人負担見込額の会計処理について

新潟市環境事業公社では、職員等に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を賞与引当金として計上している。賞与を支給する場合、必ず対応する法定福利費が発生する。そのため、引当金に対応する法定福利費相当額についても負債計上すべきであるが、令和 4 年度決算において、法定福利費に相当する負債を計上していない。

そのため、賞与引当金を計上する場合、賞与引当金の金額に合理的な料率を乗じて法定福利費相当額を負債するべきである。

なお、公益法人会計基準の「第一 総則」「3 一般原則」(4)の重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。

【指摘 27】

新潟市環境事業公社では、職員等に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を決算において賞与引当金として計上しているが、法定福利費に相当する負債を計上していない。

賞与引当金を計上する場合、賞与引当金の金額に合理的な料率を乗じて法定福利費相当額を負債計上するべきである。

なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。

vi. 役員退職慰労引当金の会計処理について

新潟市環境事業公社では、役員に対して退職慰労金を支払うことが予定されている。しかし、令和 4 年度の貸借対照表には役員退職慰労引当金が計上されていない。これは、退職慰労金の支払に充当することを想定し、役員保険に加入しており、その支払保険料を每期計上しているため役員退職慰労引当金の計上が不要であると判断していることによる。なお、令和 4 年度末における役員退職慰労金の試算額は 34,551 千円と試算されている。

しかし、役員保険が退職慰労金の支払に充当することを想定しているとしても、役員保険の解約による返戻金をどのように会社が使用するかは、法的

にも制度的にも拘束されているものではない。そのため、役員の退職慰労金に係る引当金と、役員保険の加入とは別々の取引と考えるべきであり、会計処理上一体として考えることは不適切であるとする。

そのため、将来の役員退職慰労金の支払に対応する金額は、役員退職慰労引当金として適切に計上するべきである。

【指摘 28】

新潟市環境事業公社では、役員に対して退職慰労金を支払うことが予定されているが、令和 4 年度の貸借対照表には役員退職慰労引当金が計上されていない。

将来の役員退職慰労金の支払に対応する金額は、役員退職慰労引当金として適切に計上するべきである。

vii. 有価証券の評価基準及び評価方法の注記について

新潟市環境事業公社の計算書類では、「中小企業の会計に関する指針」に基づいて作成していることを明記している。「中小企業の会計に関する指針」では、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表において、重要な会計方針に係る事項に関する注記が必要とされており、重要な会計方針に係る事項に関する注記では資産の評価基準及び評価方法が必要と説明されている。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第一百一条 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、会計方針に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- 一 資産の評価基準及び評価方法
- 二 固定資産の減価償却の方法
- 三 引当金の計上基準
- 四 収益及び費用の計上基準
- 五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（出典：「会社計算規則」 抜粋）

新潟市環境事業公社の令和 4 年度計算書類における個別注記表では、資産の評価基準及び評価方法に関する注記がなされていない。一般的に、資産の評価基準及び評価方法については、有価証券及び棚卸資産が注記されることが多く、「中小企業の会計に関する指針」の例示でもこの二つが記載されている。

会社計算規則第 101 条では、重要性の乏しいものは注記しないことが認められる旨が定められているが、新潟市環境事業公社の令和 4 年度の貸借対照表では、投資有価証券 550,200 千円が計上されており、重要性が乏しいとは言えない金額と考えられる。

そのため、「中小企業の会計に関する指針」、会社計算規則に基づき、有価証券の評価基準及び評価方法を適切に注記すべきである。

【指摘 29】

新潟市環境事業公社では、「中小企業の会計に関する指針」に基づいて計算書類を作成していることを明記しているが、重要な会計方針に係る事項に関する注記として、有価証券の評価基準及び評価方法を注記していない。

「中小企業の会計に関する指針」、会社計算規則に基づき、有価証券の評価基準及び評価方法を適切に注記すべきである。

viii. 株主資本等変動計算書の注記について

新潟市環境事業公社の計算書類では、「中小企業の会計に関する指針」に基づいて作成していることを明記している。「中小企業の会計に関する指針」では、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表において、株主資本等変動計算書に関する注記が必要としている。

株主資本等変動計算書に関する注記事項は、会社計算規則第 105 条にて以下のとおり定められている。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

第二百五条 株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、連結注記表を作成する株式会社は、第二号に掲げる事項以外の事項は、省略することができる。

- 一 当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株式の数）
- 二 当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）
- 三 当該事業年度中に行つた剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための法第二百二十四条第一項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項
 - イ 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

□ 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあっては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額

四 当該事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）

五 当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（法第二百三十六条第一項第四号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）

（出典：「会社計算規則」 抜粋）

該当事項がないものについては、記載する必要はないと考えられるが、新潟市環境事業公社の令和 4 年度の計算書類では、株主資本等変動計算書の下に、基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるものを記載しているのみである。会社計算規則第 105 条に照らし合わせると、当事業年度の末日における発行済株式の数、当事業年度中に行った剰余金の配当に係る注記が不足していると考えられる。

そのため、「中小企業の会計に関する指針」、会社計算規則に基づき、株主資本等変動計算書に関する注記を適切に注記すべきである。

【指摘 30】

新潟市環境事業公社では、「中小企業の会計に関する指針」に基づいて計算書類を作成していることを明記しているが、株主資本等変動計算書に関する注記が不足している。

「中小企業の会計に関する指針」、会社計算規則に基づき、株主資本等変動計算書に関する注記を適切に注記すべきである。

(2) 所管部署に対する結果及び意見

i. 新潟市環境事業公社と新潟市の関係性について

新潟市環境事業公社は株式会社という組織形態であることから、事業の運営を通じて利益を得て、その利益を株主に分配することを目的としている。新潟市は、34.6%出資しており大株主ではあるが、過半数を占めているわけではないため、議決権では会社を支配しているわけではない。また、あくまで株主としてかかわっているのみであり、役員を派遣する等経営に関与しているわけではない。そのため、支配関係の観点からは新潟市にとって新潟市環境事業公社は民間の一事業者としての側面が強いと言える。

一方、新潟市環境事業公社の売上のうち、6割超が新潟市からの受注であり、新潟市への財政依存度は大きい。そして、受注額のうち、大部分が随意契約である。また、廃棄物の収集や施設の運営管理といった市の環境に係る重要な施策の事業を行っており、災害時などが発生した場合のごみ収集は市民生活への影響が大きく迅速な対応が求められ、絶対に滞ってはならないところ、市直営部隊では対応しきれない場合に必要に応じて新潟市に協力するなど、新潟市の施策に密接にかかわっているという側面もある。なお、新潟市の市直営部隊は新潟市全体のごみ収集量からすると3%、車両にすると3.5%程度と考えられ、大規模な非常事態が生じた場合、市直営部隊以外に補完する存在は重要である。

新潟市環境事業公社と新潟市との取引関係は以下のとおりである。

◆株式会社 新潟市環境事業公社 売上（令和4年度）

（単位：千円）

部門	売上額			新潟市%
	新潟市	民間	合計	
し尿汲取	82,032	—	82,032	100
浄化槽	38,069	83,878	121,947	31
廃棄物収集	399,738	491,038	890,776	44
太夫浜埋立	26,682	—	26,682	100
ビル管理	43,214	44,577	87,791	49
下水道	305,875	—	305,875	100
新田破碎センター	146,493	—	146,493	100
資源再生センター	83,640	—	83,640	100
亀田清掃センター粗 大ごみ処理施設	54,216	—	54,216	100
合計	1,179,959	619,493	1,799,452	65.5

（出典：新潟市環境事業公社 作成資料）

◆新潟市の業務委託に係る随意契約の割合

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
業務委託	1,070,997	1,165,735	1,179,960
（内、随意契約）	739,505	814,309	857,553
（内、その他）	331,492	351,426	322,407
随意契約割合	69.0%	69.9%	72.7%

（出典：新潟市作成資料を監査人加工）

(注) 端数処理の関係で、令和 4 年度の業務委託額と新潟市環境事業公社売上の新潟市額とで差異が生じている。

新潟市環境事業公社は株式会社であり株主の利益を目的として運営される以上、新潟市は大株主とはいえ、新潟市環境事業公社はあくまで民間の一事業者である。民間の一事業者としての側面を考慮すれば、新潟市が大株主として存在し、過度に関与していることは取引の公平性等の観点からも留意が必要と考えられる。新潟市からの受注割合が高いことや、随意契約の受注割合が高いことについても、公平適切な取引が行われているか疑念の目が向けられる可能性は否定できない。そのため、一事業者と新潟市との公平・適切な関係性を構築するためには、出資関係を見直し、株式を処分すること等が考えられる。

一方、新潟市は環境に係る重要な施策について新潟市環境事業公社に協力してもらう事も想定しているなど、単なる民間の一事業者を超える関係性を構築している。環境衛生に関連する民間事業者は複数存在しているものの、環境衛生に関する事業は、専用の車両や設備等の投資も必要であり、新潟市環境事業公社に他の事業者がすぐに代替できる状況ではなく、新潟市の施策の観点から新潟市環境事業公社との関係は新潟市にとって重要である。このような側面を考慮すれば、新潟市としては新潟市環境事業公社との関係を強化し、新潟市の施策の観点から事業運営を行いやすいように、役員の派遣を行って経営に関与するといったことや、資本関係を強化することで、新潟市の施策に協力する体制を確立するといったことが考えられる。

株式会社という組織形態において新潟市の出資比率が 34.6%という現状は、一事業者としての客観性に留意が必要な状態であり、他方で新潟市のために協力運営をすることが確保されている状況とも言えないと考えられる。そのため、新潟市は、新潟市環境事業公社との関係性を解消するのか強化するのかどちらが適切なのか方針を明確にし、資本関係の対応も含む具体的な対応を検討することが必要と考える。

【意見 22】

新潟市環境事業公社は株式会社という組織形態であり、新潟市は 34.6% 出資しており大株主である。

株式会社という組織形態において新潟市の出資比率が 34.6%という現状は、一事業者としての客観性は確保されておらず、他方で新潟市のために協力運営をすることが確保されている状況とも言えないと考えられる。そのため、新潟市は、新潟市環境事業公社との関係性を解消するのか強化す

るのかどちらが適切なのか方針を明確にし、資本関係の対応も含む具体的な対応を検討することが必要と考える。

ii. 資源再生センターに係る一者随意契約について

資源再生センター選別施設運転管理業務委託について、新潟市は新潟市環境事業公社と一者随意契約を締結しているが、その契約理由として「一者随意契約要件調書」によると、その能力・技術・信用・経験その他から見て、施設の適切な運転管理によるごみの適正かつ安定的な処理は当該事業者以外に行うことができる者がいないためとされている。

ここで、新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、過去の実績や業務に精通している等は随意契約とする理由にはならないとされている。

4 留意すべき事項

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。あくまで、例外であることを十分認識し、法令等に基づき適正に行わなければならない。

また、法令等は相手方の選定方法について特例を定めたものであるとともに、不利な条件（割高な価格等）による契約の締結を許容したものではなく、有利な価格によって契約を締結することは、すべての契約方式を通じて適用される不変の大原則である。

このことから、随意契約によるかどうかは、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定するものとし、恣意的な拡大解釈をすることのないよう留意しなければならない。

(中略)

(2) 有利性の説明

随意契約による場合は、競争の理念に基づき、複数の者から見積書を徴取し、原則として最も有利な価格で見積った者を契約の相手方に決定するが、価格の有利性よりも優先される事由がある場合は、その内容を具体的に説明しなければならない。単に、過去の実績や業務に精通している等は随意契約とする理由にはならない。

(中略)

5 随意契約ができる場合（特定調達契約以外）

(中略)

《留意点》

●当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可

能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である。
 ●業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しないこと。
 (以下略)

(出典：「随意契約ガイドライン」 抜粋)

随意契約ガイドラインに照らし合わせると、資源再生センター選別施設運
 転管理業務委託について、一者随意契約とするには合理的な理由とは言い難
 い。そのため、一者随意契約を締結する場合には、随意契約ガイドラインを
 遵守した契約を行うことが必要である。

【指摘 31】
 資源再生センター選別施設運転管理業務委託について、新潟市は新潟市
 環境事業公社と一者随意契約を締結している。
 しかし、随意契約ガイドラインに照らし合わせると、資源再生センター
 選別施設運転管理業務委託について、一者随意契約とするには合理的な理
 由とは言い難い。そのため、一者随意契約を締結する場合には、随意契約
 ガイドラインを遵守した契約を行うことが必要である。

7. (公財)新潟ミートプラント

① 外郭団体の概要

i. 外郭団体及び所管部署の概要

(ア) 外郭団体の概要

団体名	公益財団法人 新潟ミートプラント				
所在地	新潟市西区中野小屋 1631 番地				
設立年月日	平成 5 年 1 月 21 日	代表者	理事長 石井哲也		
基本財産	120,000 千円	市出資金 等	48,000 千円	市出資割合	40%
設立目的	食肉の生産、流通、利用等に関する知識の普及や安心・安全な食肉の確保に関する啓発を推進するとともに食用に供される獣畜のと殺解体等に関する事業を行い、もって地域の公衆衛生の向上及び増進並びに一般消費者に対する安心・安全な食肉の安定供給に寄与することを目的とする。				

令和 4 年度 主要事業	事業名	事業内容	予算額
	食肉関連事業	と畜解体、食肉冷蔵保管事業及	419,896 千円

		び食肉の生産、流通、利用に係る知識の普及	
	施設管理事業	新潟市食肉センターの施設管理及び運営	175,052千円

(イ) 所管部署の概要

所管課	農林水産部 食と花の推進課
事務分掌	食と花の推進課 (1) 農畜水産物の情報発信に関する事項 (2) 農畜水産物の販路拡大に関する事項 (3) 地産地消の推進に関する事項 (4) 食と花の世界フォーラムに関する事項 (5) 食文化創造都市の推進に関する事項 (6) 農村と都市の交流に関する事項 (7) 農業と他分野の連携推進に関する事項 (8) 食育及び花育の推進に関する事項 (9) 食肉センターに関する事項 (10) 食育・花育センターに関する事項 (11) 食と花の交流センターに関する事項 (12) アグリパークに関する事項（農林水産部農業活性化研究センターの所管するものを除く。）

ii. 市の財政的、人的支援の概要

(ア) 市からの財政支出等の状況

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金	—	—	37,495
事業費補助金	—	—	—
運営費補助金	—	—	37,495
設備投資に係る補助金	—	—	—
負担金	—	—	—
交付金	—	—	—
委託料	176,718	174,005	175,052
指定管理料（公募）	—	—	—
指定管理料（非公募）	176,718	174,005	175,052
業務委託（随契）	—	—	—

業務委託（その他）	－	－	－
貸付金（期中借入額）	－	－	－
合計	176,718	174,005	212,547
貸付残高	－	－	－
損失補償契約に係る債務残高	－	－	－
損失補償限度額	－	－	－
その他	－	－	－
財政支出等の必要性についての市の見解	食肉センターの運営により、地域の公衆衛生の向上、増進を図るとともに、一般消費者に対する安心・安全な食肉の安定供給を図る必要があるため。		

(イ) 市からの人的関与の状況

令和4年7月1日現在（単位：人）

	常勤				非常勤/嘱託・臨時				合計
	市派遣	市OB	その他	計	市派遣	市OB	その他	計	
役員数	－	2	－	2	1	－	6	7	9
職員数	－	－	35	35	－	－	8	8	43

iii. 財務諸表の推移

（単位：千円）

	科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸借対照表	流動資産	194,887	177,306	198,731
	固定資産	162,270	162,174	162,083
	資産合計	357,157	339,480	360,814
	流動負債	79,677	75,603	106,497
	（うち短期借入金）	－	－	－
	固定負債	171,837	183,626	169,341
	（うち長期借入金）	－	－	－
	指定正味財産	99,908	99,908	99,908
	一般正味財産	5,735	△19,657	△14,933
正味財産合計	105,643	80,251	84,974	

正味 財産 増減 計算 書	経常収益	616,470	600,411	635,210
	経常費用	629,110	625,802	630,487
	評価損益等	△12,640	△25,391	4,723
	当期経常増減額	△12,640	△25,391	4,723
	経常外収益	－	－	－
	経常外費用	－	－	－
	当期経常外増減額	－	－	－
	当期一般正味財産増減額	△12,640	△25,391	4,723

② 個別検出事項

(1) 外郭団体に対する結果及び意見

i. 収益改善施策のない中期計画について

新潟ミートプラントではと畜解体を実施しており、その大部分は豚に対するものである。この点、新潟ミートプラントのと畜数は減少傾向にあるが、要因は豚飼養戸数の減少に伴う豚飼養頭数の減少によるものである。生産人口の減少自体は日本全国的に同様であり、労働人口が減少している現在の日本経済では歯止めがかからない状況である。

【新潟ミートプラント 処理頭数の実績推移】

単位：頭	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
豚	200,042	194,073	193,210	187,124	185,705
牛	793	723	739	783	751
その他	17	13	12	11	11
豚換算計	206,010	199,524	198,981	193,059	191,314

(出典：新潟市提供資料を基に監査人加工)

当課題に対応するために新潟ミートプラントは令和2年6月付で中期計画を作成しており、当計画の中には具体的な取組として、以下の通り記載されている。

中期目標の実現に向けて、次の視点（課題）ごとに主な取組み項目を整理し、目標値と5カ年の具体的な取組みを盛り込んだ事業計画を作成した。

- ① 安定した経営基盤の確立
- ② より安全安心で高品質な食肉の提供
- ③ 食肉センターの取組みの啓発
- ④ 全職員が一丸となって取組む体制づくり

(出典：新潟ミートプラント令和中期計画)

しかしながら、上記施策により収益力が向上するかは判然としない。また、数値計画に関してもほぼ横引きの収益計画で策定されている。

【新潟ミートプラント 中期計画】

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処理頭数	199,524 頭	199,253 頭	194,271 頭	194,271 頭	194,271 頭
経常収益計 (千円)	616,755	616,641	604,789	604,789	604,789

(出典：新潟ミートプラント令和中期計画)

経営環境が悪化している状況に鑑みると、収益力を向上させるような取り組みがなければ、一般的には事業継続が危ぶまれる状況であると考えられるため、継続的な事業活動を行うために、法人経営を改善するための施策を計画的に運用することが望ましい。

【意見 23】

新潟市全体のと畜数は減少傾向であり法人の経営環境に厳しさが増しているものの、翌年度予算や中期計画では法人の経営を改善するための具体的な施策が策定されていない。継続的な事業活動を行うために、法人経営を改善するための施策を計画的に運用することが望ましい。

ii. 契約方法を選択する際の金額基準について

新潟ミートプラントの契約事務は、公益法人であり新潟市の外郭団体といった性質に鑑み、公平で経済的合理性がある取引ができるように指名競争入札を原則とし、例外的に随意契約の方法により契約締結ができる方針としている。この点、新潟ミートプラントの契約要綱によれば、工事又は製造の請負の場合、250 万円を下回る場合に随意契約の方法により締結することができ、250 万円を超える場合には指名競争入札が必要となる。

第3条

1 契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

2 前項に定める随意契約は、次の各号に該当するときに限りこれによることができる。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないものをするとき。

別表

(1) 工事又は製造の請負	250 万円
(2) 財産の買入れ	160 万円
(3) 物件の借入れ	80 万円
(4) 財産の売払い	50 万円

(5) 物件の貸付け	30 万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円

(出典：新潟ミートプラント契約要綱)

しかしながら、以下の修繕契約に関しては、同じ業者に発注されており、全て令和5年1月24日に発注の決裁が行われている。

- ・「新潟市食肉センター汚水処理棟 スチール扉修繕について」192 万円
- ・「新潟市食肉センター処理工事棟 スチール扉修繕について」189 万円
- ・「新潟市食肉センター作業準備室 スチール扉修繕について」63 万円

上記修繕取引は物理的に別の場所の修繕ではあるものの、指名競争入札が特定の業者へ不適切に取引が集中することを回避するといった趣旨で求められていることに鑑みれば、上記取引は一体的に金額判定した上で競争入札をすべきであったと考えられる。

公正で経済合理性がある取引ができるように、実態を踏まえた契約事務を行う必要がある。

【意見 24】

新潟ミートプラント契約要綱において、工事又は製造の請負は、250 万円を下回る場合に随意契約の方法により締結することができ、250 万円を超える場合には競争入札が必要となる旨が定められている。

しかしながら、特定の修繕工事に関しては、同じ業者への取引を同日に決裁しているにもかかわらず、分割して金額判定することで 250 万円を超えないものと判断し随意契約を行っていた。

公正で経済合理性がある取引ができるように、実態を踏まえた契約事務を行う必要がある。

iii. 見積合わせの実施状況について

新潟ミートプラントが指定管理者として指定管理業務を遂行するにあたり、施設の修繕業務を保守点検業者へ委託している。そして金額が 250 万円を下回る場合には随意契約の方法により締結できるとされている。

随意契約に際しては、新潟ミートプラントでは公益法人であり新潟市の外郭団体といった性質に鑑み、適正価格で取引ができるように契約要綱に以下の通り定めている。

第 21 条 契約執行職員は、随意契約をしようとするときは、なるべく有資格者のうちから、特別の理由のある者を除き 2 人以上の者から見積書を提出させなければならない。

(出典：新潟ミートプラント契約要綱)

このため、新潟ミートプラントは内規に従い、特別な理由のある者を除き、見積合わせをしなければならない。

しかしながら、新潟ミートプラントが令和 4 年度に実施した修繕委託 196 件 47,397 千円のうち、見積合わせが行われていた契約は 1 件 407 千円のみであった。新潟ミートプラントで利用する機械設備は、業務の性質上特殊機械が多く、特定の業者と随意契約する特別な理由がある場合が多いことに違和感がなく、また、特殊機械を設置した業者に修繕業務を発注する方が経済的とすることも一定の合理性があると考えられる。

しかしながら、実施した修繕の中には、例えば、屋根の漏水修繕や照明修繕などは複数の業者で施工が可能と考えられる修繕についても見積合わせを実施していない。このような修繕等の契約において、一者随意契約となっている場合は、競争性が働いておらず、公平性が担保できていない懸念がある。委託料削減・公平性の観点から、内規を遵守し、見積合わせを行う必要がある。

【指摘 32】

新潟ミートプラント契約要綱において「第 21 条 契約執行職員は、随意契約をしようとするときは、なるべく有資格者のうちから、特別な理由のある者を除き 2 人以上の者から見積書を提出させなければならない。」と定めている。新潟ミートプラントでは、特殊機械等が多く一者随意契約を締結しているケースが多いが、照明修繕・屋根修繕といった複数の業者で施工が可能と考えられる修繕についても見積合わせを実施していない。

一者随意契約となっている場合は、競争性が働いておらず、公平性が担保できていない懸念があるため、委託料削減・公平性の観点から、内規を遵守し、見積合わせを行う必要がある。

iv. 少額の随意契約の取り扱いについて

新潟ミートプラントは随意契約に際して、公益法人であり新潟市の外郭団体といった性質に鑑み、適正価格で取引ができるように契約要綱に以下の通り定めている。

第 21 条 契約執行職員は、随意契約をしようとするときは、なるべく有資格者のうちから、特別な理由のある者を除き 2 人以上の者から見積書を提出させなければならない。

(出典：新潟ミートプラント契約要綱)

このため、新潟ミートプラントは内規に従い、特別な理由のある者を除き、見積合わせをしなければならない。

しかしながら、新潟ミートプラントの委託契約の運用上10万円未満の経費は見積合わせをしない運用になっているとのことであった。公益法人として公平性を担保する必要があるものの、金額が少額な契約は手続を簡略化した方が経済的であるとの考えも一理ある。

このため、実態に即した規程に見直しをするなど内規に即した事務執行を行えるように体制を整備する必要がある。

【意見 25】

新潟ミートプラント契約要綱において「第 21 条 契約執行職員は、随意契約をしようとするときは、なるべく有資格者のうちから、特別の理由のある者を除き2人以上の者から見積書を提出させなければならない。」としているが、10万円未満の経費については見積合わせを実施していない。

実態に即した規程に見直しをするなど、内規に即した事務執行を行えるよう体制を整備する必要がある。

(2) 所管部署に対する結果及び意見

i. 無償で業務受託している新潟市食肉センター使用料等の徴収事務について

新潟市食肉センターを所有する新潟市は、当センターを利用する事業者から一定の使用料や検査手数料等を徴収しているが、当徴収業務を新潟ミートプラントに委託している。

当業務は、利用料等に応じた料金の計算、利用者への請求業務、利用者からの入金の確認、新潟市への利用料等の払込、関係書類の整備などを行うものである。また、当業務の契約書には、業務受託者に善管注意義務があり、損害を与えたときには賠償責任がある旨が明記されている。

しかしながら、当業務の委託料は無償となっており、業務運営上の経費に関しても新潟ミートプラントが負担する契約となっている。金員徴収事務といった責任が伴う事務を無償で行うことは、民間事業者間であれば一般的ではなく、経済合理性のある価格にて取引を行うことが望ましい。

【意見 26】

新潟市が民間事業者から徴収する新潟市食肉センター使用料等の徴収事務は、新潟ミートプラントに委託されているが、その委託料は無償とされている。徴収事務といった責任が伴う事務を無償で行うことは、民間事業者間であれば一般的ではなく、経済合理性のある価格にて取引を行うことが望ましい。

ii. 改修等の費用及び責任の分担について

新潟ミートプラントは新潟市食肉センター指定管理業務の遂行にあたって、管理施設の改修等を実行するに当たっては、新潟ミートプラント自身の費用負担で行う一方、300万円以上と多額となる改修等は、新潟市の費用負担にするよう「新潟市食肉センターの管理に関する協定書」で以下のように定めている。なお、文中、甲は新潟市であり、乙は新潟ミートプラントである。

第9条 管理施設の改造、増築、移設、改良、修理・修繕の費用及び責任の負担については、次に掲げる表のとおりとする。		
区分	費用の負担	責任の負担
1件につき、その経費が概ね300万円以上のもの	甲	甲
1件につき、その経費が概ね300万円未満のもので、下記に該当しないもの	乙 (甲の委託料に含む)	乙
解体室、懸肉室、係留所、廃棄物処理室、病畜棟、内臓処理室、皮処理室、冷蔵庫などと殺解体冷蔵保管作業に直接関係する範囲の修理・修繕で、1件につきその経費が概ね50万円未満のもの	乙	乙

(出典：新潟市食肉センターの管理に関する協定書)

しかしながら、令和3年度の以下の修繕費については300万円を超えている。

- ・「新潟市食肉センター小動物解体室 自動皮剥機②修繕に伴う経費の支出について」341万円

- ・「新潟市食肉センター 部分肉処理室 カットコンベア B No.3 修繕に関する変更契約の締結及び経費の支出について」319万円

「新潟市食肉センターの管理に関する協定書」において、300万円を超える修繕については新潟市の負担と定めており、新潟市が負担すべき費用であるため、協定書の規定に従った修繕費の負担が必要である。

【指摘 33】

令和3年度の新潟市食肉センターの管理に係る下記の修繕費が300万円を超えている。

- ・「新潟市食肉センター小動物解体室 自動皮剥機②修繕に伴う経費の支出について」341万円

- ・「新潟市食肉センター部分肉処理室 カットコンベア B No.3 修繕に関する変更契約の締結及び経費の支出について」319万円

る変更契約の締結及び経費の支出について」319万円

「新潟市食肉センターの管理に関する協定書」において、300万円を超える修繕については新潟市の負担と定めており、新潟市が負担すべき費用であるため、協定書の規定に従った修繕費の負担が必要である。

iii. 新潟市食肉センター施設老朽化について

新潟市食肉センターは平成5年4月に開設され30年もの年月が経過している。幾度かの施設整備は行われているものの、大規模で根本的な改修は行われておらず、施設の老朽化が著しい状況である。また、食肉センターという性質上徹底した衛生管理が求められるため、消毒や洗浄作業により施設は大きく損傷を受けている。このため施設の修繕事項は積み上がっており、新潟ミートプラントの集計によると現時点で早急な修繕が必要な工事高は15億円以上にも達している。以下は修繕が必要な工事の一覧である。

修繕項目	現在の状況	発生時期	金額 (千円)
衛生対策改修	<ul style="list-style-type: none"> 係留柵は約25年使用しており鉄製のため支柱の大半が腐食している。このため、柵による農場の区分化が行えなくなることにより他農場の豚同士が混合する事態が発生している。 床コンクリートに塗布した仕上げ材が剥離し水溜まりが数多くある。 枝肉を懸垂するトリー金具から汚染物や金属片が落下することによる直下の枝肉汚染や金具変形による背割不良が発生しており、商品価値を著しく低下させる要因となっている。 	開設当初	109,400
作業台他改修	<ul style="list-style-type: none"> 整形：作業高さに差がありスロプ式の台でなければ的確な作業が困難。 洗浄：肉片を含む線所受水が周辺に飛散することからカビや異臭、害虫の発生源となっているため、ガード板の設置が望まれる。 	3年前	39,000
衛生対策改修	衛生的に製品加工を行うために必要な設備の補修など計20か所を整備する必要がある。	3年前	6,250
床改修	上塗り床材の剥離による水溜まりの発生や製品に床材が混入する苦情が寄せられている。	5年前	39,000
容器洗浄設備等改修	経年劣化による腐食が進行し加工肉を収納する樹脂容器を洗浄するためのものが設備からの異物を混入させる厄介な設備へとなっている。	10年前	100,000
出入口扉の更新	鋼板性の扉が経年劣化により著しく腐食している。また、扉面に穴が空き小動物が容易に施設内に侵入する。	10年前	12,000
薬品保管庫設置	清掃で使用する薬剤には毒物や危険物に該当するものが多々あり、専用に施錠管理できる構造物の設置が望まれる。	3年前	13,000
自動追い込み機更新	経年劣化により大量の豚を一度に移動させることができないため、解体作業に支障をきたすことが多々ある。	10年前	38,000
自動電殺装置新設	作業中に危険を伴うことや豚が暴れていることによる作業ミスが多発し、指定管理者が荷主に損害賠償を行っている。	20年前	375,000
自動搬送	特殊搬送チェーンの経年劣化により動作不良や異音発生などがある	10年	85,000

装置設備	り、作業環境が劣悪化している。	前	
内臓検査 コンベア 改修	老朽化及び変形が随所に進行し動作不良が多発していることで、検査に合格した可食内臓が床や側溝へ落下、又は検査作業の中断が断続多発している。	不明	79,000
大貫皮搬 送装置改 修	皮搬送装置の不具合により配管が破裂して周辺に汚染水が飛散する事象が多々認められるため、食肉衛生検査所から改善するまで使用禁止要請を受けている。	5年 前	62,500
エア-コンプレ ッサー-設備 更新	経年劣化による構成部品の不具合により部分肉の設備が停止している。現在、牛解体室より部品を移設し仮設的な運転を行っている。	5年 前	6,000
金属検査 機更新	経年劣化により誤作動が多発するが、既に部品の製造が終了している。	5年 前	7,000
真空包装 設備更新	経年劣化により不完全な包装状態となり、販売先より返品や値引きが多発している。	10年 前	141,000
構内電話 設備更新	部品の製造販売が終了し、手持ち品がなくなった時点で使用不能となる電話機が多発することが予想される。	3年 前	25,000
自動背割 機2号機 更新	経年劣化が著しく設備からの汚れや異物がと体に付着し利用者から苦情が寄せられている。	10年 前	118,000
背割鋸設 備改修	鋸及び固定レールの不備により垂直に切断することが困難な状況となっている。この背割ミスが発生した場合、指定管理者が荷主に損害賠償を行っている。	10年 前	62,500
空気調和 設備改修	作業環境が劣悪なため、安全に作業する上でも環境改善が必要。	20年 前	9,000
壁面・屋 根庇改修	著しい腐食により屋根材量が通行導線上に落下し非常に危険な状況である。また、製品に異物が混入する原因にもなっている。	20年 前	69,000
屋根漏水 修繕	屋根のトップライトより慢性的な雨漏りが発生し、直下の施設に漏水が発生している。	開設 当初	1,250
蒸気ボイ ラー等更 新	経年劣化や旧式のため効率が悪く燃料使用量の削減が全く見込めない状況である。また、原因不明な異常な蒸気漏洩が認められ、不具合の調査や設計作業の対応が必要と考えられる。	10年 前	93,000
濃縮槽等 整備	経年劣化が著しく現在停止している。設備の停止により汚染処理後の放流水の水質悪化が懸念される。	10年 前	26,000
構内路面 補修	地盤沈下により路面の隆起が著しい。大型車両やフォークリフト通行時に異常振動が周辺に伝わる。	20年 前	4,000

(出典：法人提供資料を基に監査人加工)

上記のように修繕が必要な設備は、使用頻度・代替可能性・改修期間を考慮して改修の優先度を評価した上で、リスト化したものを新潟ミートプラントが作成し、新潟市と共有している。しかしながら、新潟市において当リストを検討した結果が文書として残されておらず、また修繕計画へ活かされていなかった。

継続的で安心安全なセンター運営を実行するためにも、当リストを用いて個々の設備に関する対応方針を検討することが望まれる。

【意見 27】

新潟市食肉センターは平成5年の開設から30年が経過しており設備の老朽化が顕著であり、早急に改修が必要な設備は15億円以上にも達している。

この点、修繕が必要な設備は、使用頻度・代替可能性・改修期間を考慮して改修の優先度を評価した上で、リスト化したものを新潟ミートプラントが作成し、新潟市と共有している。しかしながら、新潟市において当リストを検討した結果が文書として残されておらず、また修繕計画へ活かされていなかった。

継続的で安心安全なセンター運営を実行するためにも、当リストを用いて個々の設備に関する対応方針を検討することが望まれる。

iv. 新潟市食肉センターの改修計画について

新潟市食肉センターは建物面積10,459㎡、用地取得を含めた建設総工事費は65億円の大型施設である。このため施設を維持していくために予防的な改修計画を策定し、計画的な改修を行うべきであるが、新潟市食肉センターにおいて、大規模な改修は行われておらず施設の老朽化は著しい。現状は、不具合が起こる都度改修をしている状態である。これにより施設の修繕事項は積み上がっており早急に改修が必要な工事高は現時点で15億円以上に達し、令和4年度のと畜場事業会計予算額3.5億円と比較すると大きく不足する状況となっている。

大型設備の更新には、多額の財源と中長期的な対策が必要となることから、早い時点で計画を策定し資産管理に努めることが望ましかった。

【意見28】

新潟市食肉センターは大型の設備でありストックマネジメントの観点から、計画的な改修が行われるべきである。しかしながら、予防的な改修計画は作成されておらず、不具合が起こる都度改修をしている状態である。

そして、令和4年度のと畜場事業会計の予算額が3.5億円である一方、新潟市食肉センターで早急に改修が必要な設備金額は15億円以上と積算されており、現時点では予算が大きく不足する状況となっている。

大型設備の更新には、多額の財源と中長期的な対策が必要となることから、早い時点で計画を策定し資産管理に努めることが望ましかった。

v. 新潟市食肉センターの管理委託料の算定について

新潟市は新潟市食肉センターの運営を指定管理者に委託しているが、当委託料は過去の実績や将来の見立てに基づき毎年決定している。以下は管理委

託料と、対応する施設管理事業費の推移である。

【新潟市食肉センター 管理委託料】

単位：千円	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
管理委託料 (A)	177,586	176,655	176,718	174,005	174,005
施設管理事業費 (B)	175,827	174,807	189,455	184,349	187,113
差異 (C=A-B)	+1,759	+1,848	△12,737	△10,344	△13,108
差異率 (C÷A)	1.0%	1.0%	△7.2%	△6.0%	△7.5%

(出典：新潟市提供資料を基に監査人加工)

上記の通り、平成 30 年度・令和元年度は差異が小さかったものの、令和 2 年度以降は差異が大きくなっている。要因としては、修繕費などが増加傾向にあるなか、過去実績の平均で委託料を決定しているためである。指定管理料の算定の際には、単純に過去の平均を用いるのではなく、外部環境の変化や施設の老朽化の進行状況を踏まえた将来の予測を反映させて算定することが望ましい。

【意見 29】

新潟市食肉センターの指定管理料の算定にあたっては過去実績の平均を踏まえて算定している。ただし指定管理料のうち、修繕費に関しては、単純に過去平均を用いて算定されていることで、令和 2 年度は 12,737 千円、令和 3 年度は 10,344 千円、令和 4 年度は 13,108 千円の予算超過となっている。指定管理料の算定の際には、単純に過去の平均を用いるのではなく、外部環境の変化や施設の老朽化の進行状況を踏まえた将来の予測を反映させて算定することが望ましい。

vi. 補助金交付の事務執行について

新潟市は令和 4 年度新潟ミートプラントに対して、高騰する光熱費に関する経営支援として、食肉センター経営安定化事業補助金 37,495 千円を交付している。

新潟市が補助金を交付する際には、新潟市補助金等交付規則に従う必要があり、「取扱基準」の設定と「情報の公表」が必要になる。新潟市補助金等交付規則は以下のとおりである。

(取扱基準の設定)

第4条 市長は、次の事項について補助金等ごとに取扱基準を定めるものとする。

- (1) 補助事業の目標
- (2) 補助対象経費
- (3) 補助額及びその算定方法又は補助率
- (4) 補助事業の評価の時期等
- (5) 補助事業の終期
- (6) 情報の公表の方法等
- (7) その他必要と認める事項

(情報の公表)

第5条

1 市長は、補助金等の交付に関する情報を公表するものとする。

2 補助事業者は、当該補助事業に関する情報を前条の取扱基準に基づき公表するものとする。

(出典：新潟市補助金等交付規則)

今回の補助金交付に関しては、「取扱基準」の設定と「情報の公表」のいずれも行われていない。適切な補助金の交付及び予算の執行を実現するために、規則に従った事務執行が必要である。

【指摘 34】

令和4年度において、高騰する光熱費に対する経営支援として37,495千円の補助金を交付している。交付にあたっては「新潟市補助金等交付規則」にて定める「取扱基準」の設定と「情報の公表」が必要になるが、いずれも行われていない。適切な補助金の交付及び予算の執行を実現するために、規則に従った事務執行が必要である。

vii. 備品管理の網羅性について

新潟市は新潟市食肉センターの運営を指定管理者に委託しており、施設内の備品に関しては指定管理者が管理する責任を有している。そして責任関係を明確にするため、協定書にて新潟ミートプラントが管理すべき物品を特定している。

(備品)

第38条 乙は、別に定める備品を、指定期間中、常に良好な状態に保つものとする。

別表

A机・テーブル類	3品目
----------	-----

B 椅子類	1 品目
C 管庫・棚・箱類品	12 品目
F 計器類	3 品目
G 事務製図用器具類	1 品目
I 機械器具類	26 品目
J 医療機械機具類	3 品目
K 車両・船舶及び用具類	3 品目
V 職員用机類	3 品目

(出典：新潟市食肉センターの管理に関する協定書を基に監査人加工)

協定書に記載されている備品は 55 品目のみであるが、運用上は別のリストにより管理されており、協定書に管理すべき備品が網羅されていない状況であった。資産の適切な管理のため、管理すべき備品を網羅的に記載する必要がある。

【指摘 35】

新潟市と新潟ミートプラントとの間で結ばれた「新潟市食肉センターの管理に関する協定書」において、新潟ミートプラントが管理すべき施設や物品が記載されているものの、管理すべき備品が網羅的に協定書に記載されていない。資産の適切な管理のため、管理すべき備品を網羅的に記載する必要がある。

8. 新潟市土地開発公社

① 外郭団体の概要

i. 外郭団体及び所管部署の概要

(ア) 外郭団体の概要

団体名	新潟市土地開発公社				
所在地	新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1				
設立年月日	昭和 48 年 4 月 23 日	代表者	理事長	朝妻	博
基本財産	30,000 千円	市出資金等	30,000 千円	市出資割合	100%
設立目的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。				

令和 4 年度	事業名	事業内容	予算額
主要事業	公有地処分事業	処分	73,894 千円

	附帯等事業	保有地貸付	49,154 千円
--	-------	-------	-----------

(イ) 所管部署の概要

所管課	財務部 用地対策課
事務分掌	(1) 公共用地の取得計画に関する事項 (2) 公共用地の取得事務に関する事項 (3) 不動産その他公有財産の取得に関する事項（他の課及び機関の所管するものを除く。） (4) 前号に規定する不動産の取得に伴う損失補償及び代替地の処分に関する事項 (5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）の規定による届出等に関する事項 (6) 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）の手續の総括に関する事項（他の課及び機関の所管するものを除く。） (7) 土地収用法、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和 36 年法律第 150 号）及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に係る公告縦覧等に関する事項 (8) 土地取得事業会計に関する事項 (9) 新潟市土地開発公社に関する事項 (10) 新潟市土地開発公社への貸付け及び債務保証に関する事項 (11) 用地対策連絡会に関する事項 (12) 財産評価審議会に関する事項

ii. 市の財政的、人的支援の概要

(ア) 市からの財政支出等の状況

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
補助金	—	—	—
事業費補助金	—	—	—
運営費補助金	—	—	—
設備投資に係る補助金	—	—	—
負担金	—	—	—
交付金	—	—	—
委託料	—	—	—
指定管理料（公募）	—	—	—

指定管理料（非公募）	－	－	－
業務委託（随契）	－	－	－
業務委託（その他）	－	－	－
貸付金（期中借入額）	7,736,621	7,693,531	7,596,390
合計	7,736,621	7,693,531	7,596,390
貸付残高	－	－	－
損失補償契約に係る債務残高	－	－	－
損失補償限度額	－	－	－
その他	事務所無償貸与	事務所無償貸与	事務所無償貸与
財政支出等の必要性についての市の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公有地の拡大の推進に関する法律 第25条 土地開発公社に対する債務保証 ・ 公有地の拡大の推進に関する法律 第26条 土地開発公社に対する便宜の供与等 ・ 民間借入れだけでは金利負担が大きくなるため、市からの無利子貸付金が必要である。 		

(イ) 市からの人的関与の状況

令和4年7月1日現在（単位：人）

	常勤				非常勤/嘱託・臨時				合計
	市派遣	市OB	その他	計	市兼任	市OB	その他	計	
役員数	－	－	－	－	7	－	1	8	8
職員数	－	－	－	－	11	－	－	11	11

iii. 財務諸表の推移

（単位：千円）

	科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸	流動資産	10,295,501	9,997,624	9,370,769
	固定資産	0	0	0
借	資産合計	10,295,501	9,997,624	9,370,769
	流動負債	7,949,291	7,669,692	7,029,053
対	（うち短期借入金）	7,924,666	7,667,452	7,026,522
	固定負債	84,150	33,867	－
照	（うち長期借入金）	84,150	33,867	－
	資本金	30,000	30,000	30,000

	準備金	2,232,060	2,264,064	2,311,716
	資本合計	2,262,060	2,294,064	2,341,716
正 味 財 産 増 減 計 算 書	事業収益	379,067	347,449	1,932,617
	事業原価	337,194	309,451	1,879,564
	販売費及び一般管理費	1,360	4,000	3,176
	事業利益	40,512	33,996	49,876
	事業外収益	153	62	46
	事業外費用	2,156	2,045	2,270
	特別利益	—	—	—
	特別損失	—	9	—
	経常利益	38,509	32,003	47,651
	当期純利益	38,509	32,003	47,651

② 個別検出事項

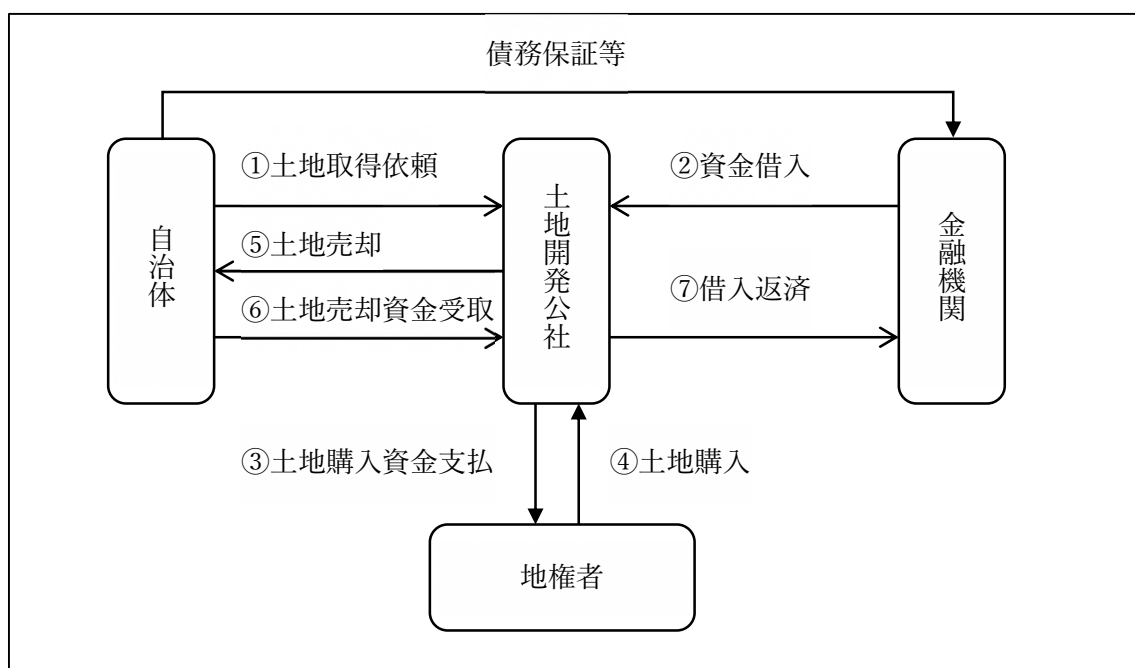
(1) 土地開発公社の概要

新潟市土地開発公社に関する意見及び指摘については、土地開発公社という法人の概要を理解することが有用と考えられるため、以下概要について記載する。

土地開発公社とは、地方公共団体が地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して設立することができる法人である（公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項）。

土地開発公社は、地方自治体が必要とする土地を先行的に取得する目的で設立され、その役割は、近い将来自治体が必要とする土地を自治体の代わりに取得し、実際に必要になった時点で、取得時の価格に取得後の経費や金利を上乗せして自治体に売却するというものである。土地開発公社が先行的に土地を取得することで、議会の議決等を経ずに、地価が安価な時に機動的に土地が取得できるというメリットがあった。

土地開発公社の事業概要は以下のとおりである。



(出典：監査人作成)

これは、公園や道路、施設用地その他の公共用地を取得、管理するために、地価が上昇している局面において公共用地等を早期に先行取得していくためには、公共用地の取得機能の強化が不可欠であり、有効なものであったと言える。

しかし、バブル経済の崩壊により、地価が下落する状況下において、先行取得の必要性は無くなるどころか土地の先行取得時よりも地価が下落するという事態になっている。また、自治体財政の逼迫と公共事業縮小の影響等から土地開発公社が先行取得した土地を、計画どおりに自治体が購入しない状況が生じることとなった。結果として、土地開発公社は処分することができない土地を保有し続けるという状況も生じている。

以上を踏まえ、土地開発公社のあり方が検討されている。

(2) 所管部署及び外郭団体に共通する結果及び意見

i. 解散に向けた具体的なスキームの検討について

新潟市土地開発公社は、平成 23 年 12 月の定例会本会議にて、市長が土地開発公社の当初設立目的は概ね達成していると認識しており、解散することを基本に検討している旨の説明をしている。また、平成 24 年 2 月に行われた市長記者会見においても、外郭団体の見直しとして、土地開発公社の解散に向けて、土地開発公社を活用した土地の先行取得事務を廃止するとともに、保有している先行取得地を段階的に縮減する旨の説明をしている。

以上を踏まえ、新潟市土地開発公社は解散することが予定されているが、

具体的な解散時期は令和 5 年時点においても決まっていない。解散に向けた課題として大きなものは、長期保有土地の処分と負債の返済と考えられているが、長期保有土地の処分した金額を原資として負債の返済が行われる予定のため、長期保有土地の解消が重要である。新潟市は、解散決定後の平成 24 年 5 月の新潟市土地開発公社理事会において、解散に向けた保有地の処分計画を説明し、年次計画に基づき処分を進めてきた。平成 24 年 3 月末当時には、10 事業 15 事業用地、簿価額約 103 億円あった保有地は、処分困難な保有地を除いて処分され、令和 5 年 3 月末現在、4 事業 4 事業用地、簿価額約 77 億円にまで縮減されている。しかしながら、令和 5 年現在において具体的な解散スキームやスケジュールは決定していない。

◆平成 24 年 3 月末時点 保有地処分計画

年度	事業名	処分先		処分予定保有地	
		部名	課名	面積 (㎡)	簿価 (千円)
24	地域保全林整備事業用地（市内）	秋葉区	産業振興課	48,939.00	41,469
	新津森林公園事業用地	秋葉区	地域課	11,874.00	37,806
	新潟駅周辺整備事業用地	都市政策部	新潟駅周辺整備事務所	20.00	8,237
	五十嵐 2 の町 1 号線道路改良事業代替地	一般公募（公社）		445.52	18,945
計				61,278.52	106,459
25	松浜雨水ポンプ場建設事業用地	下水道部	経営企画課	11,274.78	636,965
	地域保全林整備事業用地（市内）	秋葉区	産業振興課	43,007.52	38,466
計				54,282.30	675,432
26	新山の下ポンプ場建設事業用地	下水道部	経営企画課	5,329.91	622,275
	地域保全林整備事業用地（五泉市分）	秋葉区	産業振興課	7,204.00	6,042
	地域保全林整備事業用地（阿賀町分）	秋葉区	産業振興課	259,515.00	217,668
	都計道新津新町大久保線事業用地	秋葉区	建設課	1,291.00	70,907
	秋葉程島線整備事業用地	秋葉区	建設課	2,345.40	145,084
	都市機能整備用地（16）	土木部	道路計画課	170.14	14,612
	都市機能整備用地（6）	一般公募（公社）		263.56	19,236
計				276,119.01	1,095,826
小 計				391,679.83	1,877,718
28 年度 未 ま で	新潟駅周辺整備事業用地	都市政策部	新潟駅周辺整備事務所	19,634.22	8,087,420
	大外環状線整備事業用地(両川 1 丁目)	土木部	道路計画課	2,923.21	135,110
	大外環状線整備事業用地（酒屋町）	土木部	道路計画課	1,951.48	53,626
	大外環状線整備事業用地(両川 2 丁目)	土木部	道路計画課	2,900.57	143,298
計				27,409.48	8,419,456
合 計				419,089.31	10,297,175

【算出条件】

- ①簿価額は H23 年度末簿価額を記載しており、H24 年度以降に発生する利子額や除草代等は計上していない
- ②国庫債務負担に係る用地国債は対象外とした

(出典：平成 24 年「新潟市土地開発公社解散に向けた保有地の処分計画(案)」を一部監査人加工)

解散をすることが決定したにもかかわらず、10 年以上経過しても具体的な解散スキームが策定されていないのは適切とは言えない。課題としている長期保有土地の売却と、長期保有土地の売却資金による負債の返済が、市の事業の進捗に関連しているためとのことであるが、そもそもの解散に向けたスキームが、長期保有土地の売却と負債の返済というスキーム以外にどのようなものが考えられるか、それぞれのスキームにおけるメリット・デメリットがどうか、といった検討結果が明確になっていない。

解散が、全ての課題事項が完了し整理されるまで実施されないとなると、解散のスケジュールがいつまでも決まらないということにもなりかねない。そのため、解散に向けた課題を整理し、方針を決め、課題の解消のため関連部署との調整を含めたモニタリングを行うことが望ましい。

【意見 30】

新潟市土地開発公社は解散することが予定されているが、具体的な解散時期は令和 5 年時点においても決まっておらず、解散に向けたスキームが、長期保有土地の売却と負債の返済というスキーム以外にどのようなものが考えられるか、それぞれのスキームにおけるメリット・デメリットがどうかといった検討結果が明確になっていない。

解散が、全ての課題事項が完了し整理されるまで実施されないとなると、解散がいつ行われるのかいつまでも決まらないということにもなりかねない。そのため解散に向けた課題を整理し、方針を決め、課題の解消のため関連部署との調整を含めたモニタリングを行うことが望ましい。

ii. 長期保有土地に係る方針の検討について

新潟市土地開発公社が保有している長期保有土地は、①都市計画道路新津新町大久保線事業用地(表 No.1)、②都市計画道路秋葉程島線整備事業用地(表 No.2)、③地域環境保全林整備事業用地(表 No.5)、④新潟駅周辺整備事業用地(表 No.6)、の大きく 4 つに分けられる。

金額的に大きな、④新潟駅周辺整備事業用地については、事業としては動

いているが、残りの3事業については具体的な動きは無い。

◆令和4年度末 公有用地明細表（総括）

番号	事業名	取得年度	保有期間(年)	所 在	令和4年度末残高	
					面積(m ²)	簿価(千円)
1	都市計画道路 新津新町・大久保線事業用地	S60	37	秋 葉 区 新町2丁目	1,289.75	73,538
2	都市計画道路 秋葉程島線整備事業用地	H7	27	秋 葉 区 秋葉1丁目	2,345.40	148,051
3	国道7号栗ノ木道路改築事業用地 31	R1	3		41.27	17,241
4	国道7号栗ノ木道路改築事業用地 2	R2	2		36.75	16,783
道路用地 計 4事業					3,713.17	255,615
5	地域環境保全林整備事業用地	H8	26	阿賀町	259,515.00	219,745
6	新潟駅周辺整備事業用地	H9	25	中央区花園 1丁目 外	18,283.86	7,280,987
公共施設用地 計 2事業					277,798.86	7,500,732
合 計					281,512.03	7,756,348

(出典：新潟市提供資料)

①都市計画道路新津新町大久保線事業用地、②都市計画道路秋葉程島線整備事業用地、③地域環境保全林整備事業用地、については取得してから30年以上のものが含まれるなど、かなりの長期保有となっているにもかかわらず、具体的な動きは無い。当初取得時には明確な目的等があったと思料するが、30年以上経過して当時の目的が現状と整合しているのかどうか疑問である。

①都市計画道路新津新町大久保線事業用地、②都市計画道路秋葉程島線整備事業用地、については、市所管課にて検討を重ねた結果、当初目的のとおりに都市計画道路として整備が必要な路線との結論に至っている。当該路線の整備時期に合わせて市が再取得を行うことで、補助金を投入でき市の一般財源を削減することができるというメリットがあるが、市全体での道路整備計画の中では優先順位（緊急度及び重要度）が低いため、予算措置がなされず具体的な時期も示されていない状況である。そして、当該都市計画道路は住

宅地等を通る形で計画されているが、該当地以外の都市計画道路の整備のために必要な土地の取得は全く進んでいない状況である。優先順位が低く、予算措置がなされない状況下において、本当に当初目的のとおり都市計画道路として整備が必要な路線なのか疑問である。そのため、市所管課は精度の高い事業計画を提出し、その計画に合わせた変更契約及び予算措置を行っていくべきである。

また、③地域環境保全林整備事業用地についても、当初目的のとおり新潟市が取得する方針であるところ、市所管課との協議や財源確保の提案を行っているにもかかわらず協定の変更を繰り返して先延ばししている状況である。③地域環境保全林整備事業用地については、当初目的を見直さず再取得する方針であるため、先延ばしすることによる具体的な優位性などを示すことが出来なければ、市として速やかに予算措置を行うべきである。

【意見 31】

①都市計画道路新津新町大久保線事業用地、②都市計画道路秋葉程島線整備事業用地、③地域環境保全林整備事業用地、については取得してから30年以上のものが含まれるなど、かなりの長期保有となっているにもかかわらず、具体的な動きは無い。

①都市計画道路新津新町大久保線事業用地、②都市計画道路秋葉程島線整備事業用地については、優先順位が低く、予算措置がなされない状況下において、当初目的のとおり都市計画道路として整備が必要な路線なのか疑問である。そのため、市所管課は精度の高い事業計画を提出し、その計画に合わせた変更契約及び予算措置を行っていくべきである。

また、③地域環境保全林整備事業用地については、当初目的を見直さず再取得する方針であるため、先延ばしすることによる具体的な優位性などを示すことが出来なければ、市として速やかに予算措置を行うべきである。

iii. 長期保有土地の時価の下落について

長期保有土地は、①都市計画道路新津新町大久保線事業用地、②都市計画道路秋葉程島線整備事業用地、③地域環境保全林整備事業用地、④新潟駅周辺整備事業用地、の大きく4つに分けられる。

これら長期保有土地は、簿価で評価されているが、市がこれら土地を購入する際には簿価で買い取ることになっているところ、時価は簿価より下落している状況である。

(単位：千円)

No.	資産区分	面積 (㎡)	簿価	時価評価額	差額	変動率
-----	------	--------	----	-------	----	-----

①	都市計画道路新津新町 大久保線事業用地	1,289.75	73,538	41,143	△32,395	△44%
②	都市計画道路秋葉程島 線整備事業用地	2,345.40	148,051	35,650	△112,401	△76%
③	地域環境保全林整備事 業用地	259,515.00	219,745	23,766	△195,978	△89%
④	新潟駅周辺整備事業用 地	18,283.86	7,280,987	5,284,516	△1,996,470	△30%
合計		281,434.01	7,722,323	5,385,076	△2,337,247	△30%

(出典：新潟市作成資料)

土地開発公社が土地を取得する目的としては、地方自治体が必要とする土地を先行的に取得することであり、地価が上昇局面では安価な時に機動的に土地を取得できるというものであった。しかし、長期間保有している間に状況は変化し、大幅に地価が下落しているにもかかわらず、高い価格で購入した土地を、簿価のまま市は購入することになる。

このように市は時価簿価差額を負担することになるが、今後さらなる時価簿価差額の拡大の可能性もある。このようなリスクの増大に対応するためにも、長期保有土地についての方針を早急に検討することが望ましい。

【意見 32】

長期保有土地は、簿価で評価されているが、市がこれらの土地を購入する際には簿価で買い取ることになっているところ、時価は簿価より下落している状況である。

市は時価簿価差額を負担することになるが、今後さらなる時価簿価差額の拡大の可能性もある。このようなリスクの増大に対応するためにも、長期保有土地についての方針を早急に検討することが望ましい。

iv. 協定書の形骸化について

新潟市土地開発公社が保有する長期保有土地については、土地の買収にあたって、新潟市が期限を定めて購入することが定められた契約書または協定書が取り交わされている。

◆当初契約書又は協定書の状況

No.	資産区分	当初買取予定
①	都市計画道路新津新町大久保線事業用地	昭和 71 年 3 月 31 日まで

②	都市計画道路秋葉程島線整備事業用地	平成10年7月10日まで
③	地域環境保全林整備事業用地	平成13年7月1日まで
④	新潟駅周辺整備事業用地	後年度予算に定めるところにより取得。

(出典：「業務委託契約書」「土地の先行取得に関する協定書」)

しかし、これら全てにおいて、契約書又は協定書が何度か変更され、新潟市の買取期限が延長されている。

新潟市の目的達成のために取得した土地であるにもかかわらず、明確なスキームが示されないまま、協定書だけ何度も延長しているということは何のための協定書であり、買取期限の定めは何なのか不明である。やむを得ない事情があり、期限を延長することはありうると考えられるが、具体的な動きがないまま期限だけ延長しているのは、形式面は適切であったとしても、実態面で協定書の調印実務が適切に行われているのか疑問が生じる。やむを得ない事情があり延長するのであれば、履行されなかった理由等を検証し、課題に対する具体的な対応も含めどのように協定を履行するのかの合理的な根拠を示させることが必要であると考えます。

そのため、市所管課から現時点でできうる限りの精度の高い事業計画を提出させ調印実務を行っていくことが必要である。

【指摘36】

新潟市土地開発公社が保有する長期保有土地については、土地の買収にあたって、新潟市が期限を定めて購入することが定められた契約書または協定書が取り交わされている。しかし、これら全てにおいて、契約書又は協定書が何度か変更され、新潟市の買取期限が延長されている。

具体的な動きがないまま期限だけ延長しているのは、協定書の調印実務が適切に行われているのか疑問が生じる。そのため、市所管課から現時点でできうる限りの精度の高い事業計画を提出させ調印実務を行っていくことが必要である。

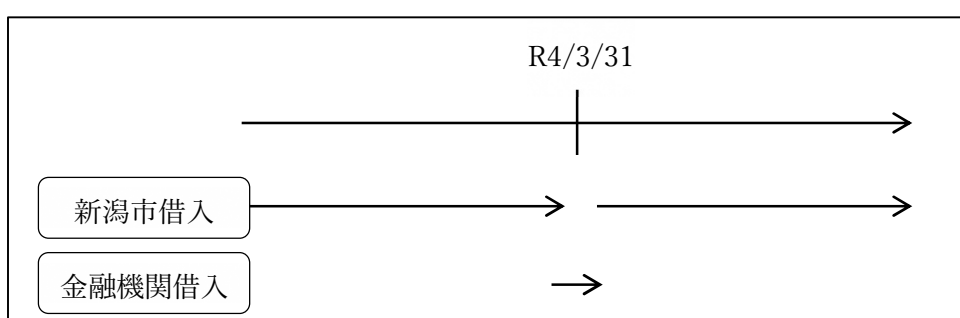
v. 借入れによる資金繰りについて

新潟市土地開発公社の土地の取得資金は市の無利子貸し付けによって行われている。ただし、市は年度収支の均衡を図るため、年度末には貸付金の返済を受け、期首に改めて貸し付けるということを行っている。その更新のつ

なぎとして、公社が民間の金融機関から年度末に有利子で借入れを行い市の貸し付けの返済原資とし、期首には市からの借入れを原資に民間の金融機関に返済をするということが行われている。

(単位：千円)

日付	相手	借入	返済	利息
令和4年3月31日	金融機関	7,595,662	-	-
令和4年3月31日	新潟市	-	7,595,662	-
令和4年4月1日	新潟市	7,596,390	-	-
令和4年4月1日	金融機関	-	7,595,662	728



(出典：新潟市提供資料を基に監査人作成)

年度の収支を見れば、市の公社に対する貸し付けは年度内に返済されるため、収支が均衡しているように見える。しかし、実際は公社の土地取得の原資として貸し付けたものであり、実質的に貸付金として固定化されている支出である。

現状のスキームは、名目上年度収支を均衡させることを目的に行われているスキームであるが、そのために有利子負債を利用していることから利息費用も発生している。実態に即した処理をすれば、不要な利息費用も生じないため、資金繰り手法について見直すべきと考える。

【意見 33】

新潟市土地開発公社の土地の取得資金は市の無利子貸し付けによって行われている。ただし、市は年度収支の均衡を図るため、民間の金融機関からの有利子借入れを利用し、年度末には貸付金の返済を受け、期首に改めて貸し付けるということを行っている。

現状のスキームは、名目上年度収支を均衡させることを目的に行われているスキームであるが、そのために有利子負債を利用していることから利息費用も発生している。実態に即した処理をすれば、不要な利息費用も生

じないため、資金繰り手法について見直すべきと考える。

vi. 預金の運用方針について

新潟市土地開発公社は、解散に向けて業務を縮小している状況にある。一方で、令和4年度における貸借対照表では現金及び預金が16億円保有されており、当該資金について明確な使途も決まっていない。

公社としての事業は依然として残っており、事業運営のために一定の資金は必要と考えられるが、少なくとも16億円が必要となる資金需要は想定されていない。仮に追加的な先行取得等の事業が生じるとしても、必要な資金は提供され、自主財源による取得をすることは基本的に無いと考えられる。

そのため、現金及び預金の活用方針が決まっていなければ借入金の返済に充てるなど、適切な保有残高を検討の上、多額の預金の活用方針について検討することが望ましい。

【意見 34】

新潟市土地開発公社は、解散に向けて業務を縮小している状況にある。一方で、令和4年度における貸借対照表では現金及び預金が16億円保有されており、当該資金について明確な使途も決まっていない。

現金及び預金の活用方針が決まっていなければ借入金の返済に充てるなど、適切な保有残高を検討の上、多額の預金の活用方針について検討することが望ましい。

9. (公財)新潟水道サービス

① 外郭団体の概要

i. 外郭団体及び所管部署の概要

(ア) 外郭団体の概要

団体名	公益財団法人 新潟水道サービス				
所在地	新潟市中央区紫竹山1丁目5番10号				
設立年月日	昭和45年7月22日	代表者	理事長 川井直光		
基本財産	1,800千円	市出資金等	1,800千円	市出資割合	100%
設立目的	市民が安心して水道を使えるよう支援することを通し、文化的な市民生活の維持向上に寄与することを目的とする。				

令和4年度 主要事業	事業名	事業内容	予算額
	給水装置の診断及	あんしん水道診断	117,958千円

	び調査事業	検針結果に基づいた漏水等調査	
	給・配水設備の維持管理に関する事業	水道管の漏水現地調査・電話受付等 小規模貯水槽の訪問指導	98,232 千円
	水道事業に関する知識の醸成事業	浄水場での施設説明 新潟市水道局広報紙「水先案内」の作製	20,522 千円

(イ) 所管部署の概要

所管課	水道局 総務部総務課総務係
事務分掌	<p>総務係</p> <p>(1) 課の所管事務事業の調整に関すること。</p> <p>(2) 市議会に関すること。</p> <p>(3) 市長印、管理者印及び局印の管守に関すること。</p> <p>(4) 文書の收受、配布、発送及び保存に関すること。</p> <p>(5) 文書の審査に関すること。</p> <p>(6) 条例、管理規程等の審査及び公表に関すること。</p> <p>(7) 本局庁舎及び東庁舎の維持管理に関すること。</p> <p>(8) 日本水道協会に関すること。</p> <p>(9) 局の統計の調整に関すること。</p> <p>(10) 組織及び職務権限に関すること。</p> <p>(11) 事務管理に関すること。</p> <p>(12) 乗用自動車の運用に関すること。</p> <p>(13) 施設、自動車その他の車両の損害賠償保険に関すること。</p> <p>(14) 建物の火災保険に関すること。</p> <p>(15) 課内及び技術管理室の庶務に関すること。</p> <p>(16) 部の他の課の所管しない事項に関すること。</p>

ii. 市の財政的、人的支援の概要

(ア) 市からの財政支出等の状況

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金	—	—	—
事業費補助金	—	—	—
運営費補助金	—	—	—

設備投資に係る補助金	—	—	—
負担金	—	—	—
交付金	—	—	—
委託料	514,787	513,787	311,536
指定管理料（公募）	—	—	—
指定管理料（非公募）	—	—	—
業務委託（随契）	514,787	513,787	311,536
業務委託（その他）	—	—	—
貸付金（期中借入額）	—	—	—
合計	514,787	513,787	311,536
貸付残高	—	—	—
損失補償契約に係る債務残高	—	—	—
損失補償限度額	—	—	—
その他	—	—	—
財政支出等の必要性についての市の見解	委託料については、一部の業務について、一者随契から入札方式へ移行させることにより、現状の改善に努めている。また、随意契約を締結している業務については、令和4年度から一部の業務について入札方式へ移行し、委託先が変更になったことで減少したもの。なお、随意契約を締結している業務については、当財団が長年当局の事業を補完し、公益性の高いサービスを提供してきた実績に裏打ちされた高い専門性とノウハウを活用して、水道局と同水準のサービスがより経済的に提供され、業務効率化に寄与していると考えている。		

(イ) 市からの人的関与の状況

令和4年7月1日現在（単位：人）

	常勤				非常勤/嘱託・臨時				合計
	市派遣	市OB	その他	計	市派遣	市OB	その他	計	
役員数	—	2	—	2	3	—	3	6	8
職員数	1	—	25	26	—	3	21	24	50

iii. 財務諸表の推移

(単位：千円)

	科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸 借 対 照 表	流動資産	63,955	76,198	59,731
	固定資産	47,100	46,571	46,556
	資産合計	111,055	122,768	106,287
	流動負債	42,645	43,897	30,902
	(うち短期借入金)	6,000	—	—
	固定負債	38,982	46,979	42,470
	(うち長期借入金)	—	—	—
	指定正味財産	—	—	—
	一般正味財産	29,429	31,892	32,916
	正味財産合計	29,429	31,892	32,916
正 味 財 産 増 減 計 算 書	経常収益	515,018	514,024	312,763
	経常費用	504,143	510,665	311,605
	評価損益等	10,875	3,359	1,157
	当期経常増減額	10,875	3,359	1,157
	経常外収益	—	—	—
	経常外費用	—	—	—
	当期経常外増減額	—	—	—
	当期一般正味財産増減額	7,504	2,463	1,023

② 個別検出事項

(1) 外郭団体に対する結果及び意見

i. 収益改善施策のない中期計画について

新潟水道サービスでは、給水装置の診断調査事業など様々な水道関連事業を行っている。しかし、全ての事業を継続的に受託しているわけではなく令和4年度から水道メーター検針事業は受託しておらず、新潟水道サービスの経常収益は令和3年度514,024千円から令和4年度には312,763千円と4割程度減少することとなった。これは、令和4年度から水道メーター検針事業に料金収納事務が追加されたが、当事務に関して新潟水道サービスは対応できなかったことが主な要因である。サービスが多様化する中、全ての事業を受託し続けることは難しいものの、安定した法人運営のため継続的な収益獲得施策を行っていかねばならないと考えられる。

これに加えて、新潟水道サービスは人材の確保・育成などを課題と捉えた上で、令和元年12月付で中期計画を作成しており、主要な事業の計画は以下のように記載されている。

(修繕サービス)

道路や宅地内の漏水、水圧不足、異音、濁水など市民からの連絡・問い合わせに対し、電話受付から現地調査、市民への説明、施工業者への連絡・指示・現場立ち合いなど一連の市民対応を 365 日行う。

昨今の市民ニーズを鑑みると、精度の高い管路探知・漏水探知により修繕作業を無駄なく効率的に進める必要がある。そのためにも、市民の信頼に応えるべく更なる技術の向上及び継承を行っていく必要がある。

【5 カ年の計画値】

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
調査・立会等現場対応	3,300 件	3,300 件	3,300 件	3,300 件	3,300 件

(貯水槽清掃指導)

小規模貯水槽水道の設置者等の衛生管理意識の向上を図るため、貯水槽清掃の実施について訪問指導を行う。

小規模貯水槽水道の清掃実施率は訪問指導により約 5~7%増加し 70%超で推移している。今後も適切に管理指導を継続していく。

【5 カ年の計画値】

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
貯水槽清掃指導	150 件/年 (指導件数は適宜見直す)				

(水先案内作成・配付)

新潟市の水道事業に対する理解を深めていただくため、広報紙「水先案内」を年 4 回作成し、検針時に合わせて市民に配付する。

常に紙面の工夫を凝らし、水道事業に興味と関心を持つきっかけへと繋げていく。

【5 カ年の計画値】

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
水先案内配付	1,332 千部	1,337 千部	1,342 千部	1,348 千部	1,353 千部

(水道料金関係データ入力)

金融機関から送られてきた水道料金等領収済データや口座振替済みデータ及びコンビニエンスストアから送られてきた水道料金等領収済データの OCR 処理などデータ取り込み作業を行う。また、水道料金等の各種通知書に係る納付書引き抜き作業及び口座振替依頼書に基づくデータ入力業務

を行う。水道料金等領収済データの OCR 処理件数は年間約 9 万件、また、口座振替依頼書に基づくデータ入力件数は年間約 2 万 6 千件が見込まれる。

【5 カ年の計画値】

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
口座データ入力	26,200 件	26,200 件	26,200 件	26,200 件	26,200 件

(出典：新潟水道サービス中期計画)

しかしながら、数値計画に関してはほぼ横引きの収益計画で策定されており、上記施策により収益力が向上するかは判然としない。

経営環境が悪化している状況に鑑みると、収益力を向上させるような取り組みがなければ、一般的には事業継続が危ぶまれる状況であると考えられるため、継続的な事業活動を行うために、法人経営を改善するための施策を計画的に運用することが望ましい。

【意見 35】

水道メーター検針業務事業など新潟水道サービスの主要な受託事業が減少しており法人の経営環境に厳しさが増しているものの、中期計画では法人の経営を改善するための具体的な施策が策定されていない。継続的な事業活動を行うために、法人経営を改善するための施策を計画的に運用することが望ましい。

ii. 中期計画の見直しについて

新潟水道サービスでは、給水装置の診断調査事業など様々な水道関連事業を行っている。しかし、全ての事業を継続的に受託しているわけではなく、令和 4 年度から水道メーター検針事業は受託していないため、新潟水道サービスの経常収益は令和 3 年度 514,024 千円から、令和 4 年度には 312,763 千円と 4 割程度減少することとなった。このように法人の収益の大部分が減少した場合、経営方針を再度検討し経営資源を再配分する必要があると考えられる。しかしながら、新潟水道サービスは令和元年 12 月付で中期計画を作成して以降、中期計画に何ら変更を行っていない。

主要な受託事業の減少により法人の事業運営のあり方は大きく変化しているものの、新潟水道サービスの中期計画は令和元年から見直されておらず、実態と大きく乖離している。中期計画は法人の構成員の判断の拠り所となる重要な指標であるため、事業環境が大きく変化した局面においては適時に見

直しをすることが望ましい。

【意見 36】

主要な受託事業の減少により新潟水道サービスの事業収益は年間 5 億円から 3 億円と大きく減少しており、法人の事業運営のあり方は大きく変化している。しかしながら、新潟水道サービスの中期計画は令和元年から見直されていないため、実態と大きく乖離している。法人の構成員の判断の拠り所となる重要な指標であるため、事業環境が大きく変化した局面においては適時に見直しをすることが望ましい。

iii. 団体の自立性について

新潟水道サービスでは、給水装置の診断調査事業など様々な水道関連事業を行っている。しかしながら、現在受託している事業は全て新潟市からの委託業務であり、独自の事業収入はない状態である。また、新潟水道サービスの担当者へ質問したところ、現時点で独自の収入源の見込はないとのことであった。なお、新潟水道サービスの経済的自立性指標の推移は以下の通り。

【新潟水道サービス 経済的自立性】

指標	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
財政依存度	99.9%	99.9%	100%	100%	100%
随意契約率	100%	100%	100%	100%	100%

(出典：新潟市外郭団体評価調書を基に監査人加工)

また、新潟水道サービスの人的資本に関しても、新潟市に依存している状況である。新潟水道サービスの人的自立性指標の推移は以下の通り。

【新潟水道サービス 人的自立性】

単位：人	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
常勤役員 新潟市 OB	2	2	2	2	2
常勤役員 新潟市派遣	0	0	0	0	0
常勤役員 その他	0	0	0	0	0
非常勤役員 新潟市 OB	0	0	0	0	0
非常勤役員 新潟市派遣	3	3	3	3	3

非常勤役員 その他	3	3	3	3	3
役員合計	8	8	8	8	8
常勤役員 新潟市 依存率※	100%	100%	100%	100%	100%
役員 新潟市 依存率※	62.5%	62.5%	62.5%	62.5%	62.5%

※新潟市 OB 人数と新潟市派遣人数の合計人数 ÷ (常勤)役員合計数で計算

(出典：新潟市外郭団体評価調書を基に監査人加工)

このような状況に関して新潟市水道サービスは、以下のように自己評価している。

【新潟水道サービス 団体の自立性評価の推移】

平成 30 年度	市職員比率は継続して 3%台と他団体と比しても充分に自立性は確保できていると考えるが、積極的な資格取得他、研修の実施などを通し、さらに競争力を高め向上させていく。
令和 元年度	将来的な検針業務の方向性を見据え、現在水道局から受託し実施している各事業の他、今後受託可能な公益目的事業について抽出し、受託の可否について水道局と協議している。
令和 2 年度	将来的な検針業務の方向性を見据え、現在新潟市水道局から受託し実施している各事業の他、今後受託可能な公益目的事業について抽出し、受託の可否について新潟市水道局と協議している。
令和 3 年度	水道局から受け取った補助金はない。なお、将来の検針業務の方向性を見据え、現在水道局から受託し実施している各事業の他、今後受託可能な公益目的事業について抽出し、受託の可否について水道局と協議している。
令和 4 年度	水道局から受け取った補助金はない。なお、受託事業の減少に伴い、現在水道局から受託し実施している各事業の他、今後受託可能な公益目的事業について抽出し、受託の可否について水道局と協議している。

(出典：新潟市外郭団体評価調書を基に監査人加工)

上記のように新潟水道サービスにおいても自立性を上げていく施策を立案しており、令和元年以降、新潟市水道局と協議するといった方法が継続してとられているものの、自立性が高まらない状況に鑑み異なる実効性のある方法を行うべきであると考えられる。新潟市とは別に法人を設立した趣旨に鑑

みて、自立性を確立するため独自の財源や人的資本を確保することが望ましい。

【意見 37】

新潟水道サービスの事業収益は 100%新潟市からの受託収益であり、また、新潟市への人的依存度も高い状況である。新潟市とは別に法人を設立した趣旨に鑑みて、自立性を確立するため独自の財源や人的資本を確保することが望ましい。

iv. 契約形態の金額基準について

新潟水道サービスの契約事務は、内規により一般競争入札、指名競争入札又は随時契約によるものとされているが、それぞれの契約形態における金額基準その他要件を定めたものはない。

(契約の方法)

第 19 条

2 財団の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約によるものとする。

(出典：新潟水道サービス会計規程)

規程上はいずれの契約形態も選択できるようになっているものの、新潟水道サービスでの実務運用上は、新潟市と同様の判断基準にて契約形態を決定しているとのことであった。自治体にはできない柔軟な事務執行ができるといった外郭団体の本来の設立趣旨を踏まえて、新潟市と同様の判断基準でよいかも検討した上で、契約事務に係る金額基準その他要件を明文化し、適切な契約事務が執行される体制を構築することが望ましい。

【意見 38】

新潟水道サービスが行う契約事務に関しては会計規程第 19 条第 2 項に「財団の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約によるものとする。」とするのみであり、それぞれの契約形態における金額基準その他要件を定めたものがない。運用上は新潟市の契約事務と同様のルールにて業務を行っているものの、契約事務に係る金額基準その他要件を明文化し、適切な契約事務が執行される体制を構築することが望ましい。

v. 情報セキュリティポリシーについて

新潟水道サービスでは、給水装置の診断調査事業など行っており、個人の氏名などの個人情報や企業情報などを扱っている。この点、情報の漏洩など

の事故やトラブルを防ぐために情報の管理・運用に関するルールを定めて運用すべきであるが、新潟水道サービスでは情報セキュリティ・管理・運用に係るルールを定めていない。

情報セキュリティ・管理・運用に係るルールを明文化することにより、所管部署や責任者が明確となり、また、運用ルールの属人化を防止することが可能となると考えられるため、情報セキュリティ・管理・運用に係るルールを整備することが望ましい。

【指摘 37】

パスワード管理やバックアップの方法等、情報セキュリティ・管理・運用に係るルールが明文化されていない。情報セキュリティ・管理・運用に係るルールを明文化することにより、所管部署や責任者が明確となり、また、運用ルールの属人化を防止することが可能となると考えられるため、情報セキュリティ・管理・運用に係るルールを整備することが望ましい。

vi. PC のパスワード設定について

新潟水道サービスが管理する PC（新潟市水道局のシステムへアクセスする PC を除く）について、パスワードは設定されていなかった。パスワードの設定がない状態では、内部・外部ともに不正アクセスのリスクが格段に高くなる。このため、想定していない者が PC へアクセスすることを防ぎ、情報漏洩を防止するため PC へのパスワード設定を行うべきである。

【指摘 38】

新潟水道サービスが管理する PC（新潟市水道局のシステムへアクセスする PC を除く）について、パスワード設定がされていない。想定していない者が PC へアクセスすることを防ぎ、情報漏洩を防止するため PC へのパスワード設定を行うべきである。

vii. データのバックアップについて

新潟水道サービスでは、法人内で横断的に使用するデータファイルについて共有 PC へ保存しているが、データの定期的なバックアップがなされていない（不定期で外付 HDD へバックアップを行っている）。データが滅失した際に、容易に復旧し業務を継続できるように、データの定期的なバックアップを行うべきである。

【指摘 39】

新潟水道サービスでは、法人内で横断的に使用するデータファイルにつ

いて共有 PC へ保存しているが、データの定期的なバックアップがなされていない（不定期で外付 HDD へバックアップを行っている）。データが滅失した際に、容易に復旧し業務を継続できるように、データの定期的なバックアップを行うべきである。

viii. 理事の職務執行の報告について

新潟水道サービスでは、定期的に理事会を開催し、法人運営に関して協議が行われている。この点、公益法人においては、代表理事は3か月に1回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないとされている。ただし、定款で毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めることも認められる。

第九十一条 次に掲げる理事は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。

一 代表理事

二 代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

2 前項各号に掲げる理事は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

（出典：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）

上記ただし書きに対応し、新潟水道サービスでは、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上報告をすることを定款で定めている。

（理事の職務及び権限）

第24条

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（出典：新潟水道サービス定款）

しかしながら、新潟水道サービスでは、令和4年度の理事会において、当該報告が1回のみ実施されている状況であった。法令及び定款を遵守し、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、代表理事、業務執行理事の理事会への報告が必要である。

【指摘40】

公益法人においては、代表理事、業務執行理事は3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないとされている。

ただし、定款で毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めることも認められる（一般法人法91Ⅱ、197）。新潟水道サービスでは、定款にて毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めている。

令和4年度の理事会において、当該報告が1回のみ実施されている状況であった。法令及び定款を遵守し、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、代表理事、業務執行理事の理事会への報告が必要である。

ix. 役員の欠格事由の確認について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律において、役員のなかに欠格事由に該当する者がいる場合、公益認定が取り消されることとされている。

（欠格事由）

第六条

前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から五年を経過しないもの

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受

けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

（以下略）

（公益認定の取消し）

第二十九条

行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

（以下略）

（出典：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）

このように、役員が欠格事由に該当することとなった場合、行政庁は公益認定を取り消さなければならないとされており、役員が欠格事由に該当するか否かについては、十分に留意する必要がある。

新潟水道サービスにおいては、役員の就任時には欠格事由等の確認書を入手しているが、その後の重任時においては、改めて確認書を入手することはしていない。公益認定の取り消しは、法人の運営にとって重大な影響を与えることから、欠格事由の対象範囲・該当するか否かの判定の確認は非常に重要である。

法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分な説明を行い、欠格事由の有無を確認した上で確認書を入手することが望ましい。

【意見 39】

新潟水道サービスでは、役員の就任時に欠格事由等の確認書を入手しているが、その後の重任時においては、改めて確認書を入手はしていない。

法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分に説明を行い、欠格事由の有無を確認した上で確認書を入手することが望ましい。

x. 賞与引当金に係る社会保険料法人負担見込額の会計処理について

新潟水道サービスでは、職員等に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を賞与引当金として計上している。賞与を支給する場合、必ず対応する法定福利費が発生する。そのため、引当金に対応する法定福利費相当額についても負債計上すべきであるが、令和 4 年度決算において、法定福利費に相当する負債を計上していない。

そのため、賞与引当金を計上する場合、賞与引当金の金額に合理的な料率を乗じて法定福利費相当額を負債計上すべきである。

なお、公益法人会計基準の「第一 総則」「3 一般原則」(4)の重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。

【指摘 41】

新潟水道サービスでは、職員等に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を決算において賞与引当金として計上しているが、法定福利費に相当する負債を計上していない。

賞与引当金を計上する場合、賞与引当金の金額に合理的な料率を乗じて法定福利費相当額を負債計上すべきである。

なお、重要性の原則を適用して計上省略する場合には、重要性が乏しいことを法人として検討し意思決定する必要がある。

xi. 税効果会計の適用要否の判断について

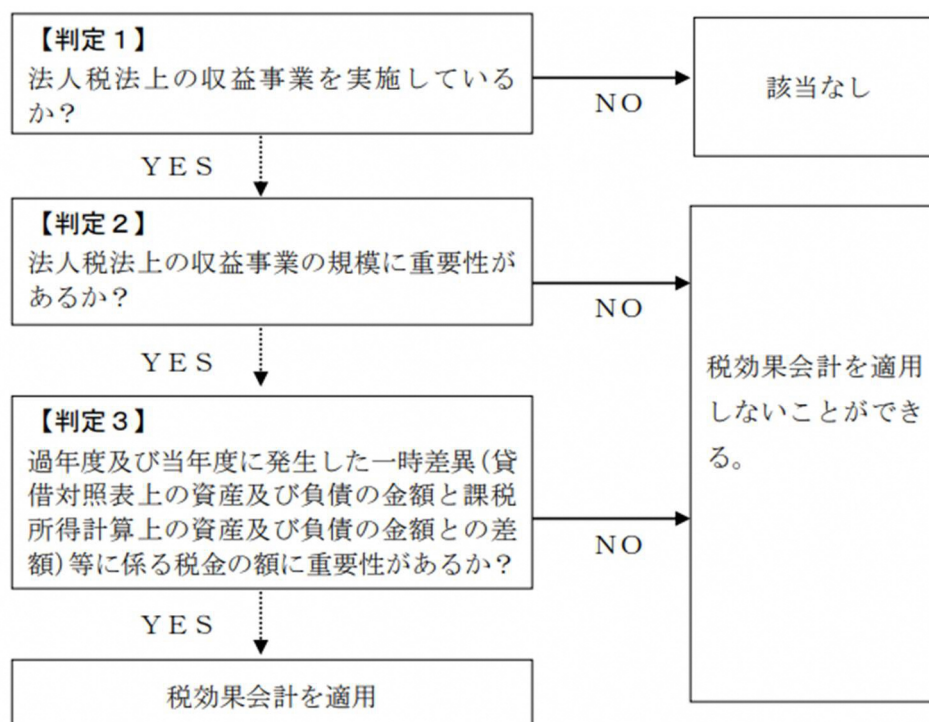
税効果会計とは、会計上の利益に見合った税金費用が計上されるように、「企業会計」と「税務会計」との処理タイミングの違いを調整し、税金費用を適切に期間配分する手続きをいう。

公益法人において法人税法上の収益事業（公益目的事業を除く。以下同様）を実施している場合は、公益法人会計基準では原則として税効果会計を適用することとなっている。平成 20 年会計基準では、正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部で法人運営の効率性を把握することが目的とされており、法人税法上の収益事業を実施する場合には、原則として税効果会計を適用することが前提となっている。

ただし、平成 20 年会計基準注解（注 1）(5)では、重要性の原則の適用例として「法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。」とされている。

よって、税効果会計適用の要否の判断は、公益法人会計基準に関する実務指針の Q54 に記載されている以下のフローチャートに従って判定することに

なる。



新潟水道サービスにおいては、収益事業等会計において法人税法上の収益事業を実施しているが、税効果会計の適用要否を検討しておらず、税効果会計を適用していない。よって、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されている前述のフローチャートや重要性の考え方、法定実効税率の算定方法などを参考にして、税効果会計適用の要否について法人として検討し意思決定する必要がある。

【指摘 42】

収益事業等会計において法人税法上の収益事業を実施しているが、決算において税効果会計の適用要否を検討しておらず、税効果会計を適用していない。

よって、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されているフローチャートや重要性の考え方、法定実効税率の算定方法などを参考にして、税効果会計適用の要否について法人として検討し意思決定する必要がある。

xii. 関連当事者の注記について

公益法人会計基準及び注解は、関連当事者との取引の内容は注記しなければならないと定めており、関連当事者について以下のように定めている。

(注解 17) 関連当事者との取引の内容について

1 関連当事者とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 当該公益法人を支配する法人
- (2) 当該公益法人によって支配される法人
- (3) 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人
- (4) 当該公益法人の役員または評議員及びそれらの近親者

(出典：公益法人会計基準注解)

ここで、「当該公益法人を支配する法人」については、公益法人会計基準の運用指針において以下のように定められている。

6. 関連当事者との取引の内容について

公益法人会計基準注解の注17における関連当事者との取引の内容について財務諸表に注記を付す場合の関連当事者の範囲及び重要性の基準は、以下のとおりである。

(1) 関連当事者の範囲

① 当該公益法人を支配する法人

当該公益法人を支配する法人（以下「支配法人」という。）とは、当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している法人をいい、次の場合には当該法人は、支配法人に該当するものとする。
なお、当該法人にはその被支配法人を含むものとする。

ア 当該法人が当該公益法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること

イ 当該法人が当該公益法人の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること

a. 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該公益法人の議決権の過半数を占めていること

b. 当該法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）、評議員若しくは職員である者又はこれらであった者で自己が当該公益法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該公益法人の理事会の構成員の過半数を占めていること

c. 当該公益法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

d. 当該公益法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること

e. その他、当該公益法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

ウ 当該法人が自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、上記ア、イに該当する場合を除く。）に当該公益法人の議決権の過半数を占めている場合で、上記イのbからeに掲げるいずれかの要件に該当すること

（中 略）

なお、国及び地方公共団体については、公益法人の監督等を実施していることをもって、ただちに支配法人とはしないが、上記ア～ウに該当しない場合であっても、国又は地方公共団体が当該公益法人の財務又は事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解の注17に定める注記をすることが望ましいものとする。

（出典：公益法人会計基準の運用指針）

新潟水道サービスの財務及び事業の方針を決定する機関は理事会であり、令和4年度末時点では理事6名から構成されている。理事6名のうち4名が新潟市関連の職員または職員であった者に該当するため、理事会の過半数を占めている。また、収益全てを新潟市から得ていることに鑑みても、新潟市は関連当事者に該当し、新潟市との取引は注記で開示する必要がある。

しかし、関連当事者の判定の検討が行われておらず、結果として、新潟水道サービスの財務諸表において関連当事者である新潟市との取引の内容についての注記が行われていない。

なお、公益法人会計基準の運用指針の「6. 関連当事者との取引の内容について」において、関連当事者の範囲及び注記での開示対象となる取引の重要性の基準が定められているため、これに基づき、新潟市以外にも関連当事者がいないか検討した上で、関連当事者との取引を適切に注記すべきである。

【指摘 43】

関連当事者の判定の検討が行われておらず、結果として、財務諸表において関連当事者である新潟市との取引の内容についての注記が行われていない。なお、新潟市以外にも関連当事者がいないか検討した上で、関連当事者との取引を適切に注記する必要がある。

(2) 所管部署に対する結果及び意見

i. 随意契約ガイドラインの対象について

新潟市では、随意契約により契約締結を行う際は、公正性及び公平性の保持、及び経済性の確保を図るために、随意契約ガイドラインを定めているが、当ガイドラインでは新潟市水道局が対象から除かれている。

3 ガイドラインの対象

随意契約ガイドラインの対象は、本市が締結する全ての契約（水道局、市民病院を除く）とする。

（出典：新潟市随意契約ガイドライン）

しかしながら、新潟市水道局の契約事務の運用では、当ガイドラインを準用しているとのことであった。このため、実態に合わせて新潟市水道局も対象となるようにガイドラインを改訂することが望ましい。

【意見 40】

新潟市が制定した随意契約ガイドラインの対象に新潟市水道局は除外されているが、実態の運用は当ガイドラインを準用しているため、実態に合わせてガイドラインを改訂することが望ましい。

ii. 広報紙「水先案内」作製業務の一者随意契約について

新潟市は、新潟市水道局の広報紙「水先案内」作製業務について、新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。地方公共団体が締結する業務は一般競争入札が原則であり、一定の条件を満たす場合に随意契約が認められている。そして、一者随意契約は、競争性及び透明性の確保が困難な性質を有する。そのため、新潟市においては「随意契約ガイドライン」を策定し、一般競争入札に適さず随意契約を締結する際には下記の点に留意することを規定している。

- ・当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である。
- ・業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しないこと。

(出典：新潟市随意契約ガイドラインより抜粋)

本業務委託は、広報紙の作製・印刷、広告主の募集等を主な業務内容としている。新潟市水道事務への理解、広報紙作製業務への精通といった優位性が高齢水道サービスにあることは否定できないが、それらをもって業者を限定しないようにガイドラインに定められている。また、業務内容から他に実施可能な業者が存在する可能性は高く、競争入札に適さないとは認められ難い。

よって、新潟市は、本業務委託について競争入札をする必要がないかについて再検討を行うことが必要である。

【指摘 44】

広報紙「水先案内」作製業務について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。

本業務委託は、広報紙の作製・印刷、広告主の募集等を主な業務内容としている。新潟市水道事務への理解、広報紙作製業務への精通といった優位性が高齢水道サービスにあることは否定できないが、それらをもって業者を限定しないように新潟市の随意契約ガイドラインに定められている。また、業務内容から他に実施可能な業者が存在する可能性は高く、競争入札に適さないとは認められ難い。

よって、新潟市は、本業務委託について競争入札をする必要がないかについて再検討を行うことが必要である。

iii. 広報紙「水先案内」作製業務の一者随意契約要件調書兼審査結果調書について

新潟市は、新潟水道サービスと広報紙「水先案内」作製業務を委託契約しているが、本業務は一者随意契約にて契約締結している。一者随意契約は競争性及び透明性の確保が困難な性質を有するため、一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要がある。そこで、新潟市水道局では「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にてその検討過程を文書化している。当業務における「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にて記載された理由は以下のとおりである。

上記法人は、市民が安心して水道を使えるよう支援することを通して、文化的な市民生活の維持向上に寄与することを目的とし、平成26年4月より公益財団法人として認定を受けています。

新潟市水道事業の業務内容について精通しており、同法人に委託するこ

とで、よりきめ細やかで品質の高い広報紙「水先案内」の作製が見込まれることから、広報紙「水先案内」の作製業務を同法人への随意契約とした。

(一者随意契約要件調書兼審査結果調書より抜粋)

随意契約ガイドラインでは、業務内容を熟知している、業務に精通している等をもって契約者を限定しないことが求められており、当調書における理由の記載は不十分である。

契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存する体制を構築することが必要である。

【指摘 45】

広報紙「水先案内」作製業務について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要があるが、新潟市水道局では「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にてその検討過程を文書化しているが、当調書における理由の記載は不十分である。

契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存する体制を構築することが必要である。

iv. 広報紙「水先案内」作製業務の見積金額の妥当性について

新潟市が新潟水道サービスに委託している広報紙「水先案内」作製業務の委託料の決定に際して、新潟市は毎年新潟水道サービスから見積書入手し、内容を精査した上で決定している。令和4年度の見積内訳は以下の通りである。

項目	数量	金額
給料	1名	3,259千円
扶養手当・地域手当・通勤手当・平日普通・休日普通・夏季賞与・冬季賞与	1名	2,011千円
法定福利費	1名	838千円
退職金掛金	1名	102千円
車両賃借料・任意保険料・燃料費	1台	334千円
携帯電話料・PC賃借料	1台	44千円

「水先案内」作製		10,631 千円
諸経費		3,100 千円
合計		20,322 千円

(出典：新潟市提供資料を基に監査人加工)

上記を確認すると、1 人分の年間人件費が全額計上されており、また、車両維持費も年間金額が全額計上されている。年 4 回の広報紙作製といった業務内容に鑑みると過大であると思われるが、その適否が所管課で検討されていない。委託業務費用の適切化のため、見積金額を検討することが望ましい。

【意見 41】

広報紙「水先案内」作製業務の見積金額には、人件費・車両費の年額の全額が含まれている。年 4 回の広報紙作製といった業務内容に鑑みると過大であると思われるが、その適否が所管課で検討されていない。委託業務費用の適切化のため、見積金額を検討することが望ましい。

v. 口座データ入力業務の一者随意契約について

新潟市は、新潟水道サービスと口座データ入力業務を委託契約しているが、当業務は一者随意契約にて契約締結している。地方公共団体が締結する業務は一般競争入札が原則であり、一定の条件を満たす場合に随意契約が認められている。そして、一者随意契約は、競争性及び透明性の確保が困難な性質を有する。そのため、新潟市においては「随意契約ガイドライン」を策定し、一般競争入札に適さず随意契約を締結する際には下記の点に留意することを規定している。

- ・当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である。
- ・業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しないこと。

(出典：新潟市随意契約ガイドラインより抜粋)

本業務委託は、口座振替依頼書の形式的な不備のチェックとデータ入力等である。新潟市水道事務や検針業務への理解、過去の経験による業務への精通といった優位性が新潟水道サービスにあることは否定できないが、それらをもって業者を限定しないようにガイドラインに定められている。また、業

務内容から他に実施可能な業者が存在する可能性は高く、競争入札に適さないとは認められ難い。

よって、新潟市は、本業務委託について競争入札をする必要がないかについて再検討を行うことが必要である。

【指摘 46】

口座データ入力業務について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。

本業務委託は、口座振替依頼書の形式的な不備のチェックとデータ入力等である。新潟市水道事務や検針業務への理解、過去の経験による業務への精通といった優位性が新潟水道サービスにあることは否定できないが、それらをもって業者を限定しないように新潟市の随意契約ガイドラインに定められている。また、業務内容から他に実施可能な業者が存在する可能性は高く、競争入札に適さないとは認められ難い。

よって、新潟市は、本業務委託について競争入札をする必要がないかについて再検討を行うことが必要である。

vi. 口座データ入力業務の一者随意契約要件調書兼審査結果調書について

新潟市は、新潟水道サービスと口座データ入力業務を委託契約しているが、当業務は一者随意契約にて契約締結している。一者随意契約は競争性及び透明性の確保が困難な性質を有するため、一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要がある。そこで、新潟市水道局では「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にてその検討過程を文書化している。当業務における「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にて記載された理由は以下のとおりである。

本業務については、十分な知識と経験があり、本業務に精通した人員を配置し、円滑かつ確実な履行が求められていることから、定例検針業務及び再検針業務等の受託実績があり、一連の料金業務と深く関わりがある上記業者との随意契約としたい。

(一者随意契約要件調書兼審査結果調書より抜粋)

随意契約ガイドラインでは、業務内容を熟知している、業務に精通している等をもって契約者を限定しないことが求められており、当調書における理由の記載は不十分である。

契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を

検討した結果を、文書化し保存する体制を構築することが必要である。

【指摘 47】

口座データ入力業務について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要がある、新潟市水道局では「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にてその検討過程を文書化しているが、当調書における理由の記載は不十分である。

契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存する体制を構築することが必要である。

vii. 口座データ入力業務の手順書の整備について

新潟市は、口座データ入力業務を新潟水道サービスに委託している。当業務は長年新潟水道サービスに委託しているため、作業ノウハウは新潟水道サービスにあり、所管課にて業務手順の詳細は不明とのことであった。現状の業務内容の効率化や他の業者への委託業務の切替えを容易にするために、業務マニュアルを整備することが望ましい。

【意見 42】

新潟市は、口座データ入力業務を新潟水道サービスに委託しているが、最新の業務手順書を明文化したものが所管課に存在しない。現状の業務内容の効率化や他の業者への委託業務の切替えを容易にするために、業務マニュアルを整備することが望ましい。

viii. 貯水槽施設衛生管理指導業務の随意契約依頼書について

新潟市は、新潟水道サービスと貯水槽施設衛生管理指導業務を委託契約しているが、当業務は一者随意契約にて契約締結している。一者随意契約は競争性及び透明性の確保が困難な性質を有するため、一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要がある。当業務では「随意契約依頼書」にてその検討過程を文書化している。「随意契約依頼書」にて記載された理由は以下のとおりである。

当該業務は、貯水槽水道利用者へ安全安心な水道水の供給のために、貯水槽清掃未報告施設の所有者に対し、訪問による衛生管理指導を行うものであり、業務の遂行にあっては給水装置に精通する知識と豊富な実務経験を要するものである。上記の者は、専門的知識を有する技術者が配置されて

おり、当局水道事業運営への支援及び市民生活の維持向上に係る事業を行っている。また、当局におけるその他受託実績についても信頼性があることから随意契約することとしたい

(随意契約依頼書より抜粋)

随意契約ガイドラインでは、業務内容を熟知している、業務に精通している等をもって契約者を限定しないことが求められている。当業務は衛生管理指導という専門性を有しており、随意契約を行う理由について、更に詳細な記載が可能と考えられる。

契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存する体制を構築することが必要である。

【意見 43】

貯水槽施設衛生管理指導業務について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要があるが、当業務では「随意契約依頼書」にてその検討過程を文書化している。当業務は衛生管理指導という専門性を有しており、随意契約を行う理由について、更に詳細な記載が可能と考えられる。

契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存する体制を構築することが必要である。

ix. 給水装置に係る調査業務（中央事業所料金課）の一者随意契約について

新潟市は、新潟水道サービスと給水装置に係る調査業務（中央事業所料金課）を委託契約しているが、当業務は一者随意契約にて契約締結している。地方公共団体が締結する業務は一般競争入札が原則であり、一定の条件を満たす場合に特例的に随意契約が認められている。そして、一者随意契約は、競争性及び透明性の確保が困難な性質を有する。そのため、新潟市においては「随意契約ガイドライン」を策定し、一般競争入札に適さず随意契約を締結する際には下記の点に留意することを規定している。

- ・当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である。
- ・業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しないこと。

(出典：新潟市随意契約ガイドラインより抜粋)

本業務委託は、水道使用量の調査等である。新潟市水道事務への理解、経験による業務への精通といった優位性が新潟水道サービスにあることは否定できないが、それらをもって業者を限定しないようにガイドラインに定められている。また、業務内容から他に実施可能な業者が存在する可能性は高く、競争入札に適さないとは認められ難い。

よって、新潟市は、本業務委託について競争入札をする必要がないかについて再検討を行うことが必要である。

【指摘 48】

給水装置に係る調査業務（中央事業所料金課）について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。

本業務委託は、水道使用量の調査等である。新潟市水道事務への理解、経験による業務への精通といった優位性が新潟水道サービスにあることは否定できないが、それらをもって業者を限定しないように新潟市の随意契約ガイドラインに定められている。また、業務内容から他に実施可能な業者が存在する可能性は高く、競争入札に適さないとは認められ難い。

よって、新潟市は、本業務委託について競争入札をする必要がないかについて再検討を行うことが必要である。

x. 給水装置に係る調査業務（中央事業所料金課）の一者随意契約要件調書兼審査結果調書について

新潟市は、新潟水道サービスと給水装置に係る調査業務（中央事業所料金課）を委託契約しているが、当業務は一者随意契約にて契約締結している。一者随意契約は競争性及び透明性の確保が困難な性質を有するため、一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要がある。そこで、新潟市水道局では「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にてその検討過程を文書化している。当業務における「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にて記載された理由は以下のとおりである。

標記業務は、水道事業者が果たすべき役割を担う公益目的の業務であり、お客さまの接点となる業務であることから、委託先には、水道事業に対する深い造詣と社会的な信頼を有していることが求められる。また、業務の実施に当たっては、知識、経験、交渉能力とともに、水道局との調整や連携について適切に実施できる体制が必要となる。上記業者は、以上の要件を兼ね備え実績のある事業者であることから、随意契約とするものである。

(一者随意契約要件調書兼審査結果調書より抜粋)

随意契約ガイドラインでは、業務内容を熟知している、業務に精通している等をもって契約者を限定しないことが求められており、当調書における理由の記載は不十分である。

契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存する体制を構築することが必要である。

【指摘 49】

給水装置に係る調査業務（中央事業所料金課）について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要があるが、新潟市水道局では「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にてその検討過程を文書化しているが、当調書における理由の記載は不十分である。

契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存する体制を構築することが必要である。

xi. 給水装置に係る調査業務（秋葉事業所料金課）の一者随意契約について

新潟市は、新潟水道サービスと給水装置に係る調査業務（秋葉事業所料金課）を委託契約しているが、当業務は一者随意契約にて契約締結している。地方公共団体が締結する業務は一般競争入札が原則であり、一定の条件を満たす場合に特例的に随意契約が認められている。そして、一者随意契約は、競争性及び透明性の確保が困難な性質を有する。そのため、新潟市においては「随意契約ガイドライン」を策定し、一般競争入札に適さず随意契約を締結する際には下記の点に留意することを規定している。

- ・当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である。
- ・業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しないこと。

(出典：新潟市随意契約ガイドラインより抜粋)

本業務委託は、水道使用量の調査等である。新潟市水道事務への理解、経験による業務への精通といった優位性が新潟水道サービスにあることは否定できないが、それらをもって業者を限定しないようにガイドラインに定められている。また、業務内容から他に実施可能な業者が存在する可能性は高く、

競争入札に適さないとは認められ難い。

よって、新潟市は、本業務委託について競争入札をする必要がないかについて再検討を行うことが必要である。

【指摘 50】

給水装置に係る調査業務（秋葉事業所料金課）について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。

本業務委託は、水道使用量の調査等である。新潟市水道事務への理解、経験による業務への精通といった優位性が新潟水道サービスにあることは否定できないが、それらをもって業者を限定しないように新潟市の随意契約ガイドラインに定められている。また、業務内容から他に実施可能な業者が存在する可能性は高く、競争入札に適さないとは認められ難い。

よって、新潟市は、本業務委託について競争入札をする必要がないかについて再検討を行うことが必要である。

- xii. 給水装置に係る調査業務（秋葉事業所料金課）の一者随意契約要件調書兼審査結果調書について

新潟市は、新潟水道サービスと給水装置に係る調査業務（秋葉事業所料金課）を委託契約しているが、当業務は一者随意契約にて契約締結している。一者随意契約は競争性及び透明性の確保が困難な性質を有するため、一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要がある。そこで、新潟市水道局では「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にてその検討過程を文書化している。当業務における「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にて記載された理由は以下のとおりである。

標記業務は、水道事業者が果たすべき役割を担う公益目的の業務であり、お客さまの接点となる業務であることから、委託先には、水道事業に対する深い造詣と社会的な信頼を有していることが求められる。また、業務の実施に当たっては、知識、経験、交渉能力とともに、水道局との調整や連携について適切に実施できる体制が必要となる。上記業者は、以上の要件を兼ね備え実績のある事業者であることから、随意契約とするものである。

（一者随意契約要件調書兼審査結果調書より抜粋）

随意契約ガイドラインでは、業務内容を熟知している、業務に精通している等をもって契約者を限定しないことが求められており、当調書における理

由の記載は不十分である。

契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存する体制を構築することが必要である。

【指摘 51】

給水装置に係る調査業務（秋葉事業所料金課）について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要があるが、新潟市水道局では「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にてその検討過程を文書化しているが、当調書における理由の記載は不十分である。

契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存する体制を構築することが必要である。

xiii. 随意契約ガイドラインの理解について

包括外部監査の過程において随意契約の適切性について新潟市水道局の契約担当者へのヒアリングを実施したが、随意契約ガイドラインにおける留意点、すなわち業務に精通していることをもって契約者を限定しない等の内容について、初めて知ったというケースが多かった。

新潟市水道局と新潟水道サービスにおいて、一者随意契約が多く締結されていた要因の一つが、随意契約ガイドラインの周知不足であると考えられる。そのため、随意契約ガイドラインに係る研修会や説明会等を実施し、契約担当者の随意契約ガイドラインへの理解を深めることが必要である。

【指摘 52】

包括外部監査の過程において随意契約の適切性について新潟市水道局の契約担当者へのヒアリングを実施したが、随意契約ガイドラインにおける留意点、すなわち業務に精通していることをもって契約者を限定しない等の内容について、初めて知ったというケースが多かった。

新潟市水道局と新潟水道サービスにおいて、一者随意契約が多く締結されていた要因の一つが、随意契約ガイドラインの周知不足であると考えられる。そのため、随意契約ガイドラインに係る研修会や説明会等を実施し、契約担当者の随意契約ガイドラインへの理解を深めることが必要である。

xiv. 所管課分析シートにおける網羅的な課題把握について

所管課における外郭団体の評価に際して「所管課分析シート」を使用して、

外郭団体の経営課題について把握・整理を行っている。「所管課分析シート」には「随意契約の状況（競争性・透明性のない随意契約がないか）」という項目があり、新潟水道サービスにおいては「改善が必要である」との回答を過去より行っており、以前から所管課として新潟水道サービスとの一者随意契約に課題があると評価していたと推察される。そのため、所管課において認識した課題は早期に解消に向けて取り組む必要がある。

所管課における外郭団体の評価において「所管課分析シート」のほか、「外郭団体評価調書」といった資料が作成され、課題の内容を具体的に文書化するのには「外郭団体評価調書」を使用している。「外郭団体評価調書」には一者随意契約の記載はなく、具体的な問題点が文書化されておらず、上位者や行政経営課の確認時においては、問題点を把握することは困難であったとも推察される。「所管課分析シート」にて把握した重要な課題は「外郭団体評価調書」にて漏れなく文書化する必要がある。

【指摘 53】

新潟水道サービスとの一者随意契約については、所管課として過去より課題があると評価していたと推察される。所管課において認識した課題は、早期に解消に向けて取り組む必要がある。

また、識別した課題は上位者や行政経営課が確認できるように、「外郭団体評価調書」に漏れなく文書化する必要がある。

xv. 外部評価アドバイザーの活用について

外郭団体評価システムにおける外部評価アドバイザーのヒアリング時において、一者随意契約についての課題がディスカッションされていない。当ヒアリングは監査ではなく、ヒアリングの中で外部評価アドバイザーから個々の課題について助言を受けるものである。そのため、重要な課題については所管課より漏れなく外部評価アドバイザーへ提示する必要がある。

当ヒアリングは、公認会計士・中小企業診断士といった専門家とディスカッションできる貴重な機会であり、所管課においては課題解決のために当ヒアリングを活用するという意識をもって積極的に問題点を提示するように期待する。

【意見 44】

外郭団体評価システムにおける外部評価アドバイザーのヒアリング時において、一者随意契約についての課題がディスカッションされていない。当ヒアリングを有効活用するために、重要な課題については所管課より漏

れなく外部評価アドバイザーへ提示する必要がある。

以上